

主 文

- 1 別紙2 認容額等一覧の「被告」欄記載の被告企業らは、対応する行の「原告」欄記載の原告らに対し、連帯して（ただし、当該被告が1名のみである場合を除く）、同「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する同「遅延損害金起算日」欄記載の各日から支払済みまで同「遅延損害金の割合」欄記載の割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、別紙3 訴訟費用一覧のとおりとする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。ただし、別紙2 認容額等一覧の「被告」欄記載の被告企業らが、対応する行の「原告」欄記載の原告らに対し、同「担保額」欄記載の各金員の担保を供するときは、当該原告との関係でその仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1章 請求

第1 被告国に対する請求

- 1 被告国は、原告（15）に対し、1925万円及びこれに対する平成26年12月3日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 被告国は、原告（19）に対し、1604万1667円及びこれに対する平成13年3月13日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

第2 被告企業らに対する請求

別紙4 原告被告企業対照表の「被告企業名」欄記載の各被告企業は、同別紙の「原告名」欄に対応する欄に○印を付した原告らに対し、連帯して別紙5 請求一覧の「企業ら」欄記載の各金員及び同「発症日」欄記載の各日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

第2章 事案の概要

第1 事案の要旨

本件は、建設作業等に従事した際に石綿（アスベスト）含有建材により石綿粉じんにはく露し、石綿関連疾患に罹患したと主張する者（以下「本件被災者ら」という。）又はその相続人である原告らが、(1)被告国に対しては、厚生労働大臣（労働大臣）、国土交通大臣（建設大臣）及び内閣は、政省令制定権限及び監督権限を行使して、本件被災者らの石綿関連疾患に罹患による損害発生を防止すべき義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったとして、国家賠償法1条1項に基づき、別紙5請求一覧の「国」欄記載の損害賠償金及びこれに対する同「発症日」欄記載の日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「旧民法」という。）所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求め、(2)被告企業らに対しては、建築作業従事者において石綿粉じんばく露を回避することが担保される程度の警告表示をなして、石綿建材の合理的な安全性を確保すべき注意義務（警告義務）及び石綿不使用義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったなどとして、不法行為（民法709条、719条1項後段の適用又は類推適用）又は製造物責任法3条に基づき、連帯して別紙5請求一覧の「企業ら」欄記載の損害賠償金及びこれに対する上記と同様の遅延損害金の支払を求める事案である。

第2 前提事実（当事者間に争いが無い、後掲証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

1 当事者等

(1) 原告ら

ア 原告らは、別紙5請求一覧の「主な職種」欄記載の建築作業等に従事し、同「石綿関連疾患名」欄記載の疾患に罹患した者又はその承継人である。

イ 被災者（9A）は、第1・第2・第4事件の原告であったが、令和4年7月13日に死亡したため、同人の妻である原告（9）が本件訴訟を承継した（甲D9の9～甲D9の10の2）。

ウ 被災者（20A）の妻である（20Ab）は、第2・第4事件の原告で

あったが、令和5年7月26日に死亡したため、同人の父である原告（20）が本件訴訟を承継した。

エ 被災者（26A）は、第3事件の原告であったが、令和7年2月1日に死亡したため、同人の妻である原告（26）が本件訴訟を承継した（甲D 26の3～8）。

オ 被災者（32A）は、第3・第4事件の原告であったが、令和7年1月9日に死亡したため、同人の妻である原告（32）が本件訴訟を承継した（甲D32の5～15）。

(2) 被告企業ら

被告企業らの商号変更等は以下のとおりである。なお、以下、商号変更等のあった被告については、商号変更等の前後を問わず、現在の商号で示す（下記カを除く。）。

ア 被告AGCは、平成30年に「旭硝子株式会社」から現在の商号に商号変更した。

イ 被告A&AMは、平成12年10月、浅野スレート株式会社と株式会社アスク（旧商号は「朝日スレート株式会社」であり、昭和25年に「朝日石綿工業株式会社」に、昭和62年に「株式会社アスク」にそれぞれ商号変更した。）とが合併した会社である。（甲C4、弁論の全趣旨）

ウ 被告クボタは、平成2年、「久保田鉄工株式会社」から現在の商号に商号変更した。

エ 被告クボタ及び松下電工株式会社（平成20年に「パナソニック電工株式会社」に商号変更し、平成24年にパナソニック株式会社に吸収合併された。）は、平成15年に被告ケイミュー（旧商号は「クボタ松下電工外装株式会社」であり、平成22年に現商号に商号変更した。）に対して、屋根材及び外壁材事業並びにこれに関する権利及び義務の全部を会社分割（吸収分割）により承継した。（乙ケ1、2、弁論の全趣旨）

オ 被告日鉄ケミカルは、旧商号は「八幡化学工業株式会社」であり、昭和
45年頃に「新日本製鉄化学工業株式会社」に商号変更し、その後、「新日
鐵化学株式会社」、「新日鉄住金化学株式会社」への商号変更を経て、平成
30年に現在の商号に商号変更した。(乙チ7、8、15の1、乙チ16の
2)

5

カ 被告DAIKEN株式会社は、口頭弁論終了後の令和7年9月26日、
「大建工業株式会社」から現在の商号に商号変更した(以下、商号変更の
前後を問わず、「被告大建工業」という。)

キ 被告ニチアスは、昭和56年、「日本アスベスト株式会社」から現在の商
号に商号変更した。(甲C3・278頁)

10

ク 被告ニチハは、昭和63年、「日本ハードボード工業株式会社」から現在
の商号に商号変更した。

ケ 被告日本インシュレーションは、平成元年、「株式会社大阪パッキング
製造所」から現在の商号に商号変更した。

15

コ 被告バルカーは、平成30年、「日本バルカー工業株式会社」から現在の
商号に商号変更した。

サ 被告ノザワは、昭和44年、「野沢石綿セメント株式会社」から現在の商
号に商号変更した。

シ 被告MMKは、旧商号は「三菱セメント石綿工業株式会社」であり、昭
和48年に「三菱セメント建材株式会社」、平成4年に「三菱マテリアル建
材株式会社」にそれぞれ商号変更した。平成27年に建材事業を売却し、
現在の商号に商号変更した。(乙ワ12)

20

ス 被告パナソニックは、平成24年、パナソニック電工株式会社(平成2
0年に「松下電工株式会社」から商号変更した。)を吸収合併し、令和4年、
「パナソニック株式会社」から現在の商号に商号変更した。

25

2 石綿の概要

石綿は、天然に産出される蛇紋石族及び角閃石族の繊維状けい酸塩鉱物の総称であり、クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトがある。石綿は、紡織性、抗張力、耐熱性等にその特長を有しており、建材等に広く使用されてきた。

5 我が国の年間石綿輸入量は、高度経済成長期に急増し、昭和36年に10万t、昭和44年に20万tをそれぞれ超え、昭和49年に35万2110tに達し、その後も20万t以上で推移し、昭和63年に32万0393tとなったが、平成元年以降は減少を続け、平成6年に20万t、平成12年に10万tをそれぞれ下回り、平成16年に8186t、平成17年に110tとなり、
10 平成18年以降はゼロとなった。我が国に輸入された石綿の約7割は建設現場で使用された。

我が国で使用されてきた石綿含有建材には、壁や天井の内装材として用いられるスレートボード及びけい酸カルシウム板、外壁や軒天の外装材として用いられるスレート波板、屋根材として用いられる住宅屋根用化粧スレート、床材
15 として用いられるビニール床タイル等があった。また、鉄骨造建物の工事においては、躯体となる鉄骨の耐火被覆として、石綿とセメント等の結合材を混合した吹付け材が用いられていた。そのほか、煙突や給排水管として使用される石綿セメント円筒、建物内の配管の保温のための石綿含有保温材等があった。

3 石綿関連疾患の概要

20 (1) 石綿ばく露の指標（甲A106・3～5頁）

石綿ばく露の指標となる医学的所見としては、胸膜プラーク、石綿小体、石綿繊維、石綿肺が挙げられ、その概要は以下のとおりである。

ア 胸膜プラーク

25 胸膜プラークは、胸膜肥厚斑あるいは限局性胸膜肥厚ともいわれる。石綿ばく露と極めて関係の深い医学的所見であり、現在のわが国においては、石綿ばく露によってのみ発生すると考えてよいといわれている。

胸膜プラークは、石綿ばく露開始直後には認められず、石綿ばく露後少なくとも10年以上、概ね15～30年で出現すると考えられている。経過とともに石灰化するが、ばく露開始から20年以内に石灰化胸膜プラークが出現することはまれである。

5 イ 石綿小体及び石綿繊維

石綿繊維は、ほかの粉じん粒子とは異なり、吸入された数十マイクロメートルといった比較的長い繊維も、直径が極めて細いので肺胞にまで到達することができる。そうした石綿繊維の一部は、表面に鉄蛋白が付着して亜鈴状になった、いわゆる石綿小体を形成する。

10 ウ 石綿肺

石綿肺はじん肺の一種であり、石綿粉じんを吸入することによっておこる肺のびまん性間質性肺線維症である。我が国では、胸部エックス線所見で下肺野の線状影を主とする異常陰影を不整形陰影と定義し、職業上の石綿ばく露歴があり、じん肺法による胸部エックス線の像の型の区分が第1型以上のものを石綿肺として、肺機能検査と組み合わせて健康管理の措置を講じている。

15

したがって、石綿肺は、高濃度の石綿ばく露によって発生する疾患でもあり、同時に、石綿ばく露の重要な医学的所見の一つでもある。

(2) 石綿関連疾患

20

石綿を吸入することによって発生する石綿関連疾患には、①石綿肺、②肺がん、③中皮腫、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水が知られており、このうち①～④の概要は、以下のとおりである。

ア 石綿肺

25

石綿肺は、石綿を大量に吸入することによって発生する職業性の疾患である。石綿肺の自覚症状としては、最も早期に出現するのは労作時息切れであり、階段や坂道、平地での急ぎ足のときに自覚される。この自覚症状

は石綿ばく露中止後も次第に進行し、呼吸困難を来すようになることが多い。咳、痰も主要な症状である。石綿肺と石綿ばく露量との間には、一般的に量－反応関係があるといわれる。一般に、ばく露開始後10年以上経過してから石綿肺の所見が現れるが、石綿吹付け作業では1年程度のばく露でも所見が見られることがある。(甲A4・161頁、甲A106・17頁、甲A107・10～11頁)

イ 肺がん

肺がん(原発性)は、石綿に特異的な疾患である中皮腫と異なり、喫煙をはじめ、石綿以外に発症原因が多く存在する疾患であり、石綿粉じんばく露者の肺がんとは石綿粉じんばく露を受けていない者の肺がんとは臨床像に違いはない。肺がん発症における喫煙と石綿の関係は、相加的よりも相乗的に作用すると考えられており、喫煙歴も石綿ばく露歴もない人の発がんリスクを1とすると、喫煙歴があつて石綿ばく露歴がない人では10.85倍、喫煙歴がなく石綿ばく露歴がある人では5.17倍、喫煙歴も石綿ばく露歴もある人は53.24倍になると報告されている。石綿肺がんの潜伏期間は、15～60年(中央値43年)とする報告や、石綿ばく露開始から40年以上経過して発生する事例もあるとする報告などがある。石綿のばく露量と肺がんの発症率との間には、累積ばく露量が増えれば発症リスクが上がるという直線的な量－反応関係があることが判明している。肺がんは、一般に非常に予後の悪い疾患であり、効果的な治療はなく、5年生存率は15%とされている。(甲A4・174頁、甲A106・9、10、15頁)

ウ 中皮腫

中皮腫は、漿膜(肺、心臓、消化管などの臓器の表面と体壁の内側を覆う透明な膜)の表面にある中皮細胞に由来する腫瘍である。中皮腫は、そのほとんどが石綿を原因とするものである。中皮腫の診断の確からしさが

担保されれば、当該中皮腫は石綿を原因とするものと考えて差し支えないとされており、肺がんと異なり、喫煙との相互作用は見られない。初発症状としては、息切れ、胸痛、咳が多い。胸痛は特定の部位に限局せず持続的で、中皮腫の進行とともに強くなる（肺がんなどによるがん性胸膜炎は疼痛を伴わないことが多く、極めて対照的である。）。胸痛のコントロールは難しく、また予後不良因子の一つに挙げられている。

中皮腫の潜伏期間は、平均48.8年、中央値51年とする報告などがあるが、ばく露量が多いほど短くなり、一般に肺がんより長く、また、肺がんと異なり、石綿ばく露開始からの年数を経るほど発生リスクが高くなるとされている。職業ばく露とみなすために必要な曝露期間については、概ね1年以上とされているが、作業環境管理が十分に行われていなかった時代に吹付作業に従事した場合は、1年に満たない場合でも発症が否定できない。

中皮腫は、非常に予後の悪い疾患である。2年生存率は30%、平均余命の中央値は15か月、平均値は21か月であり、手術しても同じくらいの成績に過ぎない。

全ての種類の石綿が胸膜中皮腫を引き起こすが、その発がん性はクロシドライトが最も強く、次いでアモサイト、クリソタイルの順であり、その発がん性はクリソタイルを1とすると、アモサイトは100倍、クロシドライトは500倍とする意見もある。一方、腹膜中皮腫はクリソタイル単独ばく露による例はほとんどない。（甲A4・130、138、139、178、182、184、185頁、甲A106・8、9頁）

エ びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚は、胸膜プラークが壁側胸膜の病変であるのに対して、臓側胸膜の病変であり、壁側胸膜との癒着を伴う。胸膜プラークと異なり、石綿ばく露との関係は特異性が低く、必ずしも石綿によるものとは限らな

い。石綿肺と同様に、病態は徐々に進行する経過をたどるが、中皮腫、肺がんのように短期間で死に至ることはない。(甲A106・22頁)

4 業務上疾病の認定等

労働者に発生した疾病が、石綿関連疾患として業務上疾病に該当するか否かを認定するための具体的基準として、厚生労働省労働基準局長通達(平成24年3月29日付け基発0329第2号「石綿による疾病の認定基準について」(甲B37)。以下「石綿認定基準」という。)が発出されている。石綿認定基準は、石綿との関連が明らかな業務上疾病として、①石綿肺、②肺がん、③中皮腫、④良性石綿胸水及び⑤びまん性胸膜肥厚を挙げる。そして、石綿認定基準は、良性石綿胸水以外について、具体的な認定要件を定めている(良性石綿胸水は全案件について本省協議とされている。)

石綿肺については、石綿ばく露作業に従事した労働者に発生した疾病であって、①じん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺か、②石綿肺に合併した合併症のみが業務上の疾病として取り扱われている。

5 関係法令の概要

(1)ア 昭和22年に公布された労働基準法(一部を除き同年11月1日施行。以下、昭和47年法律第57号による改正前の労働基準法を「旧労基法」という。)では、使用者は、粉じん等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない(42条)、使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附属建設物について、換気等に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない(43条)、労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない(44条)、使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、当該業務に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない(50条)とされた。使用者が42条及び43条の規定により講ずべき措置の基準及び労働者が44条の規定により遵守すべき事項は、命

令に委任された（４５条）。

イ 労働大臣は、昭和２２年１０月３１日、旧労基法の規定に基づき、労働安全衛生規則（同年労働省令第９号。以下「旧安衛則」という。同年１１月１日施行）を制定した。旧安衛則には、次の内容の規定が設けられた。

5 (ア) 粉じん等を発散するなど衛生上有害な作業場においては、その原因を除去するため、作業又は施設の改善に努めなければならない（１７２条）。

(イ) 粉じん等を発散する屋内作業場においては、場内空気その含有濃度が有害な程度にならないように、局所における吸引排出その他新鮮な空気による換気等適当な措置を講じなければならない（１７３条）。

10 (ウ) 屋内又は坑内において、著しく粉じんを発散する作業場においては、注水その他粉じん防止の措置を講じなければならないが、作業の性質上やむを得ない場合はこの限りでない（１７５条）。

(エ) 粉じん等を発散し、衛生上有害な場所等には、必要ある者以外の者の立ち入ることを禁止し、その旨を掲示しなければならない（１７９条）。

15 (オ) 粉じん等を発散し、衛生上有害な場所における業務等においては、その作業に従事する労働者に使用させるために、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適当な保護具を備えなければならない（１８１条）。

(カ) １８１条等に規定する保護具は、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない（１８４条）。

20 (キ) １８１等に規定する作業に従事する労働者は、就業中保護具を使用しなければならない（１８５条）。

ウ 労働大臣は、昭和４６年４月２８日、旧労基法の規定に基づき、及び旧労基法を実施するため、特定化学物質等障害予防規則（同年労働省令第１１号（乙ア１１）。以下「旧特化則」という。一部を除き同年５月１日施行）を制定した。旧特化則では、石綿は第二類物質とされ（２条２号、別表第２）、第二類物質に係る作業に関し、次の内容の規定が設けられた。

(ア) 使用者は、第二類物質の粉じん等が発散する屋内作業場について、当該発散源に局所排気装置を設けなければならないが、局所排気装置の設置が著しく困難であること等により局所排気装置を設けない場合には、全体換気装置を設けるなど労働者の障害を予防するため必要な措置を講じなければならない（4条1項、2項）。

(イ) 使用者は、第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場に、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない（25条1号）。

(ウ) 使用者は、第二類物質の運搬又は貯蔵のために使用する容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない（26条2項）。

(エ) 使用者は、第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場に、当該物質の粉じん等を吸入することによる障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない（32条）。

(オ) 使用者は、32条の保護具について、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない（34条）。

(2)ア 昭和47年6月8日、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）が公布され（一部を除き同年10月1日施行）、これに伴い、旧労基法42条以下に定められていた安全及び衛生に関する規定が改正され、労働者の安全及び衛生に関しては、安衛法の定めるところによるとされた。安衛法では、安衛法は、労働基準法とあいまって、労働災害防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境（平成4年法律第55号による改正後は「職場環境」）の形成を促進することを目的とする（1条）、事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政

令で定めるものについては、作業主任者を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮その他の省令で定める事項を行わせなければならない（14条）、事業者は、粉じん等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない（22条）、事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、換気等に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない（23条）、労働者は、事業者が22条、23条等の規定に基づき講ずる措置に応じて必要な事項を守らなければならない（26条）、黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない（55条）、ベンゼン、ベンゼン含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令に定めるもの等を譲渡し、又は提供する者は、省令で定めるところにより、その容器又は包装に、名称並びに人体に及ぼす作用及び貯蔵又は取扱い上の注意等を表示しなければならない（57条）、事業者は、労働者を雇い入れたとき及び労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない（59条1項、2項）とされた。22条、23条等の規定により事業者が講ずべき措置及び26条の規定により労働者が守らなければならない事項は、省令に委任された（27条1項）。

イ 内閣は、安衛法の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号（乙ア12）。以下「安衛令」という。一部を除き同年10月1日施行）を制定し、安衛令は、同年8月19日、公布された。

ウ 労働大臣は、昭和47年9月30日、安衛法及び安衛令の規定に基づき、並びに安衛法を実施するため、労働安全衛生規則（同年労働省令第32号。以下「安衛則」という。一部を除き同年10月1日施行）を制定し、旧安

衛則を廃止した。安衛則には、次の内容の規定が設けられた。

(ア) 事業者は、粉じん等を発散するなど有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講じなければならない（５７６条）。

5 (イ) 事業者は、粉じん等を発散する屋内作業場においては、空気中の粉じん等の含有濃度が有害な程度にならないようにするため、局所排気装置又は全体換気装置を設けるなど必要な措置を講じなければならない（５
77条）。

10 (ウ) 事業者は、有害物を含む排気を排出する局所排気装置その他の設備については、当該有害物の種類に応じて、集じんその他の有効な方式による廃棄処理装置を設けなければならない（５７９条）。

(エ) 事業者は、粉じんを著しく発散する屋外又は坑内の作業場においては、注水その他の粉じんの発散を防止するため必要な措置を講じなければならない（５８２条）。

15 (オ) 事業者は、粉じん等を発散する有害な場所等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない（５８５条）。

20 (カ) 事業者は、粉じん等を発散する有害な場所における業務等においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸要保護具等適切な保護具を備えなければならない（５９３条）。

(キ) 事業者は、５９３条に規定する保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない（５９６条）。

25 (ク) ５９３条に規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない（５９７条）。

エ 労働大臣は、昭和47年9月30日、安衛法及び安衛令の規定に基づき、並びに安衛法を実施するため、特定化学物質等障害予防規則（同年労働省令第39号（乙ア13）。以下「特化則」という。一部を除き同年10月1日施行）を制定し、旧特化則を廃止した。特化則では、旧特化則と同様、石綿は第二類物質とされ（2条4号、安衛令別表第3第3号2）、第二類物質に係る作業に関し、次の内容の規定が設けられ、従来の規制がほぼそのまま引き継がれた。

(ア) 事業者は、第二類物質の粉じん等が発散する屋内作業場について、当該発散源に局所排気装置を設けなければならないが、局所排気装置の設置が著しく困難であること等により局所排気装置を設けない場合には、全体換気装置を設けるなど労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない（5条1項、2項）。

(イ) 事業者は、第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場に、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない（24条1号）。

(ウ) 事業者は、第二類物質の運搬又は貯蔵のために使用する容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない（25条2項）。

(エ) 事業者は、第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場に、当該物質の粉じん等を吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない（43条）。

(オ) 事業者は、43条の保護具について、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない（45条）。

(3)ア 内閣は、昭和50年1月14日、安衛令を一部改正し（乙ア15。一部を除き同年4月1日施行）、労働大臣は、同年3月22日、安衛則を一部改正した（安衛則別表第2の改正規定等につき同年4月1日施行）。上記

の安衛令及び安衛則の改正により、石綿及び石綿を含有する製剤その他の物（ただし、石綿の含有量が重量の5%以下のものを除く。以下、石綿と安衛令、安衛則又は特化則が規制対象とする石綿を含有する製剤その他の物とを併せて「石綿等」ということがある。）が、安衛法57条に基づく表示義務の対象となり、名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等を表示すべきこととなった（上記改正後の安衛令18条2号の2、同条39号、上記改正後の安衛則30条、32条2号の2、33条、別表第2第2号の2。ただし、昭和50年4月1日において現に存するものについては、同年9月30日までの間は、安衛法57条の規定は適用しないとの経過措置が設けられた。）。

イ 労働省労働基準局長は、昭和50年3月27日付けで、「労働安全衛生法第57条に基づく表示の具体的記載方法について」と題する通達（同日基発第170号。以下「表示方法通達」という。）を発出し、石綿等についての安衛法57条に基づく表示の具体的記載方法を、「注意事項 多量に粉じんを吸入すると健康をそこなうおそれがありますから、下記の注意事項を守って下さい。1. 粉じんが発散する屋内の取扱い作業場所には、局所排気装置を設けて下さい。2. 取扱い中は、必要に応じ防じんマスクを着用して下さい。」などと示した。

ウ 労働大臣は、昭和50年9月30日、特化則を一部改正した（乙ア14。一部を除き同年10月1日施行）。上記の改正のうち、石綿等に関するものの主な内容は、次のとおりである。

（ア）石綿のほか、石綿を含有する製剤その他の物（ただし、石綿の含有量が重量の5%以下のものを除く。）も、第二類物質とされ、事業者の呼吸用保護具を備える義務の対象とされるなどした（前記改正後の安衛令別表第3第2号4、37、上記改正後の特化則2条1項2号、2項、別表第1第4号）。

(イ) 事業者は、石綿等を含む特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場には、特別管理物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具に係る事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないとされた（上記改正後の特化則 38 条の 3。以下、この規定を「本件掲示義務規定」という。）

(ウ) 事業者は、原則として、石綿等を吹き付ける作業に、労働者を従事させてはならないとされた（上記改正後の特化則 38 条の 7 第 1 項）。

(エ) 事業者は、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の破砕、解体等の作業、粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業及び粉状の石綿等を混合する作業のいずれかに労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難な時を除き、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならないとされた（上記改正後の特化則 38 条の 8 第 1 項、2 項）。

(オ) 石綿等を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）が、安衛法 14 条の作業主任者の選任を要する作業とされた（前記改正後の安衛令 6 条 18 号、別表第 3 第 24、37、上記改正後の特化則 2 条 2 項、別表第 1 第 4 号）。

エ 労働省労働基準局長は、昭和 50 年 10 月 1 日付けで、「特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」と題する通達（同日基発第 573 号（甲 B 1001））。以下「573 号通達」という。）を発出した。この中で、特化則の改正は、最近特に大きな関心事となっている職業がん等職業性疾病の発生状況等に鑑み、特化則の充実を図ったものであるとされ、「特別管理物質」は、人体に対する発がん性が疫学調査の結果明らかとなった物、動物実験の結果発がんの認められたことが学会等で

報告された物等人体に遅発性効果の健康障害を与える、又は治癒が著しく困難であるという有害性に着目し、特別の管理を必要とするものを定めたものであるとされた。また、573号通達は、本件揭示義務規定の揭示事項のうち、特別管理物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項については、表示方法通達の当該部分と同一内容として差し支えないとした。

5
10
(4)ア 内閣は、平成7年1月25日、安衛令を一部改正し（一部を除き同年4月1日施行）、アモサイト、クロシドライト及びこれらをもその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を、安衛法55条により製造等が禁止される有害物等に定めた（上記改正後の安衛令16条4号、5号、10号）。

イ 労働大臣は、平成7年1月26日、安衛則及び特化則を一部改正した（いずれも、一部を除き同年4月1日施行）。これにより、安衛則及び特化則の規制対象となる石綿を含有する製剤その他の物の範囲が、石綿の含有量が重量の5%を超えるものから、1%を超えるものに拡大された（上記改正後の安衛則別表第2第2号の2、上記改正後の特化則別表第1第4号、別表第5第1号）。このほか、上記改正後の安衛則により、事業者は、石綿等が吹き付けられている耐火建築物等における石綿等の除去の作業を行う場合の当該作業に関する計画の届出義務が課され（90条5号の2）、上記改正後の特化則により、事業者は、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業、石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の破砕、解体等の作業、粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業及び粉状の石綿等を混合する作業のいずれかに労働者を従事させるときに、当該労働者に呼吸用保護具、作業衣等を使用させる義務（38条の9第1項、2項）、建築物の解体等を行うときに、石綿等が使用されている箇所及び使用状況を設計図書等により調査し、結果を記録する義務（38条の10）、建築物の鉄骨等に吹き付けられた石綿等を除去する作業に労働者を従事させると

きに、当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離する義務（38条の11）が課された。

5 (5) 内閣は、平成15年10月16日、安衛令を一部改正し（平成16年10月1日施行）、石綿を含有する石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング等の製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるものを、安衛法55条により製造等が禁止される有害物等に定めた（上記改正後の安衛令16条1項、別表第8の2）。

10 (6) 内閣は、平成18年8月2日、安衛令を一部改正し（同年9月1日施行）、例外的に改正附則において除外するもののほか、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を、安衛法55条により製造等が禁止される有害物等に定めた（上記改正後の安衛令16条1項、上記改正附則3条）。

15 6 原告らと被告国との和解状況

本訴訟においては、次のとおり、原告らの一部と被告国との間で訴訟上の和解が成立した。

原告名	和解成立日	和解金額
原告（8）	令和5年10月27日	1300万円
原告（32A）（32）	令和6年3月15日	1150万円

第3 争点

1 被告国関係

- 20 (1) 労働関係法令に基づく規制権限の不行使の違法性
- (2) 建築基準法に基づく規制権限の不行使の違法性
- (3) 消滅時効
- (4) 債務者対抗要件及び消滅時効

2 被告企業ら関係

- (1) 被告企業らの警告義務違反
- (2) 被告企業らの石綿不使用義務違反及び製造物責任
- (3) 共同不法行為
- (4) 責任企業が責任を負う範囲
- 5 (5) 消滅時効

3 損害

第4 争点に関する当事者の主張

1 被告国関係

- (1) 労働関係法令に基づく規制権限の不行使の違法性
10 (原告らの主張)

ア 被告国の義務違反

旧労基法、安衛法の目的及び各規定の趣旨に鑑みると、同法の主務大臣である労働大臣（政令については内閣）は、建築作業従事者の労働環境を整備し、生命、身体に対する危害を防止してその安全と健康を確保するために、絶えず粉じんの危険性や病理に関する医学的情報及び粉じん障害防
15 止に関する科学的・技術的規制権限を適時かつ適切に行使し、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合した規制措置を制定した上で、同法に基づく監督権限を適切に行使して、石綿粉じんばく露による石綿関連疾患の発生を防止する対策の速やかな普及、実施を図るべき義務を負っていたにもかかわらず、かかる義務を怠った。具体的には、被告
20 国は、昭和50年10月1日以降平成16年9月30日までの間に、屋内作業場において建設作業に従事する労働者の生命・身体を保護すべく、事業者に対して、当該労働者に対して防じんマスクの着用を義務付ける直接的かつ明確な規定を定めるべきであったにもかかわらず、これを定めなかつた。かかる規制権限の不行使は本件被災者らとの関係で著しく不合理で
25 あり、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

イ 被災者（１５Ａ）（原告（１５））

被災者（１５Ａ）は、劇団員として公演準備のため、石綿が吹き付けられていた学校の体育館や市民会館の天井裏において、照明器具の取付けのため天井パネルに穴を開けたり、鉄骨に照明器具を取り付けたりするなどの作業を行っていた。かかる作業は、建設作業従事者のうち電工と同一の業務に当たるから、被災者（１５Ａ）は、屋内作業場において建設作業に従事する労働者であったといえ、被告国は、被災者（１５Ａ）との関係で上記アの規制権限の不行使の責任を負う。

ウ 被災者（１９Ａ）（原告（１９））

被災者（１９Ａ）は、昭和４２年１１月から平成１３年３月まで、鉄筋工として建築工事に従事した。鉄筋工は建築工事の序盤に、鉄筋を加工・配筋等する作業を行う。鉄筋工の作業の後に行われる吹付け工の吹付け作業により発生した石綿粉じんが、窓枠や階段等、上下階を貫通する箇所から、被災者（１９Ａ）が作業を行っている階に飛散し、被災者（１９Ａ）はその粉じんにばく露した。また、既存の建物の解体作業に続いて新築工事を行う際、解体後直ちに建築作業を開始できるよう、解体作業が行われている傍らで鉄筋の加工を行うことがあり、解体作業により生じた石綿粉じんにばく露した。したがって、被告国は、被災者（１９Ａ）との関係で上記アの規制権限の不行使の責任を負う。

（被告国の主張）

ア 被告国の義務違反について

最高裁平成３０年（受）第１４４７号等令和３年５月１７日第一小法廷判決・民集７５巻５号１３５９頁（以下「神奈川１陣最判」という。）に記載の限りで認める。

イ 原告（１５）の主張について

被災者（１５Ａ）は劇団員であったところ、建設現場外において建設作

業従事者でない者が石綿粉じんにはばく露したような事案には神奈川1陣
最判の射程は及ばない。また、当時の劇団の職場環境において、労働者で
ある劇団員一般に石綿関連疾患に罹患する広範かつ重大な危険が生じて
いたとは認められないことなどからすれば、劇団員である労働者が石綿含
有建材から生じた石綿粉じんにはばく露することを防止するために被告国
5 被告国が安衛法に基づく規制権限を行使しなかったことが、許容される限度を逸
脱して著しく合理性を欠いていたとはいえない。

ウ 原告（19）の主張について

被災者（19A）は、屋内建設作業に従事していた者とは認められず、
10 屋外建設作業に従事していたのであるから、被災者（19A）との関係で、
被告国による安衛法上の規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用
上違法とはいえない。

(2) 建築基準法に基づく規制権限の不行使の違法性

(原告らの主張)

15 被告国は、その多くが石綿含有部材によって構成されるか、あるいは石綿
含有建材に当たるものを耐火構造、防火構造、不燃材料及び準不燃材料（以
下、これらを併せて「耐火構造等」という。建築基準法（以下「建基法」と
いう。）2条7号～9号、建基法施行令1条5号）に指定した。これにより、
工事設計者とその設計に従う建築業者は、建築確認制度を介して、建物を建
20 築する場合には石綿含有建材を使用することを義務付けられるも同然のこ
ととなった。昭和46年において、石綿ばく露と石綿関連疾患との間の因果
関係に関する医学的知見が明確となり、かつ建築現場における石綿建材の加
工による石綿の飛散・ばく露の実態が解明され、その事実が社会的に知れる
こととなった時点で、被告国も自らの指定行為による生命、健康にかかわる
25 被害が発生することを認識した。そこで、被告国は、そのような被害の発生
を防止するために直ちにそれまでの耐火構造等のうち、石綿建材によるもの

の指定を全て取り消す（撤回）とともに、それ以降新たな石綿建材による耐火構造等の指定をしないこととすべきであったのに、これに違反して指定行為を続けた点で、被告国には国家賠償法1条1項にいう違法がある。

（被告国の主張）

5 建基法2条7号～9号等の規定は、建設作業従事者をその保護対象としていないことが明らかであるから、建設大臣は、建基法のこれらの規定に基づいて、建設作業従事者とされる原告らに対して個別具体的な職務上の法的義務を負担していたとはいえない。

(3) 消滅時効

10 （被告国の主張）

石綿関連疾患としての中皮腫については、これを発症した時点において、死亡によるものを含む全損害が発生していると解するのが相当であるから、中皮腫による死亡を理由とする損害賠償請求権については、長期消滅時効の起算点は、損害の発生時である中皮腫を発症した時点となると解するべきである。

15 そうすると、原告（19）が主張する被災者（19A）に係る損害賠償請求権の長期消滅時効の起算点は、同人が中皮腫を発症した平成13年3月13日であり、提訴時点（令和3年12月22日）で20年を経過している。被告国は、被災者（19A）に係る請求権につき、消滅時効を援用する。

20 （原告（19）の主張）

被災者（19A）の被告国に対する損害賠償請求権の時効の起算日は、被災者（19A）の死亡日（平成13年12月26日）であり、提訴時点で20年を経過していない。

25 また、被告国の上記主張は、石綿工場型国賠訴訟における和解による補償手続での被告国の従前の態度を突如変更するものであり、建設アスベスト国家賠償請求訴訟においても、本件訴訟に至るまで長期消滅時効の起算日が発

症時であるという主張をしたことはなかったから、被告国の長期消滅時効の援用は、民事訴訟の公正、公平の観点、また信義則から導かれる禁反言の法理に反し、あるいは援用権の濫用として許されない。

(4) 債務者対抗要件及び消滅時効（予備的主張）

5 (被告国の主張)

ア 債務者対抗要件

原告（19）は、被災者（19A）の被告国に対する損害賠償請求権のうち、自ら相続により取得したほか、他の相続人から債権譲渡により取得したとして上記債権の6分の5を有していると主張する。

10 被告国は、上記債権譲渡につき、譲渡人が被告国に通知し又は被告国が承諾するまで、原告（19）を債権者と認めない。

イ 消滅時効

15 上記債権譲渡につき、譲渡人から被告国に対する通知又は被告国の承諾があったとは認められず、原告（19）は上記債権について被告国に対抗することができないから、上記債権については、訴えの提起によっても時効の完成猶予及び更新の効果は生じない。そうすると、被災者（19A）の死亡日（平成13年12月26日）を長期消滅時効の起算点とみるとしても、原告（19）が上記債権譲渡により取得したとされる債権については、債務者対抗要件を備えないまま、令和3年12月26日の経過をもって長期消滅時効が完成している。したがって、被告国は、予備的に、上記消滅時効を援用する。

(原告（19）の主張)

上記債権譲渡につき、譲渡人から被告国に対する通知は行っていない。

25 しかし、被災者（19A）の遺族による被告国に対する損害賠償請求に時間がかかり、20年を経過するに至った原因は、被告国が、令和3年5月17日最高裁判決において敗訴した後になるまで責任を認めることなく争い

5 続けていたためである。被告国が早期に責任を認めていれば長期消滅時効が
問題となることはなかったのであり、除斥期間の経過後に損害賠償請求がな
されたことをもって、被告国が被災者（19A）の遺族に対する責任を免れ
ることは、著しく正義・公平の理念に反するものであり、被告国の上記主張
は信義則に反し又は権利の濫用として許されない。

2 被告企業ら関係

(1) 被告企業らの警告義務違反

(原告らの主張)

ア 被告企業らの警告義務

10 (ア) 警告義務の根拠

製品生産者が製品を製造・販売し流通に置く場合には、製品使用者に
対して、その製品において、「社会通念上当然に具備すると期待される
安全性（合理的安全性）を確保すべき義務」（合理的安全性確保義務）を
負い、その内容として、製品の危険性に関する情報収集と調査・研究を
15 尽くして被害発生の危険を事前に予見すべき義務（予見義務）と、その
予見内容を前提として被害発生を回避するための具体的な措置をとる
べき義務（危険性除去義務）を負う。

石綿建材は、一旦市場に置かれると、建築作業現場に必然的に集積し、
そこにおいて切断・穿孔等の加工がされ、これらに伴い建築作業従事者
20 らにおいて石綿粉じんへのばく露が避けがたく、石綿関連疾患へのり患
が予想される。そこで、石綿建材を製造・販売する被告企業らは、建築
作業従事者らにおいて石綿粉じんばく露を回避することが担保される
程度の実効性のある警告表示をなして、石綿建材の合理的な安全性を確
保すべき注意義務（警告義務）を負う。

25 (イ) 警告義務の内容

石綿粉じんにばく露することにより、肺がん、中皮腫という死亡にま

で至る可能性が極めて高い重篤な健康障害を及ぼす危険性があるから、警告義務の内容としては、(1)石綿建材に内在する危険（危険の内容）、(2)危険を回避するための手段（危険の回避方法）について、最大限の厳密さを持った内容で伝達する必要がある。

5 (1)危険の内容としては、①当該建材に発がん性の有害物質である石綿が含有していること、②石綿建材を取り扱う作業（吹付けや切断、穿孔、貼り付け等の加工）で発生する石綿粉じんにはばく露すると、肺がん、中皮腫に罹患する危険性があること、③特に中皮腫は、少量の石綿粉じんばく露でも発症する危険性があること、④肺がん、中皮腫は、潜伏期間の長い遅発性の疾患であること、⑤肺がん、中皮腫は重度の健康障害であり、発見されたときは手遅れのことが多く、死に至る可能性があること、を適切に伝達する必要がある。

10 (2)危険の回避方法としては、石綿粉じんのばく露による肺がん、中皮腫を回避するために、①国家検定に合格した適切な防じんマスクを作業中は常時、確実に着用する必要があること、②石綿建材の切断等に当たっては、集じん機付きの電動工具を使用する必要があること、などを伝達する必要がある。

(ウ) 警告義務の履行方法

20 石綿建材は、新築工事や改修工事において新規に使用・加工され、補修・解体作業において既存のものが解体・撤去・廃棄される。そして、そのいずれの場合においても、大量の石綿粉じんが発生し、建築作業従事者はこれにはばく露する危険性があり、このことは、石綿建材が建築物に使用される以上当然のことであり、被告企業らがこれを予見することは当然可能である。したがって、被告企業らは、新築工事・改修工事における石綿建材の新規の使用の場面だけでなく、補修・解体工事における撤去と廃棄の場面も想定し、使用プロセスの全般に対応した方法によっ

て上記内容の警告をする義務を負う。

また、石綿建材の形状の特性は多様であるから、被告企業らは警告の在り方を工夫して、想定される製品使用者（被害者）全般に対して警告内容が的確に伝達されるよう、その形状の特性に対応した方法によって上記内容の警告をする義務を負う。

イ 警告義務を負う期間

(ア) 昭和35年における警告義務

石綿肺の知見については戦前に確立し、石綿の肺がん性についての知見は、昭和30年のD o 1 1の報告により確立した。昭和35年に制定された旧じん肺法は、石綿の加工等をする場所における作業を「粉じん作業」と規定し、労働者の石綿肺り患を予防するために使用者に粉じん対策をとるべき義務を課すに至っている。

そうすると、がん原性（肺がん）の知見が確立した昭和30年から5年が経過し、旧じん肺法が制定された昭和35年には、石綿肺や肺がん発症の危険を回避するために、石綿ばく露を大幅に減少させる措置をとることがより一層強く求められていたのであり、そのためには被告企業らが警告義務を履行することが必要不可欠であったといえる。したがって、その頃には、被告企業らは警告義務を負うに至っていたというべきである。

(イ) 昭和40年における警告義務

昭和30年のD o 1 1の報告以降、石綿のがん原性に関する研究報告、とりわけ石綿と中皮腫との関連性を示す重要な研究、疫学調査が集積されていった。かかる背景の下、昭和39年10月にニューヨーク科学アカデミーの主催で、「アスベストの生物学的影響」と題するアスベストを主題とした世界で初めての国際会議が開催された。この会議での発表は、国際的に広く普及している医学専門誌ニューヨークアカデミー紀要

の第132巻（昭和40年12月31日発刊）に掲載された。こうしたアスベスト研究の動向を踏まえれば、昭和40年には、肺がんの知見がより一層明確になったことは明らかであり、併せて中皮腫の知見も確立したというべきである。

5 他方で、昭和34～39年には建基法及び同法施行令が改正され、吹付け石綿を使用した構造が耐火構造に指定されるに至ったことを受けて、昭和35年以降、石綿建材の製造・販売量が飛躍的に増大していった。

10 以上のような状況からすれば、被告企業らは、昭和40年には、警告義務を負うに至っていたというべきである。

(ウ) 昭和46年における警告義務

15 労働大臣は、昭和46年、旧特化則を制定し、同規則2条2号、別表第二により、石綿を「第二類物質」として同規則の規制対象にするとともに、事業者に対し、屋内作業場について局所排気装置を設置する義務（4条）、局所排気装置等に除じん装置を設置する義務（8条）、屋内作業場の石綿粉じん濃度の環境測定の実施義務（29条）、作業場以外の場所への休憩室を設置する義務及び入室前の作業衣の付着物の除去等の義務（30条）、洗顔、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備の設置義務（31条）、作業場について呼吸用保護具を備え付ける義務（32条）等の義務を課した。

20 このように、昭和46年には、国も石綿の危険性を認めた上で規制対象とし、それに伴って事業者に対して様々な義務を課していることからすると、被告企業らは、昭和46年には、警告義務を負うに至っていたというべきである。

25 ウ 警告義務を負う相手方の範囲

(ア) 屋外建設作業従事者との関係

a 屋外建設作業からの石綿粉じんばく露

屋内でも屋外でも電動工具による石綿建材の切断等といった作業態様は同じである上、いずれの現場でも外壁材を切断する際には、正確に切断するため、作業者は電動丸鋸などの手元に顔を接近させて切断していたという実態があり、作業者は作業から生じた石綿粉じんをまともに顔に浴びながら作業を行っていた。屋外建設作業においても大量の石綿粉じんにばく露することは、各種測定結果及び石綿被害が多発していることから裏付けられる。

b 被告企業らの予見可能性

医学的知見の集積により、遅くとも昭和47年には石綿粉じんの少量ばく露によっても中皮腫を発症する危険があることが医学的に明らかとなっていた。また、電動工具による石綿建材の切断等によって多量の石綿粉じんばく露が生じることも明らかであった。屋外では外気で希釈されることもあるが、「風任せ」にすぎず、切断箇所顔に近付けて切断するために鼻・口と粉じん発生源が非常に近接し、当該作業を行う作業者は拡散により希釈される前の高濃度の石綿粉じんにばく露することになる。そして、板金工や外装工が日々屋根工事や外装工事を繰り返していたことは当然に被告企業らもわかっていたのであるから、日々の作業を通じて上記のような石綿粉じんばく露が累積し、確実に石綿関連疾患発症の危険性が高まっていくことも認識したはずである。

また、昭和49年に日本産業衛生学会が勧告した許容濃度（2本/cm³）は、元々昭和43年にイギリスで石綿肺防止の観点から設けられた基準に過ぎず、少量ばく露でも生じる中皮腫の危険のない濃度を確定することはできないとされていた。石綿粉じん濃度が2本/cm³を下回るばく露濃度にとどまっていることが多くても、少量ばく露によっ

て発症することが判明していた中皮腫り患の危険性に対する当時の被告企業らの予見可能性を否定する理由にはならない。

少量ばく露でも労働者に重大な健康障害を与える石綿粉じんの危険性から、屋根工事や外装工事に使用される石綿建材の加工作業等で

5

の石綿粉じんばく露による発がんの危険性が指摘されていた。

これらに加え、その後の石綿関連疾患に関する新たな医学的知見の報告及び石綿粉じんの発生状況に関する測定結果の集積や、国内外の法令等における規制の状況、報道機関による報道の状況などを踏まえると、被告企業らにおいて、屋外建設作業について、屋内建設作業と

10

同時期又は昭和50年、昭和54年、昭和62年、昭和63年、平成3年、平成7年の各時点で、石綿粉じんばく露による石綿関連疾患の危険性を認識することができた。

(イ) 改修・解体作業従事者との関係

a 製造・販売時の警告義務違反

改修・解体作業従事者は、既に建物に組み込まれている建材を取り

15

扱うこととなるため、当該建材に石綿が含有されていることや、石綿の危険性及びその回避手段などが明確に情報提供されなければ、これらの情報を得る機会がなく、改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露を防止するための適切な対策を講じることができない。そして、か

20

かる情報を明確かつ効果的に伝達することが最も可能な立場にあったのは、自社が製造・販売する建材の材料として石綿を調達し、使用している被告企業らに他ならない。改修・解体作業従事者にとっての上記情報の必要性と伝達契機の確保の重要性からすれば、被告企業らは、高度の安全性確保義務を負うことの当然の帰結として、改修・解体

25

作業従事者の石綿粉じんばく露の危険性を回避するために、警告義務を負う。

被告企業らが負う警告義務の具体的な履行方法を例示すると、石綿建材の形状に応じて、以下の方法が挙げられる。

①個々の石綿建材自体に警告表示をする方法

②施工完了部位に設置する警告表示材料（プレート、ラベル、シール等）と、これを設置するよう新築工事の施工者に依頼する文書を、それぞれ当該石綿建材に添付（同梱）する方法

③当該石綿建材に関する注意書（書面）を建物所有者（又は管理者）に交付して保管を指示するよう依頼する文書を、当該石綿建材に添付する方法

④設計図書等の建物所有者（又は管理者）に交付することが予定されている書面（綴り）に当該石綿建材に関する注意事項を記載するよう指示する文書を、当該石綿建材に添付する方法

以上の警告方法が実施されれば、いずれの警告方法についても警告情報が伝達される高度の蓋然性があるから、警告情報が伝達されないことは考えられない。そして、これらの警告方法の実施による警告義務の履行は、建材自体の性質を変更したり、特段の技術や費用を要したりするものではなく、極めて容易に履行できるものである。そうであるにもかかわらず、被告企業らは警告義務を履行していないから、改修・解体作業従事者に対する製造・販売時の警告義務違反の責任を負う。

b 製造・販売後の警告義務違反

被告企業らは石綿含有の吹付け材（建材①～③）、保温材（建材⑥～⑩）、ボード3種（建材⑮、⑯、㉓）を大量に製造・販売してきたところ（先行行為）、これらの建材は、他の石綿建材以上に、大量に石綿粉じんが発生し、又は高い飛散性と高濃度ばく露の危険性を有し、当該建物の改修・解体工事に従事する者の生命身体を侵害する結果が発生

5 する高い蓋然性を有するため、特に警告等の対策を要する。そして、
建物に使用された石綿建材が、当該建物の改修時や解体時において、
建設時と同様の石綿粉じんを発生させ得ることは容易に想像がつく
から、建設作業従事者に対する予見可能性と同時期の昭和48年、又
は遅くとも昭和50年、昭和62年には、改修・解体作業従事者との
関係でも危険性についての予見可能性が認められる。被告企業らにお
いては、①建物所有者等、②官公庁、改修・解体事業者の業界団体、
③マスメディアなどを通じた警告情報の伝達が可能かつ容易であり、
これにより改修・解体作業従事者の石綿被害の危険性が回避可能であ
10 った。

以上によれば、被告企業らは、予見可能性が認められる上記各時点
以降、上記の結果回避措置をとる作為義務(警告義務)を負っていた。

エ 警告義務違反

15 被告企業らは、どんなに遅くとも昭和46年には警告義務を負うに至っ
たにもかかわらず、石綿の使用が禁止される平成16年の直前も含めて、
石綿の発がん性を踏まえた警告を全く行わず、警告義務に違反した。

(被告企業らの主張)

ア 被告企業らの警告義務

20 原告らが主張する時期において、石綿の危険性に関する医学的知見は確
立していなかったから、これを前提に被告企業らに予見可能性が認められ
る余地はなく、警告義務も認められない。

イ 警告義務を負う期間

25 昭和40年代前半から後半にかけての期間においては、石綿粉じんばく
露と中皮腫発症との関連性について議論が行われていた途上であり、低濃
度ばく露による危険性について、医学的なコンセンサスが形成されてい
たわけではなかったから、昭和40年に石綿粉じんばく露と肺がん及び中皮

腫の発症との間の関連性に関する医学的知見が確立したことを前提に警告義務の始期を昭和50年以前とする原告らの主張は失当であり、警告義務の始期は、早くとも昭和50年10月1日よりも相当程度遅い時期である。

5 ウ 警告義務を負う相手方の範囲

(ア) 屋外建設作業従事者との関係

被告企業らは、結果の予見可能性を欠くことから、屋外建設作業従事者に対し、警告義務を負わない。最高裁も、屋外建設作業従事者との関係で被告企業らの予見可能性を否定している（最高裁平成31年（受）第290号等令和3年5月17日第一小法廷判決、最高裁平成31年（受）第491号等令和3年5月17日第一小法廷判決）。

(イ) 改修・解体作業従事者との関係

改修・解体作業従事者に対する実効性のある警告表示を製造・販売時点において行うよう求めることは、被告企業らに対し不可能を強いることになるから、被告企業らは、改修・解体作業従事者に対し、警告義務を負わない。最高裁も、建材メーカーの解体作業従事者に対する警告義務を明確に否定している（最高裁令和3年（受）第1125号同4年6月3日第二小法廷判決）。

エ 警告義務違反

被告企業らは、製造した製品に石綿含有製品であることを表示する、石綿の有害性が理解できる内容の警告を表示する、特定の施工業者に対してのみ製品を販売した上で石綿粉じんばく露防止のための指導等を行うなどして、警告義務を尽くしていた。

(2) 被告企業らの石綿不使用義務違反及び製造物責任

25 (原告らの主張)

ア 石綿不使用義務違反

石綿粉じんによる疾患はいずれも重篤であるが、とりわけ、中皮腫は治療がなく、ひとたびり患すれば極めて効率で早期に死に至る重篤な疾病であり、しかも、短期間ないしごく少量の石綿粉じんばく露によっても発症の危険があり、許容量（閾値）は存在しない。それゆえ、建築作業従事者が中皮腫をはじめとした石綿関連疾患にり患する危険を回避するためには、石綿粉じんばく露を完全に避ける措置をとることが必要不可欠である。しかし、建築工事に関与する全ての事業者ら及び一人親方が石綿粉じんばく露を完全に防止するための十分な対策を講じることは極めて困難であったから、建築現場で石綿建材を使用しつつ、石綿粉じんの発生を完全に防止することは事実上不可能であった。したがって、被告企業らは、建材について石綿を使用しない義務を負っていたというべきである。

そうであるにもかかわらず、被告企業らは、石綿建材の製造・販売行為を継続し、石綿不使用義務に違反した。

イ 製造物責任

(ア) 指示・警告上の欠陥

「製造物」（製造物責任法 2 条 1 項）たる石綿建材は、屋外で切断加工する際や改修・解体工事で破砕、切断等される際にも、作業従事者が、当該石綿建材から発生した石綿粉じんにばく露し、石綿関連疾患にり患する蓋然性が高い建材である。かかる屋外建設作業従事者及び改修・解体作業従事者の石綿粉じんばく露による重大な健康被害の発生について、被告企業らは優に予見し又は予見可能であった。そうすると、被告企業らは、かかる重大な健康被害の危険性の発現を防止するため、原告らが前記(1)において主張する警告方法を行うべきであったのに、被告企業らは、屋外建設作業従事者及び改修・解体作業従事者の被害を防止・回避するための適切な情報を与えることなく、石綿建材を製造し、引き渡し続けた。

したがって、平成7年7月1日以降に被告企業らが製造及び引渡しをした石綿建材に指示・警告上の欠陥があることは明らかであるから、被告企業らは、製造物責任法3条に基づく損害賠償責任を負う。

(イ) 設計上の欠陥

5 被告企業らは、どんなに遅くとも平成7年には石綿吹付け材以外の全ての建材について石綿の使用を中止すべき義務を負っており、同年7月1日以降製造し引き渡す石綿建材につき、石綿を使用しない建材を設計すべき義務（代替設計義務）を負っていた。

10 そうであるにもかかわらず、被告企業らは代替設計を実施せず、石綿建材の製造・販売及び引渡しを継続したのであるから、同日以降に製造され引き渡された吹付け材以外の石綿建材には設計上の欠陥があるといえ、被告企業らは、屋外建設作業従事者及び改修・解体作業従事者に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償責任を負う。

(被告企業らの主張)

15 ア 石綿不使用義務違反

原告らが主張するような段階において、石綿使用を一切禁止すべきというほどの医学的知見は確立していなかった。警告表示や防じんマスク着用義務付け等の対策をもってすれば石綿粉じんばく露対策は可能であったから、被告企業らに石綿不使用義務は存しない。

20 イ 製造物責任

警告義務を負わないのと同様、製造物責任法上の指示・警告上の欠陥も認められない。また、石綿繊維を含有すること自体が、建材の設計上の欠陥に該当するものでもない。

(3) 共同不法行為

25 (原告らの主張)

ア 民法719条1項後段の適用又は類推適用

民法719条1項後段は、被害者救済の見地から、複数行為者による加害行為と結果との因果関係を推定し、複数行為者に損害全部の賠償責任を負わせる規定である。本件においては、民法719条1項後段の適用又は類推適用により、共同行為者と特定された被告企業らには、本件被災者ら
5 に対する共同不法行為が成立し、共同行為者たる被告企業らの行為と当該被災者らの損害との間の個別的因果関係の推定が許されるべきである。

イ 共同不法行為

被告企業らは、危険な製品をその危険性の認識可能性がありつつ流通に置き、これにより原告ら建設作業従事者に石綿粉じんばく露の危険性を作出した。
10

上記加害行為が実際に本件被災者らに到達して被害を発生させたか否かは、因果関係の問題として別途検討を要するところ、本件の特質と民法719条1項後段の趣旨とを考慮すれば、加害行為については、本件被災者らへの到達を厳密に要求することは妥当ではなく、到達の「相当程度の可能性」があれば足りると考えるべきである。
15

ウ 共同行為者の特定方法

(ア) 原告らは、被告企業らが製造販売した石綿建材の到達の相当程度の可能性について、原告(被災者)ごとに、以下の①～⑥の観点から検討し、共同行為者を特定している(以下、かかる特定方法を「本件立証方法」という。)
20

① 直接取扱い建材の特定

当該原告(被災者)の属する職種が一般的・類型的に見て直接取り扱うであろう石綿建材の種類を特定する(一部の職種(現場監督など)には直接取扱い建材がない場合があり、その場合は②の観点から特定を行う。)
25

② 主要ばく露建材の特定

②-1 ①で特定した直接取扱い建材のうち、当該職種タイプの作業態様や石綿粉じんばく露実態等を元に、当該職種の建築作業従事者の石綿関連疾患罹患・発症の主要な原因となった石綿建材の種類を特定し、かつ、

5

②-2 個別の原告（被災者）ごとに、①及び②-1の観点からは対象に含まれないが、個々の作業経験や就労実態から、②-1の建材と同様に当該原告（被災者）の石綿関連疾患罹患・発症の主要な原因となったと考えられる石綿建材の種類を特定する（個別事情の考慮）。

10

③ シェア（市場占有率）の適用

②で特定された主要ばく露建材について、当該石綿建材の種類に応じ、文献等から概ね10%以上のシェアを有する企業を特定する。

④ 石綿建材（製品）の用途（建物の種類）に応じた特定

15

石綿建材は、製品ごとに主に使用される建物の種類（戸建住宅、共同住宅、学校・幼稚園等、店舗・事務所、劇場・百貨店、工場、倉庫）が国交省データベースに記載されている。いずれの建物の種類の建築作業に従事したかは個々の原告（被災者）によって異なるため、各原告（被災者）の従事した建物の種類を特定し、当該建物の種類に主に使用される石綿建材（製品）を特定する。

20

⑤ 製造販売期間と原告（被災者）の就労期間の重複期間並びに経験現場数の確認

④で特定した石綿建材の製造販売期間と当該原告（被災者）の就労期間との重なりが相当期間認められるか、及びその期間内に当該原告（被災者）が多数の現場を経験しているかをそれぞれ確認する。

25

⑥ 原告（被災者）の記憶に基づく特定

①～⑤で特定された建材とは別に、原告（被災者）ごとに、各人の

記憶・資料や特別な就労経験に基づき、石綿建材の「種類」ではなく石綿建材「メーカー」や「製品」のレベルで合理的な根拠をもって多数回にわたり取り扱ったと考えられる（記憶している）ものがある場合には、これも加える。

- 5 (イ) 以上の各観点からの検討を経て最終的に特定された石綿建材を製造・販売した企業の行為は、当該原告（被災者）に多数回にわたって到達した高度の蓋然性（少なくとも相当程度の可能性）があると考えられるのであり、かかる石綿建材を製造販売して流通に置いた行為には、当該原告（被災者）との関係で危険性が十分に認められる。

10 エ 各職種の主要ばく露建材

(ア) 現場監督

現場監督は、自ら建材を切断したり、取り付けたりすることは基本的にはなく、現場内できちんと作業が行われているかどうかをチェックすることが主な仕事である。

- 15 具体的には、吹付工の吹付け作業時に立ち会ったり、吹付けがされている箇所及び厚さが施工図書どおりであるかを確認するため、ピンと呼ばれる金属を、吹付けがされた箇所に刺す作業を行ったりした。また、指定された種類のボードが所定の箇所に貼り付けられているかを確認するために、大工・内装工等によるボードの切断作業に立ち会っていた。

- 20 以上によれば、現場監督の主要ばく露建材は、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）及び内装材（⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑰石綿含有けい酸カルシウム板第1種）である。

(イ) 左官工

- 25 左官工は、鉄筋コンクリート造建物、鉄骨造建物、木造建物のいずれにおいても、建物の壁や床などにコテを使ってモルタルや漆喰を塗る作

業や、モルタル塗りに使うモルタルを練り上げる作業等を行う。モルタルの練り上げ作業のうち、混和材などの材料をミキサー等に投入する際や、材料を混ぜ合わせる際に粉じんが発生した。

以上によれば、左官工の主要ばく露建材は、④混和材である。

5 (ウ) 大工・内装工

大工は、木造建物においては、建方、屋根・外壁の下地工事、内装下地や内装仕上げの施工工事、外部造作（軒天）や内部造作の作業等を行う。鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物においては、内装工事の全般にわたって作業を行う。

10 内装工は、本訴訟においては、基本的にはボード工、すなわち、主に鉄骨造建物や鉄筋コンクリート造建物においてボードの貼り付け作業に従事する者を指すが、作業内容は基本的には大工と同じである。

15 大工・内装工は、間仕切りや内壁、天井、外装の各工事において、間仕切り材、壁材、天井材、軒天材として使用されるボードを電動丸のこやカッターで切断し、切断面を研磨した上で、釘やビスで貼っていく作業を行った。石綿を含有するボードを切断、研磨する作業時に大量の石綿粉じんが発生するし、釘やビスで貼り付けていく際にもその作業時の振動等によって石綿粉じんが飛散するため、大工・内装工はこれにばく露した。

20 大工・内装工が直接取り扱う可能性がある石綿建材のうち、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑰石綿含有けい酸カルシウム板第1種は、ボード類の中でも代表的な種類の石綿建材であることや、ボード類の中でもとりわけ上記3種類の出荷量が圧倒的な比率を占めていたことからすると、大工・内装工の主要

25 ばく露建材であるといえる。

(エ) 電工

電工は、建物において電気関係の工事を行う。鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物においては、吹付け材に埋もれたインサート（パイプや照明器具を吊るすボルト（吊りボルト）をはめるためのねじ）を露出させるために吹付け材を剥がす際に、石綿粉じんにはばく露した。

5 以上によれば、電工の主要ばく露建材は、吹付け材（建材①～③）である。

(オ) タイル工

10 タイル工は、建物内の浴室、トイレ、玄関や、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の外壁にタイルを貼り付ける作業に従事する。この過程における下地調整の工程において、モルタルを練る作業を行うため、この作業で⑬混和材にはばく露しており、これがタイル工の主要ばく露建材である。

(カ) 配管工

15 配管工は、木造建物、鉄骨造建物及び鉄筋コンクリート造建物のいずれの建物建築工事においても、給排水衛生設備工事のうち、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事及び衛生器具設備工事に従事するとともに、上記各諸設備の設置のために必要な管を設置する工事（配管工事）に従事する。これらの工事において、配管工は、配管の設置作業、躯体・間仕切り等へ配管を通すための建材の切断・貫通作業（スリーブ工事）、
20 設置した配管への保温材の取付作業、配管の加工作業を行うが、支持金具の取付作業で天井裏等に入り、鉄骨に吹き付けられた吹付け材を削り落とす際に大量の石綿粉じんが発生した。また、スリーブ工事におけるボードの切断・穿孔、配管への保温材の取付けの際の保温材の切断加工、設置する配管の切断加工の各作業の際にも、石綿粉じんが発生した。

25 以上によれば、配管工の主要ばく露建材は、吹付け材（建材①～③）、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑩石綿保温材、④①石綿セメント円

筒である。

(キ) 塗装工

塗装工は、建物の内壁や外壁、屋根等に塗料を塗る塗装工事を行う。塗装工は、塗装工事に先立ってそれ以前の工程で発生した粉じんの清掃を行うほか、塗料を塗る下地となるモルタル壁やボード壁の凹凸をなくすため、電動サンダーや耐水ペーパーで削る作業（下地調整）を行う。かかる清掃作業及びボード壁の下地調整の際にはボード、モルタル壁の下地調整の際にはモルタルに含まれる混和材の石綿粉じんにばく露した。また、大型のビルや地下駐車場などでは、鉄骨の柱や階段の塗装工事の際には、塗装する箇所についている吹付け材をヘラなどで剥がしてから塗装を行うこともあった。

以上によれば、塗装工の主要ばく露建材は、ボード（建材⑮、⑯、㉓）、⑭混和材であり、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の就労比率が30%以上の原告の場合には、吹付け材（建材①～③）も主要ばく露建材となる。

(ク) 足場葺

足場葺は、足場の組み立て・解体を行う。足場葺が設置した内部足場の上では、他職種による吹付け作業、吹付け材のはつり作業、保温材や天井材の切断加工等の作業が行われ、これらによって発生した石綿粉じんが足場上に堆積したり、内部足場の鉄管や鉄筋等に付着したりする。そして、足場葺がその足場の解体、位置・高さの調整をする際に、足場に堆積・付着した粉じんを掃除したり、振り払ったりした。

以上によれば、足場葺の主要ばく露建材は、吹付け材（建材①～③）、⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有パーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材、⑭石綿含有ロックウール吸音天井板である。

(ケ) 空調設備工

空調設備工は、空調の設置をするために配管等を行う。空調設備の新規取付、設備更新工事、保守点検等を行うものであるが、その石綿粉じんばく露実態及び主要ばく露建材は上記(カ)配管工と同様であり、主要ばく露建材は、吹付け材（建材①～③）、保温材（建材⑦～⑩）、ボード類（建材⑮～⑲、⑳～㉓）、④石綿セメント円筒である。

オ 各建材のシェア

(ア) 吹付け材（建材①～③）

a ①吹付け石綿については、別紙6-1のとおり、被告ニチアス、被告A&AM、被告バルカー及び被告ノザワが、概ね10%を超えるシェアを有していた。

②石綿含有吹付けロックウール及び③湿式石綿含有吹付け材については、別紙6-2のとおり、被告ニチアス、被告A&AM、被告太平洋セメント、被告日東紡績及び被告日鉄ケミカルが高いシェアを有し、これに加えて、被告バルカー及び被告ノザワも一定程度（被告バルカーは昭和52年時点でシェア10%、被告ノザワは昭和46年時点で3.3%、昭和52年時点で6.4%）のシェアを有していた。

b ③湿式石綿含有吹付け材に関する予備的主張

仮に10%以上のシェアが認定できない場合でも、シェアの数値と現場数とが相関的に建材現場到達事実を基礎づけるものであり、③湿式石綿含有吹付け材の昭和50年以降の製造販売期間が建材①、②に比して長期に及ぶこと、③湿式石綿含有吹付け材が全て石綿を含有していたこと、被告ニチアス、被告A&AM及び被告バルカーの3社による寡占状態にあったことを踏まえれば、シェアが10%以上とは認められない当該企業のシェア率から到達に必要な現場数を算出した上で、当該企業の製造販売期間と被災者の就労期間の重複期間及び現場数をも考慮して、

当該企業の③湿式石綿含有吹付け材が当該被災者に到達したことを推認することができるというべきである。

建材②、③の合計施工面積を分母として、被告ニチアス、被告A&AM及び被告バルカーの③湿式石綿含有吹付け材のシェアを算出すると、被告ニチアスが4.3%、被告A&AMが1.9%、被告バルカーが1.8%となり、少なくとも1現場で触れた可能性が8割を超える現場数を算出すると、被告ニチアスが37件、被告A&AMが84件、被告バルカーが89件となる。吹付け材を主要ばく露建材とする被災者らは多くの現場に従事していることを踏まえれば、各被災者に対し、上記各社の③湿式石綿含有吹付け材が相当回数にわたり到達したことが明らかというべきである。

(イ) 保温材（建材⑥～⑧、⑩）

⑥石綿含有けいそう土保温材及び⑧石綿含有パーミキュライト保温材については、これらに該当する各1製品を製造していたのは被告ニチアスのみであるから、いずれも被告ニチアスが100%のシェアを有していたといえる。

⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材については、別紙6-3のとおり、被告神島化学、被告日本インシュレーション、被告A&AM及び被告ニチアスが高いシェアを有していた。

⑩石綿保温材については、これに該当する3製品を製造していたのは被告ニチアス及び被告A&AMの2社のみという寡占状態であったから、少なくとも被告ニチアス及び被告A&AMがそれぞれ50%ほどのシェアを有していたといえる。

(ウ) 耐火被覆材（建材⑪、⑫）

⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種については、別紙6-4のとおり、被告A&AM、被告ニチアス、被告神島化学及び被告日本インシュ

レーションが高いシェアを有していた。

⑫石綿含有耐火被覆板については、別紙6-5のとおり、被告A&AM、被告ノザワ及び被告バルカーが高いシェアを有していた。

(エ) ボード3種（建材⑮、⑯、㉓）

⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種のうち、建材⑮及び⑯については、別紙6-6のとおり、被告A&AM、被告MMK及び被告ノザワが高いシェアを有し、建材㉓については、別紙6-7のとおり、被告A&AM、被告大建工業、被告ニチアス及び被告MMKが高いシェアを有していた。

(オ) ⑳石綿含有押出成形セメント板

建材㉔については、別紙6-8のとおり、被告ノザワ及び被告MMKが高いシェアを有していた。

(カ) ㉔石綿含有ロックウール吸音天井板

建材㉔については、別紙6-9のとおり、被告大建工業、被告日東紡績、被告ケイミュー及び被告パナソニックが高いシェアを有していた。

(キ) 外装材（建材㉑、㉒、㉕～㉗）

⑳石綿含有住宅屋根用化粧スレートについては、別紙6-10のとおりであり、昭和36年から平成13年までは被告クボタ及び被告ケイミューの2社が市場をほぼ独占していたから、被告クボタ及び被告ケイミューが高いシェアを有していた。

㉑石綿含有窯業系サイディングについては、別紙6-11のとおり、被告クボタ、被告AGC、被告ケイミュー及び被告ニチハが高いシェアを有していた。

㉕石綿含有スレート波板・大波、㉖石綿含有スレート波板・小波、㉗石綿含有スレート波板・その他については、別紙6-12のとおり、被

告A&AM、被告ノザワ及び被告MMKが高いシェアを有していた。

(ク) ④石綿セメント円筒

建材④については、別紙6-13のとおり、昭和58年以降、被告A
&AMが概ね10%以上の高いシェアを有していた。

5

(ケ) ④混和材

④混和材については、被告ノザワを含む合計9社が製造販売していた
ところ、被告ノザワが混和材である「テーリング」を製造販売していた
のは昭和31年から平成15年まで、被告ノザワ以外の8社が混和材の
製造販売を開始したのは平成4年以降であり、昭和31年から平成3年
10 までの約35年間、混和材は、被告ノザワの「テーリング」1製品のみ
であった。被告ノザワのテーリングは、左官からは混和材の代名詞のよ
うに呼ばれ、被告太平洋セメントの参入当時、被告ノザワは9割以上の
シェアを有していたと認識されていたことなどからすると、被告ノザワ
が極めて高いシェアを有していたものといえる。

10

15

カ 各被災者に係る建材現場到達事実の有無

本件被災者らの主要ばく露建材と、建材現場到達事実が認められる被告
(責任企業)は以下のとおりである。

(ア) 被災者(1A)(原告(1))

被災者(1A)は、昭和31年11月から平成15年3月26日まで、
20 タイル工・給排水管工として、タイル工事及び給排水管工事に従事した。
主要ばく露建材は、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑱石
綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板、⑳石綿含有けい酸カルシ
ウム板第1種、④石綿セメント円筒、④混和材であり、責任企業は、被
告ノザワ、被告ニチアス、被告A&AM、被告MMK及び被告大建工業
25 である。

25

(イ) 被災者(2A)(原告(2))

被災者（2A）は、昭和50年4月から平成25年まで、大作業に従事した。主要ばく露建材は、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳石綿含有押出成形セメント板、㉕石綿含有窯業系サイディングであり、責任企業は、被告AGC、被告A&AM、被告クボタ、被告大建工業、被告ニチアス、被告ニチハ、被告ノザワ及び被告MMKである。

(ウ) 被災者（3A）（原告（3））

被災者（3A）は、平成元年9月から平成2年11月まで、ガラスブロック工事に従事した。主要ばく露建材は⑳混和材であり、責任企業は被告ノザワである。

(エ) 原告（4）

原告（4）は、昭和46年4月1日から昭和62年5月13日まで、家具取付け作業や倉庫内の清掃作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑰石綿含有スレートボード・軟質板、⑱石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板、⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳混和材であり、責任企業は、被告A&AM、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

(オ) 被災者（5A）（原告（5））

被災者（5A）は、昭和36年1月6日から平成13年10月4日まで、現場監督として工場の設計・現場監督・施工管理業務に従事したほか、断熱材・耐火材・保温材の新設・交換や配管の保温材の除去・交換等も自ら行った。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、⑦石綿含有けい酸

カルシウム保温材、⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種、⑫石綿含有耐火被覆板、ボード3種（建材⑮、⑯、㉓）であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告大建工業、被告ニチアス、被告日本インシュレーション、被告ノザワ及び被告MMKである。

5 (カ) 原告（6）

原告（6）は、昭和46年5月から平成29年9月まで、空調設備工として空調設備の新規取付け、設備更新工事、保守点検等の作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑩石綿保温材、⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種、⑫石綿含有耐火被覆板、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑰石綿含有スレートボード・軟質板、⑱石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板、⑲石綿含有スレートボード・その他、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳石綿含有ロックウール吸音天井板であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告日本インシュレーション、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

10

15

(キ) 原告（7）

原告（7）は、昭和50年4月から平成23年12月まで、大工作业に従事した。主要ばく露建材は、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳石綿含有ロックウール吸音天井板、㉕石綿含有窯業系サイディングであり、責任企業は、被告大建工業及び被告ニチアスである。

20

(ク) 被災者（8A）（原告（8））

被災者（8A）は、昭和62年8月から昭和63年2月まで、足場鳶として足場の組み立て・解体作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹

25

付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有バーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材、⑭石綿含有ロックウール吸音天井板であり、責任企業は、被告A&AM、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー及び被告ノザワである。

(ケ) 被災者（9 A）（原告（9））

被災者（9 A）は、平成6年2月21日から平成21年6月4日まで、
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995
1000
1005
1010
1015
1020
1025
1030
1035
1040
1045
1050
1055
1060
1065
1070
1075
1080
1085
1090
1095
1100
1105
1110
1115
1120
1125
1130
1135
1140
1145
1150
1155
1160
1165
1170
1175
1180
1185
1190
1195
1200
1205
1210
1215
1220
1225
1230
1235
1240
1245
1250
1255
1260
1265
1270
1275
1280
1285
1290
1295
1300
1305
1310
1315
1320
1325
1330
1335
1340
1345
1350
1355
1360
1365
1370
1375
1380
1385
1390
1395
1400
1405
1410
1415
1420
1425
1430
1435
1440
1445
1450
1455
1460
1465
1470
1475
1480
1485
1490
1495
1500
1505
1510
1515
1520
1525
1530
1535
1540
1545
1550
1555
1560
1565
1570
1575
1580
1585
1590
1595
1600
1605
1610
1615
1620
1625
1630
1635
1640
1645
1650
1655
1660
1665
1670
1675
1680
1685
1690
1695
1700
1705
1710
1715
1720
1725
1730
1735
1740
1745
1750
1755
1760
1765
1770
1775
1780
1785
1790
1795
1800
1805
1810
1815
1820
1825
1830
1835
1840
1845
1850
1855
1860
1865
1870
1875
1880
1885
1890
1895
1900
1905
1910
1915
1920
1925
1930
1935
1940
1945
1950
1955
1960
1965
1970
1975
1980
1985
1990
1995
2000
2005
2010
2015
2020
2025
2030
2035
2040
2045
2050
2055
2060
2065
2070
2075
2080
2085
2090
2095
2100
2105
2110
2115
2120
2125
2130
2135
2140
2145
2150
2155
2160
2165
2170
2175
2180
2185
2190
2195
2200
2205
2210
2215
2220
2225
2230
2235
2240
2245
2250
2255
2260
2265
2270
2275
2280
2285
2290
2295
2300
2305
2310
2315
2320
2325
2330
2335
2340
2345
2350
2355
2360
2365
2370
2375
2380
2385
2390
2395
2400
2405
2410
2415
2420
2425
2430
2435
2440
2445
2450
2455
2460
2465
2470
2475
2480
2485
2490
2495
2500
2505
2510
2515
2520
2525
2530
2535
2540
2545
2550
2555
2560
2565
2570
2575
2580
2585
2590
2595
2600
2605
2610
2615
2620
2625
2630
2635
2640
2645
2650
2655
2660
2665
2670
2675
2680
2685
2690
2695
2700
2705
2710
2715
2720
2725
2730
2735
2740
2745
2750
2755
2760
2765
2770
2775
2780
2785
2790
2795
2800
2805
2810
2815
2820
2825
2830
2835
2840
2845
2850
2855
2860
2865
2870
2875
2880
2885
2890
2895
2900
2905
2910
2915
2920
2925
2930
2935
2940
2945
2950
2955
2960
2965
2970
2975
2980
2985
2990
2995
3000
3005
3010
3015
3020
3025
3030
3035
3040
3045
3050
3055
3060
3065
3070
3075
3080
3085
3090
3095
3100
3105
3110
3115
3120
3125
3130
3135
3140
3145
3150
3155
3160
3165
3170
3175
3180
3185
3190
3195
3200
3205
3210
3215
3220
3225
3230
3235
3240
3245
3250
3255
3260
3265
3270
3275
3280
3285
3290
3295
3300
3305
3310
3315
3320
3325
3330
3335
3340
3345
3350
3355
3360
3365
3370
3375
3380
3385
3390
3395
3400
3405
3410
3415
3420
3425
3430
3435
3440
3445
3450
3455
3460
3465
3470
3475
3480
3485
3490
3495
3500
3505
3510
3515
3520
3525
3530
3535
3540
3545
3550
3555
3560
3565
3570
3575
3580
3585
3590
3595
3600
3605
3610
3615
3620
3625
3630
3635
3640
3645
3650
3655
3660
3665
3670
3675
3680
3685
3690
3695
3700
3705
3710
3715
3720
3725
3730
3735
3740
3745
3750
3755
3760
3765
3770
3775
3780
3785
3790
3795
3800
3805
3810
3815
3820
3825
3830
3835
3840
3845
3850
3855
3860
3865
3870
3875
3880
3885
3890
3895
3900
3905
3910
3915
3920
3925
3930
3935
3940
3945
3950
3955
3960
3965
3970
3975
3980
3985
3990
3995
4000
4005
4010
4015
4020
4025
4030
4035
4040
4045
4050
4055
4060
4065
4070
4075
4080
4085
4090
4095
4100
4105
4110
4115
4120
4125
4130
4135
4140
4145
4150
4155
4160
4165
4170
4175
4180
4185
4190
4195
4200
4205
4210
4215
4220
4225
4230
4235
4240
4245
4250
4255
4260
4265
4270
4275
4280
4285
4290
4295
4300
4305
4310
4315
4320
4325
4330
4335
4340
4345
4350
4355
4360
4365
4370
4375
4380
4385
4390
4395
4400
4405
4410
4415
4420
4425
4430
4435
4440
4445
4450
4455
4460
4465
4470
4475
4480
4485
4490
4495
4500
4505
4510
4515
4520
4525
4530
4535
4540
4545
4550
4555
4560
4565
4570
4575
4580
4585
4590
4595
4600
4605
4610
4615
4620
4625
4630
4635
4640
4645
4650
4655
4660
4665
4670
4675
4680
4685
4690
4695
4700
4705
4710
4715
4720
4725
4730
4735
4740
4745
4750
4755
4760
4765
4770
4775
4780
4785
4790
4795
4800
4805
4810
4815
4820
4825
4830
4835
4840
4845
4850
4855
4860
4865
4870
4875
4880
4885
4890
4895
4900
4905
4910
4915
4920
4925
4930
4935
4940
4945
4950
4955
4960
4965
4970
4975
4980
4985
4990
4995
5000
5005
5010
5015
5020
5025
5030
5035
5040
5045
5050
5055
5060
5065
5070
5075
5080
5085
5090
5095
5100
5105
5110
5115
5120
5125
5130
5135
5140
5145
5150
5155
5160
5165
5170
5175
5180
5185
5190
5195
5200
5205
5210
5215
5220
5225
5230
5235
5240
5245
5250
5255
5260
5265
5270
5275
5280
5285
5290
5295
5300
5305
5310
5315
5320
5325
5330
5335
5340
5345
5350
5355
5360
5365
5370
5375
5380
5385
5390
5395
5400
5405
5410
5415
5420
5425
5430
5435
5440
5445
5450
5455
5460
5465
5470
5475
5480
5485
5490
5495
5500
5505
5510
5515
5520
5525
5530
5535
5540
5545
5550
5555
5560
5565
5570
5575
5580
5585
5590
5595
5600
5605
5610
5615
5620
5625
5630
5635
5640
5645
5650
5655
5660
5665
5670
5675
5680
5685
5690
5695
5700
5705
5710
5715
5720
5725
5730
5735
5740
5745
5750
5755
5760
5765
5770
5775
5780
5785
5790
5795
5800
5805
5810
5815
5820
5825
5830
5835
5840
5845
5850
5855
5860
5865
5870
5875
5880
5885
5890
5895
5900
5905
5910
5915
5920
5925
5930
5935
5940
5945
5950
5955
5960
5965
5970
5975
5980
5985
5990
5995
6000
6005
6010
6015
6020
6025
6030
6035
6040
6045
6050
6055
6060
6065
6070
6075
6080
6085
6090
6095
6100
6105
6110
6115
6120
6125
6130
6135
6140
6145
6150
6155
6160
6165
6170
6175
6180
6185
6190
6195
6200
6205
6210
6215
6220
6225
6230
6235
6240
6245
6250
6255
6260
6265
6270
6275
6280
6285
6290
6295
6300
6305
6310
6315
6320
6325
6330
6335
6340
6345
6350
6355
6360
6365
6370
6375
6380
6385
6390
6395
6400
6405
6410
6415
6420
6425
6430
6435
6440
6445
6450
6455
6460
6465
6470
6475
6480
6485
6490
6495
6500
6505
6510
6515
6520
6525
6530
6535
6540
6545
6550
6555
6560
6565
6570
6575
6580
6585
6590
6595
6600
6605
6610
6615
6620
6625
6630
6635
6640
6645
6650
6655
6660
6665
6670
6675
6680
6685
6690
6695
6700
6705
6710
6715
6720
6725
6730
6735
6740
6745
6750
6755
6760
6765
6770
6775
6780
6785
6790
6795
6800
6805
6810
6815
6820
6825
6830
6835
6840
6845
6850
6855
6860
6865
6870
6875
6880
6885
6890
6895
6900
6905
6910
6915
6920
6925
6930
6935
6940
6945
6950
6955
6960
6965
6970
6975
6980
6985
6990
6995
7000
7005
7010
7015
7020
7025
7030
7035
7040
7045
7050
7055
7060
7065
7070
7075
7080
7085
7090
7095
7100
7105
7110
7115
7120
7125
7130
7135
7140
7145
7150
7155
7160
7165
7170
7175
7180
7185
7190
7195
7200
7205
7210
7215
7220
7225
7230
7235
7240
7245
7250
7255
7260
7265
7270
7275
7280
7285
7290
7295
7300
7305
7310
7315
7320
7325
7330
7335
7340
7345
7350
7355
7360
7365
7370
7375
7380
7385
7390
7395
7400
7405
7410
7415
7420
7425
7430
7435
7440
7445
7450
7455
7460
7465
7470
7475
7480
7485
7490
7495
7500
7505
7510
7515
7520
7525
7530
7535
7540
7545
7550
7555
7560
7565
7570
7575
7580
7585
7590
7595
7600
7605
7610
7615
7620
7625
7630
7635
7640
7645
7650
7655
7660
7665
7670
7675
7680
7685
7690
7695
7700
7705
7710
7715
7720
7725
7730
7735
7740
7745
7750
7755
7760
7765
7770
7775
7780
7785
7790
7795
7800
7805
7810
7815
7820
7825
7830
7835
7840
7845
7850
7855
7860
7865
7870
7875
7880
7885
7890
7895
7900
7905
7910
7915
7920
7925
7930
7935
7940
7945
7950
7955
7960
7965
7970
7975
7980
7985
7990
7995
8000
8005
8010
8015
8020
8025
8030
8035
8040
8045
8050
8055
8060
8065
8070
8075
8080
8085
8090
8095
8100
8105
8110
8115
8120
8125
8130
8135
8140
8145
8150
8155
8160
8165
8170
8175
8180
8185
8190
8195
8200
8205
8210
8215
8220
8225
8230
8235
8240
8245
8250
8255
8260
8265
8270
8275
8280
8285
8290
8295
8300
8305
8310
8315
8320
8325
8330
8335
8340
8345
8350
8355
8360
8365
8370
8375
8380
8385
8390
8395
8400
8405
8410
8415
8420
8425
8430
8435
8440
8445
8450
8455
8460
8465
8470
8475
8480
8485
8490
8495
8500
8505
8510
8515
8520
8525
8530
8535
8540
8545
8550
8555
8560
8565
8570
8575
8580
8585
8590
8595
8600
8605
8610
8615
8620
8625
8630
8635
8640
8645
8650
8655
8660
8665
8670
8675
8680
8685
8690
8695
8700
8705
8710
8715
8720
8725
8730
8735
8740
8745
8750
8755
8760
8765
8770
8775
8780
8785
8790
8795
8800
8805
8810
8815
8820
8825
8830
8835
8840
8845
8850
8855
8860
8865
8870
8875
8880
8885
8890
8895
8900
8905
8910
8915
8920
8925
8930
8935
8940
8945
8950
8955
8960
8965
8970
8975
8980
8985
8990
8995
9000
9005
9010
9015
9020
9025
9030
9035
9040
9045
9050
9055
9060
9065
9070
9075
9080
9085
9090
9095
9100
9105
9110
9115
9120
9125
9130
9135
9140
9145
9150
9155
9160
9165
9170
9175
9180
9185
9190
9195
9200
9205
9210
9215
9220
9225
9230
9235
9240
9245
9250
9255
9260
9265
9270
9275
9280
9285
9290
9295
9300
9305
9310
9315
9320
9325
9330
9335
9340
9345
9350
9355
9360
9365
9370
9375
9380
9385
9390
9395
9400
9405
9410
9415
9420
9425
9430
9435
9440
9445
9450
9455
9460
9465
9470
9475
9480
9485
9490
9495
9500
9505
9510
9515
9520
9525
9530
9535
9540
9545
9550
9555
9560
9565
9570
9575
9580
9585
9590
9595
9600
9605
9610
9615
9620
9625
9630
9635
9640
9645
9650
9655
9660
9665
9670
9675
9680
9685
9690
9695
9700
9705
9710
9715
9720
9725
9730
9735
9740
9745
9750
9755
9760
9765
9770
9775
9780
9785
9790
9795
9800
9805
9810
9815
9820
9825
9830
9835
9840
9845
9850
9855
9860
9865
9870
9875
9880
9885
9890
9895
9900
9905
9910
9915
9920
9925
9930
9935
9940
9945
9950
9955
9960
9965
9970
9975
9980
9985
9990
9995
10000
10005
10010
10015
10020
10025
10030
10035
10040
10045
10050
10055
10060
10065
10070
10075
10080
10085
10090
10095
10100
10105
10110
10115
10120
10125
10130
10135
10140
10145
10150
10155
10160
10165
10170
10175
10180
10185
10190
10195
10200
10205
10210
10215
10220
10225
1

板であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告日本インシュレーション、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

5 (サ) 被災者(11A)(原告(11-1)、原告(11-2))

被災者(11A)は、昭和53年6月から平成5年6月まで、金物取付工事及び給排水管工事の現場監督業務に従事した。主要ばく露建材は、
②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、
10 ⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳石綿含有窯業系サイディング、
⑳石綿セメント円筒であり、責任企業は、被告AGC、被告A&AM、被告クボタ、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告ニチアス、被告ニチハ、被告日東紡績、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

(シ) 被災者(12A)(原告(12-1)、原告(12-2))

15 被災者(12A)は、昭和48年から昭和51年まで型枠大作業に、昭和51年から昭和54年まで大作業に、平成17年7月から平成27年10月まで型枠解体作業等に、それぞれ従事した。主要ばく露建材は、
①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、
20 ⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳石綿含有ロックウール吸音天井板であり、責任企業は、被告A&AM、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

(ス) 原告(13)

25 原告(13)は、昭和41年4月から現在まで、配管工事に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③

湿式石綿含有吹付け材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑩石綿保温材、④①石綿セメント円筒であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告日鉄ケミカル、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告日本インシュレーション、被告バルカー及び被告ノザワである。

5

(セ) 被災者（14A）（原告（14））

被災者（14A）は、昭和45年から平成27年まで、左官工事に従事した。主要ばく露建材は④③混和材であり、責任企業は被告ノザワである。

10

(ソ) 被災者（15A）（原告（15））

被災者（15A）は、昭和49年3月から昭和53年12月まで、劇団員として照明機材の取り付け作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、④①石綿含有吹付けパーミキュライト、⑤石綿含有吹付けパーライトであり、責任企業は、被告A&AM、被告日鉄ケミカル、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー及び被告ノザワである。

15

(タ) 被災者（16A）（原告（16-1）、原告（16-2）、原告（16-3））

被災者（16A）は、昭和54年4月から昭和58年4月まで、配管工として北海道大学のボイラー設備の修理や配管設備の点検・修理作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑩石綿保温材、④①石綿セメント円筒であり、責任企業は、被告A&AM、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー及び被告ノザワである。

20

25

(チ) 被災者（17A）（原告（17-1）、原告（17-2）、原告（17-3））

3)、原告(17-4))

被災者(17A)は、昭和55年4月から平成5年11月まで、塗装作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種、㉑混和材であり、責任企業は、被告A&AM、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

(ツ) 被災者(18A)(原告(18))

被災者(18A)は、昭和39年4月から平成26年12月まで、大工作業に従事した。主要ばく露建材は⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種であり、責任企業は、被告A&AM、被告大建工業、被告ニチアス、被告ノザワ及び被告MMKである。

(テ) 被災者(19A)(原告(19))

被災者(19A)は、昭和42年11月から平成13年3月まで、鉄筋工事に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種、㉒石綿含有ロックウール吸音天井板、㉑混和材であり、責任企業は、被告A&AM、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

(ト) 被災者(20A)(原告(20))

被災者(20A)は、昭和41年9月から平成14年7月まで、塗装工事に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付け

ロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種、④混和材であり、責任企業は、被告A&AM、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

(ナ) 原告(21)

原告(21)は、昭和55年5月から平成26年まで、大工・内装工及び吹付け工として、内装工事及び吹付け作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

(ニ) 被災者(22A)(原告(22-1)、原告(22-2)、原告(22-3))

被災者(22A)は、昭和33年から令和元年まで(昭和35年から昭和37年まで、昭和59年から平成元年までは除く。)、左官工事に従事した。主要ばく露建材は④混和材であり、責任企業は被告ノザワである。

(ヌ) 被災者(23A)(原告(23))

被災者(23A)は、昭和46年から平成18年12月まで、大工作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、㉒石綿含有押出成形セメント板、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種、㉕石綿含有窯業系

サイディングであり、責任企業は、被告AGC、被告A&AM、被告クボタ、被告神島化学、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告バルカー、被告ノザワ及び被告MMKである。

5 (ネ) 原告(24)

原告(24)は、昭和47年7月から平成3年11月まで、現場監督として福島第一原子力発電所の1号機～6号機の保温工事に従事した。主要ばく露建材は、⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有パーミキュライト保温材、⑨石綿含有パー
10 ライト保温材、⑩石綿保温材であり、責任企業は被告ニチアスである。

(ノ) 被災者(25A)(原告(25))

被災者(25A)は、昭和38年1月から平成25年までの間、大工作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑬石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑭石綿含有スレートボード・平板、⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳石綿含有窯業系サイディング、㉑石綿含有建材複合金属系サイディングであり、責任企業は、被告AGC、被告A&AM、被告クボタ、被告ケイミュー、被告神島化学、被告日鉄ケミカル、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告ニチハ、被告
15 日東紡績、被告バルカー、被告ノザワ、被告MMK及び被告パナソニック
20 である。

(ハ) 被災者(26A)(原告(26))

被災者(26A)は、昭和42年4月から平成20年12月まで、大工作業に従事した。主要ばく露建材は、⑬石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑭石綿含有スレートボード・平板、⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、
25

被告大建工業、被告ニチアス、被告ノザワ及び被告MMKである。

(ヒ) 原告 (27)

原告 (27) は、昭和40年4月から平成17年まで、大工作業に従事した。主要ばく露建材は、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳石綿含有ロックウール吸音天井板であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告大建工業、被告ニチアス、被告日東紡績、被告ノザワ、被告MMK及び被告パナソニックである。

(フ) 被災者 (28A) (原告 (28))

被災者 (28A) は、昭和44年3月から平成18年3月まで、石綿含有建材等の運搬業務に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、④石綿含有吹付けパーミキュライト、⑤石綿含有吹付けパーライト、⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有パーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材、⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種、⑫石綿含有耐火被覆板、⑬屋根用折板石綿断熱材、⑭煙突用石綿断熱材であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告日鉄ケミカル、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告日本インシュレーション、被告バルカー及び被告ノザワである。

(ヘ) 被災者 (29A) (原告 (29))

被災者 (29A) は、昭和51年1月から平成17年11月まで、計装工として計測器や空調設備の点検及び修繕作業に従事した。主要ばく露建材は、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有パーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライ

ト保温材、⑩石綿保温材であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告日鉄ケミカル、被告太平洋セメント、被告ニチアス、被告日東紡績、被告日本インシュレーション、被告バルカー及び被告ノザワである。

5 (ホ) 被災者(30A)(原告(30))

被災者(30A)は、昭和50年12月から平成15年4月まで、産業用機械の設置工事に立ち会い、設置状況の確認や設置後の清掃・試運転作業に従事した。主要ばく露建材は、⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有バーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告ニチアス及び被告日本インシュレーションである。

(マ) 原告(31)

原告(31)は、昭和32年から平成21年まで、ボード加工作業に従事した。主要ばく露建材は、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳石綿含有ロックウール吸音天井板、㉕石綿含有窯業系サイディング、㉖石綿含有建材複合金属系サイディングであり、責任企業は、被告AGC、被告A&AM、被告クボタ、被告ケイミュー、被告神島化学、被告大建工業、被告ニチアス、被告ニチハ、被告日東紡績、被告ノザワ、被告MMK及び被告パナソニックである。

(ミ) 被災者(32A)(原告(32))

被災者(32A)は、昭和47年4月から平成9年まで、工場における内装材の製造・加工作業に従事したほか、製品の納入先の建築現場における内装材の施工作业に従事した。主要ばく露建材は、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑰

石綿含有スレートボード・軟質板、⑱石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板、⑲石綿含有スレートボード・その他、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種、㉔石綿含有ロックウール吸音天井板であり、責任企業は、被告A&AM、被告神島化学、被告大建工業、被告ニチアス、

5
被告日東紡績、被告ノザワ、被告MMK及び被告パナソニックである。
(被告企業らの主張)

ア シェアを用いて建材現場到達事実を立証し得るとの考え方に立ったとしても、建材現場到達事実は高度の蓋然性をもって立証されなければならない。シェア10%では、当該被告企業の石綿含有建材が当該被災者に多数回にわたって到達した高度の蓋然性があるとはいえず、10%のシェアを有することをもって共同行為者であるとの認定はできない。到達の高度の蓋然性を認めるためには、最低でも25%のシェアを継続的に占めていたことの立証が必要である。

10
イ シェアの検討の際には、用途が同じ建材についてはそれを通算してシェアを検討するべきであり、同じ用途のノンアス製品がある場合には、その存在を前提としてシェアを検討するべきである。

15
(被告AGCの主張)

被告AGCが製造した㉕石綿含有窯業系サイディング(ほんばん)は、工務店や工事店であるトップショップを通じて販売されたものであり、その流通経路は限定されていた。したがって、本件被災者らの勤務先等においてトップショップとの取引がない場合、当該被災者が「ほんばん」を使用した可能性は低い。

20
原告らが主張する被告AGCのシェアは、正確性に疑問がある資料に基づき、ずさんな方法により算出されたものであり、実態を反映したものではなく、依拠できない。

25
(被告A&AMの主張)

ア シェアを用いた確率計算によって建材の到達を認定することの誤り

建設現場の実態として、各建材の出現頻度が均等であることや独立な試行はあり得ないのであって、建材の到達に係る事実認定でシェアに基づく確率計算に依拠することは致命的な誤りがある。

5 イ 各建材の到達について

(ア) 吹付け材 (建材①～③)

被告A&AMの昭和50年以降の吹付け材のシェアの大部分は、石綿を含有しない製品によるものであったから、被告A&AMの吹付け材が本件被災者らに到達した事実は認められない。

10 (イ) 保温材 (建材⑦)

保温材のうち、建材⑥、⑦、⑨、⑩は、代替性が高く競合関係にあるため、4種類全体における各社の製品のマーケットシェアを検討する必要があるが、これらが合算されたシェアに関する証拠はなく、被告A&AMのシェアを認定することはできない。

15 また、被告A&AMの⑦けい酸カルシウム保温材 (シリカカバー、シリカボード) は、650℃又は1000℃の高温に耐えられる成形保温材であり、極めて高温となる箇所が存在する工場プラントで用いられるハイスペックかつ施工に特殊な技術を要するものであったから、比較的低温な工場設備で使用される製品ではなかった。

20 (ウ) ボード (建材⑮、⑯、㉓)

25 シェアの検討の際には、被告A&AMの出荷分のうち、①二次加工メーカーへの出荷分、②プレハブメーカー及び住宅機器メーカーへの出荷分及び③被告A&AMが自社施工で使用した分が除外されるべきである。そうすると、被告A&AMの建材⑮、⑯のシェアは9.2%未満、建材㉓のシェアは5.4%未満であり、被告A&AMの上記建材が本件被災者らに到達した事実は認められない。

(エ) ④石綿セメント円筒

④石綿セメント円筒は煙突であり、屋外で使用される建材であるから、被告A&AMは警告義務を負わない。

耐火二層管（耐火被覆塩ビ管）については、被告A&AMが販売を開始したのは昭和57年以降であるところ、昭和56年～昭和61年（推定）の主要メーカー全体の販売実績に占める被告A&AMの割合は、OEM受注にかかる三菱樹脂社の販売実績を含めて12.6%にすぎない。そして、上記OEM加工品は、三菱樹脂社が警告義務を負うべきものであって、被告A&AMのシェアから除外されるべきであるから、被告A&AMが警告義務を負うシェアは7%にすぎない。さらに、被告A&AMは、昭和63年以降、無石綿製品に切り替えている。したがって、被告A&AMの耐火二層管（耐火被覆塩ビ管）が本件被災者らに到達した事実は認められない。

(被告クボタ及び被告ケイミューの主張)

③石綿含有住宅屋根用化粧スレートの用途は屋根材であり、粘土瓦、厚型スレート、着色鉄板等の代替建材を考慮に入れてシェアを算定する必要があるところ、代替建材を含めた屋根材全体における③石綿含有住宅屋根用スレートのシェアは10%を下回るから、被告クボタ及び被告ケイミューの製品について建材現場到達事実は認められない。

⑤石綿含有窯業系サイディングの用途は外壁材であり、モルタル、金属サイディング、カラー鉄板等の代替建材を考慮に入れてシェアを算定する必要があるところ、代替建材を含めた外壁材全体における⑤石綿含有窯業系サイディングのシェアは3.2%にすぎず、被告クボタ及び被告ケイミューの製品について建材現場到達事実は認められない。

(被告神島化学の主張)

ア ⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材について

被告神島化学が製造していた⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材である「ダイヤライト」は、四国で生産されており、首都圏で使用されることはほとんどない。また、納入先は電力会社やコンビナートに限定されていた。

5 建材統計年報における「石綿保温材」(⑩石綿保温材、⑧石綿含有パーミキュライト保温材が含まれると考えられる。)や⑨石綿含有パーライト保温材の出荷量が⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材にほぼ匹敵することからすると、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材しか製造していない被告神島化学のシェアが10%を上回るとは考えられず、建材現場到達事実は
10 認められない。

イ ⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種について

⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種は耐火被覆材であり、耐火被覆材全体における被告神島化学の⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種のシェアは1%以下であるから、建材現場到達事実は認められない。

15 (被告日鉄ケミカルの主張)

被告日鉄ケミカルが製造していた②石綿含有吹付けロックウールである「スプレエース」について、製造期間(昭和43年～昭和53年)におけるシェアの平均は5.8%であり、昭和48年に10.4%となったほかは10%を下回っているから、建材現場到達事実は認められない。

20 また、スプレエースの納入先は認定特約店に限定されており、単純にシェア及び建材現場の確率計算を考慮した建材現場到達事実の推認をすることができない個別的要因が存在する。

(被告大建工業の主張)

25 被告大建工業の⑭石綿含有ロックウール吸音天井板の到達可能性を検討するに当たっては、用途を同じくする建材である天井材を全て分母に加えた上でシェアを算定する必要がある。そして、住宅用天井材における⑭石綿含

有ロックウール吸音天井板のシェアは2.4%、非住宅用天井材における④石綿含有ロックウール吸音天井板のシェアは12%であるから、④石綿含有ロックウール吸音天井板に占める被告大建工業のシェアが25%であったとしても、被災者らに被告大建工業の④石綿含有ロックウール吸音天井板が到達する可能性は、住宅の天井施工に従事した被災者との関係では0.6%、非住宅建造物の天井施工に従事した被災者との関係では3%にとどまり、建材現場到達事実は認められない。

(被告太平洋セメントの主張)

ア 主要ばく露建材について

(ア) ②石綿含有吹付けロックウール (スプレーコート)

被告太平洋セメントが②石綿含有吹付けロックウールである「スプレーコート」を製造販売していたのは昭和46年6月～昭和53年10月であり、実際には、昭和49年以降、相当程度以上の割合でノンアス化していた。スプレーコートは主として鉄骨造建物(稀に鉄筋コンクリート造建物)に使用され、木造建物に使用されることはない。

スプレーコートは、被告太平洋セメントと売買基本契約書や施工管理及び品質保証に関する覚書等を締結し、系列化された特定の吹付け業者に対してしか販売されておらず(販工店制度)、スプレーコートを被告太平洋セメントと同系列ではない建設作業従事者が一般的に取り扱うことは基本的になかった。そのほか、石綿使用量が少ないこと、同時並行作業や清掃作業、削り取り作業等によるばく露は生じなかったことなどから、スプレーコートにより建設作業従事者が石綿粉じんによるばく露することはなかった。

(イ) ③湿式石綿含有吹付け材 (スプレーコートウェット)

被告太平洋セメントが③湿式石綿含有吹付け材である「スプレーコートウェット」を製造販売していたのは昭和48年11月～平成元年11

月であるが、昭和50年2月に完成した都庁第三本庁舎建築工事において崩落事故が発生したことから、それ以降ほとんど販売しておらず、製造販売期間は実質2年ほどしかなく、大型の鉄骨造建物にしか採用されず、施行例も限られていた。また、スプレーコートウェットはモルタル状で射出されるため、吹付け作業時に粉じんが舞うことはなかった。これらに加え、スプレーコートと同様、木造建物には使用されず、販売先も特定されていたこと、石綿使用量が少ないこと、同時並行作業や清掃作業、削り取り作業等によるばく露は生じなかったことなどから、スプレーコートウェットにより建設作業従事者が石綿粉じんにばく露することはなかった。

イ 建材の到達について

②石綿含有吹付けロックウールについて、昭和49年からスプレーコートのノンアス化を始めていたところ、昭和51年2月には出荷量の8割がノンアス化されており、同年4月にはほぼすべてのスプレーコートがノンアス化されていたと考えられる。したがって、被告太平洋セメントの警告義務違反が生じる可能性のある期間の大部分において、5～8割を超える割合のスプレーコートがノンアス化しており、②石綿含有吹付けロックウールのシェアが10%を大きく下回っていたといえるから、建材現場到達事実は認められない。

(被告ニチアスの主張)

ア 主要ばく露建材について

③石綿含有けい酸カルシウム板第1種は、電動工具ではなくカッターにより切断されるのであり、主要ばく露建材とならない。

イ 各建材の到達について

(ア) 吹付け材 (建材②、③)

a 被告ニチアスは、建材②につき昭和49年に製造を終了し、建材③

につき使用される現場が限定され、施工面積が限定的なものにとどまっていたから、被告ニチアスの建材②、③の到達は認められない。

b 建材③に関する原告らの予備的主張について

各被災者が従事する任意の一つの現場について、市場シェアどおりの確率で各建材が到達しているという前提は元々成立しておらず、建材の現場分布には不可避的な偏りがあるし、市場シェア率の認定自体、限られた資料を基にしたものであって数値の正確性は限定的である。確率計算によって建材現場到達事実を推認する手法は、このような内在的な不確実性をはらんでおり、シェアが低くなるほど、かかる内在的な不確実性による影響に左右されることは経験則上明らかであることから、各裁判例は、市場シェアに基づく確率計算により到達の事実を推認できるとするために、内在的な不確実性の影響を受けにくくなる程度の一定程度以上の市場シェアを必要条件として求めているものと解される。そうすると、10%を下回る低い市場シェアに基づいて建材現場到達事実を推認するためには、当該特定の被災者につき、上記の内在的な不確実性を無視してよいといえる何らかの合理的理由が必要であるが、③湿式石綿含有吹付け材に関しては、全国的なマクロの統計（市場シェア率）とミクロの個々の現場到達確率との間に乖離が生じやすい事情があり、上記の内在的な不確実性がさらに高い。原告らが主張する事情は、上記の合理的理由に当たるものとはいえないから、原告らの予備的主張は認められない。

(イ) 保温材（建材⑥～⑧、⑩）

建材⑦及び⑩は、ノンアス化された⑨パーライト保温材を含めてマーケットシェア及び到達の推認の可否が検討されるべきであり、被告ニチアスの建材⑦、⑩の到達は認められない。

また、ニチアスの保温材（建材⑥～⑧、⑩）が主に使用されるのは、

工場（とりわけ化学プラントや発電所等における工業用配管）に限られ、一般の建築現場や、工場でも高温とならない配管で使用されることはほとんどなく、主に一般の建築現場で就労した被災者の現場への到達は認められない。

5 建材⑥の製造期間は昭和49年までであり、責任期間外である。そのほかの製造期間は、建材⑦は昭和55年まで、建材⑧は昭和62年まで、建材⑩は昭和54年までであり、これ以降の石綿粉じんばく露について、被告ニチアスは責任を負わない。

(ウ) 耐火被覆材（建材⑪、⑫）

10 耐火被覆材（建材⑪、⑫）と吹付け材は、いずれも主に鉄骨造建物における耐火被覆という用途が共通しており、相互に代替性、競合性があることから、いずれもシェアを通算して到達を検討するべきである。そして、耐火被覆用途の建材全般のシェアの大部分は②石綿含有吹付けロックウールが占めており、建材⑪、⑫のシェアは、相当低いと考えられる。

15 さらに、被告ニチアスの建材⑪（キャスライト）及び建材⑫（トムボード）の用途は、店舗やビル、劇場・デパートに限定されているから、これらの建物の作業歴がない又は乏しい被災者については、被告ニチアスの建材⑪、⑫は主要ばく露建材とはいえない。

20 (エ) ⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種

建材⑮、⑯、㉑は、用途や使用部位の共通性が高く相互に代替可能な建材であるため、通算してシェアを認定するべきであり、その場合の被告ニチアスのシェアは10%を超えない。

25 また、被告ニチアスの㉑石綿含有けい酸カルシウム板第1種は、出荷先の90%が非住宅（中高層建築）であり、戸建住宅等に出荷されるのは10%にとどまる。したがって、戸建住宅を中心とする大工等に被告

ニチアスの②③石綿含有けい酸カルシウム板第1種が到達することは稀であり、到達の高度の蓋然性は認められない。

(被告ニチハの主張)

5 被告ニチハが製造・販売した③⑤石綿含有窯業系サイディング「ゴールデンモエンサイディング」は、専ら木造の低層戸建住宅において外壁材として使用されてきたものであるから、木造低層戸建住宅の建築現場に携わっていない被災者の現場には到達が認められない。

10 また、上記製品が製造・販売された期間は、昭和49年～昭和56年であるところ、当時、窯業系サイディングの住宅外壁に占める割合は1%以下であり、被告ニチハの製品の住宅外壁材に占めるシェアは、0.25%を超えることはなかった。したがって、その頃に建設作業に従事した被災者の現場に上記製品が到達したとは認められない。

(被告日東紡績の主張)

ア ②石綿含有吹付けロックウール

15 被告日東紡績の建材②のシェアは、約3.6%～約4.6%にとどまる。

また、被告日東紡績の建材②は、被告日東紡績が認定した特定の下請事業者のみ取り扱う可能性があり、当該特定の下請事業者に従事していない被災者らに対する建材現場到達事実は認められない。さらに、昭和51年以降の被告日東紡績のシェアは、ノンアスベスト製品を含むシェアである。

20 イ ③湿式石綿含有吹付け材

被告日東紡績の建材③のシェアは、ほぼ0%(どんなに高くとも0.9%)である。また、被告日東紡績の建材③は、被告日東紡績が認定した特定の下請事業者のみ取り扱う可能性があり、かつほとんど市場に流通することはなかったことから、本件被災者らに対する建材現場到達事実は認められない。さらに、昭和51年以降の被告日東紡績のシェアは、ノンアスベスト製品を含むシェアである。

ウ ④石綿含有ロックウール吸音天井板

建材④については、有害性、飛散性及び発じん性が低いこと、原告らはシェアを算定するに当たりノンアスベスト製品を考慮していないこと、建材④は全ての現場で毎回使用される建材ではないことからすれば、建材現場到達事実は認められない。

(被告日本インシュレーションの主張)

ア ⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材

シェアの検討に当たってはノンアス製品の存在を考慮に入れる必要があるところ、保温工が取り扱う可能性があり、かつ、建材⑦と用途が同じである建材の全体に占める被告日本インシュレーションの製品のシェアは、昭和52年では約3%弱にすぎない。

イ ⑩石綿含有けい酸カルシウム板第2種

建材⑩は耐火被覆材であるところ、耐火被覆用途の建材の加工実績のほとんどは②石綿含有吹付けロックウールであるから、耐火被覆用途の建材全体における被告日本インシュレーションの建材⑩のシェアは約3%である。

(被告バルカーの主張)

ア 被告バルカーが石綿含有建材を製造販売した事実はなく、被告バルカーは損害賠償責任を負わない。

イ 原告らがシェアに関する主張の根拠とする証拠の記載から被告バルカーのシェアを認定することはできない。

(被告ノザワの主張)

ア 各建材の到達について

(ア) ①吹付け石綿 (コーベックス (A))

被告ノザワが①吹付け石綿であるコーベックス (A) を製造・販売した時期は、昭和37年～昭和50年であり、責任期間外であるから、被

告ノザワは警告義務を負わない。また、原告らが従事した建設現場への
到達が認められるに足りるシェアを示す証拠はない。

(イ) ②石綿含有吹付けロックウール（コーベックスR）、③湿式石綿含有
吹付け材

5 被告ノザワは、②石綿含有吹付けロックウールであるコーベックスR
を、昭和45年から昭和55年まで製造・販売していた。この間の建材
②、③を併せた被告ノザワのシェアに関し原告らが提出する客観的証拠
は、昭和46年の3.3%及び昭和52年の6.4%のみであり、コー
ベックスRのシェアが10%を超えていたことを示すものではない。

10 (ウ) ⑫石綿含有耐火被覆板（コーベックスマット）

被告ノザワは、⑫石綿含有耐火被覆板であるコーベックスマットを、
昭和44年から昭和53年まで製造・販売していた。原告らは、被告ノ
ザワの生産能力月間20000㎡を根拠に、昭和46年のシェアを31.
7%と主張するが、生産実績は少なく、被告ノザワのシェアが10%を
15 超えていたことを示す証拠はない。

(エ) ボード類（建材⑮、⑯、㉓）

被告ノザワは、建材⑮、⑯、㉓を製造・販売していたが、昭和50年
以降、シェアが10%を超えることを示す証拠はない。また、上記3つ
の各建材は代替可能な建材であるから、これら3つの建材を含めたシェ
アに基づき到達可能性を検討する必要がある。
20

(オ) ㉔石綿含有押出成形セメント板（アスロック）

被告ノザワが製造・販売した㉔石綿含有押出成形セメント板であるア
スロックは、専門工事業者以外の者が屋内外の作業現場において取り扱
う機会がほとんどない建材であることから、そもそもシェアを用いて建
材現場到達事実を推認するのに適さない。
25

(カ) ㉗～㉙石綿含有スレート波板

被告ノザワは、建材⑳～㉑であるノザワ波板等を製造・販売していたが、これらは屋根・外壁用の建材として用いられるものであるから、これらを主要べく露建材とするのは屋外作業従事者に限られ、被告ノザワは警告義務を負わない。また、昭和50年以降、シェアが10%を超えることを示す証拠はない。

(キ) ㉒混和材

被告ノザワは、㉒混和材であるテーリングを製造・販売していたが、原告らは、混和材全体に占めるテーリングのシェアを示す客観的証拠を何ら提出していない。原告らは、被告太平洋セメントの従業員の供述を被告ノザワのシェアの根拠の一つとするところ、被告太平洋セメントと被告ノザワは潜在的に利益相反関係にあり、そのような会社の従業員の供述の信用性には重大な疑義がある。また、「テーリング」という用語は、廃石の一種を指す一般名詞であり、必ずしも被告ノザワの製造する混和材を指すものではない。

イ テーリングの単独惹起力

民法719条1項後段の類推適用が認められるためには、被告企業らがいずれも原告らの損害をそれのみで惹起し得る行為（単独惹起力を有する行為）を行ったことが必要である。令和3年8月に被告ノザワが内外テクノス株式会社に委託して実施した測定実験の結果、テーリングを用いたモルタルの混合・混練作業において発生する石綿粉じんは、現在のクリソタイルの許容濃度0.15f/ccを超える可能性が極めて低かったことが認められており、テーリングが具体的寄与度を認め得る程度に損害の発生に寄与したとはいえず、単独惹起力は認められない。また、テーリングのクリソタイル含有率（石綿含有率）は、100%ではなく、最大でも13.1%である。

(被告MMKの主張)

ア 北海道のシェアについて

⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種の北海道における被告MMKのシェアは、全国シェアと大きく異なり、昭和44年は0.46%、昭和45年は0.00%、昭和46年は0.05%、昭和53年は1.7%、平成2年は5.17%であって（乙ワ18、25、27、29、30）、一貫して10%を下回っていた。したがって、北海道において就労した被災者については、被告MMKの建材現場到達事実は認められない。

イ 建材の到達について

被告MMKの㉒石綿含有押出成形セメント板（「メース」）は、木造建物で使用されない点、建設現場で切断加工されない点及び専門の販売工事店以外は施工しない点で、他の石綿含有建材には見られない特殊性が認められ、かかる特殊性を踏まえれば、「メース」はシェアを用いた手法によって建材現場到達事実は認めることはできない。

（被告パナソニックの主張）

ア 主要ばく露建材について

被告パナソニックの㉔石綿含有ロックウール吸音天井板は、石綿の中で有害性が低いとされている白石綿のみを含有し、石綿含有率が3%と低いこと、飛散性が低いこと、切断加工を要する場面が限定的であることなどから、これを市場の流通に置いた行為が建築作業従事者に対して重大な健康被害を生じさせる具体的危険性を有する行為であったとはいえない。

また、これらに加えて、㉔石綿含有ロックウール吸音天井板は、内装材のうち、天井仕上材という同一の用途で使用される建材の中でのシェアに限っても、住宅において2.4%、非住宅において12%と低く、内装材全体に占めるシェアはさらに低下することなども考慮すると、㉔石綿含有ロックウール吸音天井板は主要ばく露建材にも当たらない。

イ 建材の到達について

(ア) ④石綿含有ロックウール吸音天井板は天井材として使用される建材であるところ、競合建材を考慮したシェアにより建材現場到達事実を判断すべきである。そして、被告パナソニックのシェアは、住宅天井について昭和46年時点では0.23%、昭和49年時点では0.36%、昭和52年から昭和54年にかけては0.48%となり、非住宅天井について昭和46年時点では1.1%、昭和49年時点では1.78%、昭和52年から昭和54年にかけては2.4%（被告日東紡績を考慮すると1.6%）となり、天井材全体では1.26%以下となる。したがって、シェアは10%に満たず、建材現場到達事実は認められない。

(イ) 被告パナソニックが④石綿含有ロックウール吸音天井板を製造・販売した期間は、昭和48年～昭和60年であるが、無石綿のロックウール吸音天井板の製造・販売も行っており、その期間は少なくとも昭和42年から平成17年までの約40年間である。仮に被告パナソニックの製品を記憶しているとの供述がされたとしても、それが石綿含有製品であったことは裏付けられない。

(4) 責任企業が責任を負う範囲

(原告らの主張)

ア 寄与度の判断要素

神奈川1陣最判は、民法719条1項後段の類推適用が認められる当該事案については各行為者が損害賠償責任を負う範囲を「寄与度」に応じた範囲に限定するとの判断を示した。

被告企業らの寄与度を判断する際には、各職種、各原告（被災者）らの石綿粉じんばく露量全体のうち、主要ばく露建材による石綿粉じんばく露量の割合を基本とし、そのほかの本件における事情、すなわち、本件の損害は本来的に一体不可分であり、被告企業らの行為のみでもその損害が発

生したと評価できること、その行為は極めて悪質であり、かつ加害者と被害者との間に互換性がないこと、被告企業らの主観的要素といった事情を総合考慮するべきである。そして、被告企業ら以外の建材メーカーの存在等を踏まえた寄与度減責があり得るとしても、減責が認められる割合は最大1割であって、被告企業らの寄与度は9割を下回ることはない。

イ 責任期間以前の就労を理由とする寄与度減額（いわゆる「縦の寄与」）

本件被災者らは、責任期間の内外における石綿粉じんばく露が不可分一体となって石綿関連疾患に罹患したのであり、責任期間以前に就労したことを理由とする寄与度減額をすべきではない。

これに加えて、被告企業らは、責任期間以前においても責任期間内と同じく主要ばく露建材の製造販売という本件被災者らが石綿関連疾患に罹患する危険を有する行為を行っていたことは明らかであり、それらの行為も本件被災者らに相当回数到達している。したがって、責任期間以前の行為について警告義務違反等の過失が問われないとしても、自らの責任期間の過失行為とそれ以前の同様の危険な行為が相まって損害が発生したという関係にあり、被告企業らは危険責任を負うべきである。

また、被告企業らは、責任期間の前後を通じて主要ばく露建材の製造販売を継続的に行い、それによって経済的利益を得た一方、本件被災者らは、石綿関連疾患を発症するという重大な損害を受けたのであり、報償責任の観点から、責任期間外の行為の損害への寄与度について、被害者である原告らに負担させることは公平に反し不合理である。

以上によれば、責任期間以前の就労を考慮して被告企業らの寄与度を減じるのは不合理であり、許されない。

ウ 被告企業らの責任建材以外の建材の存在を理由とする寄与度減額（いわゆる「横の寄与」）

一つの被害に関して複数の者が損害賠償義務を負う場合、それぞれの賠

債義務は独立して存在するものであり、他に賠償義務を負担する者がいることによってその責任が軽減されるものではなく、全損害について不真正連帯債務を負うべき関係にある。事業者や国の存在は、被告企業らの原告らに対する責任を限定する理由にはならず、これらの存在は被告企業らが原告らに対して賠償をなした後、他の賠償義務者に対する求償の局面において考慮されるべき事情にすぎない。

(被告企業らの主張)

責任期間外における石綿粉じんばく露、改修・解体工事における石綿粉じんばく露、主要ばく露建材以外からの石綿粉じんばく露については、被告企業らの寄与度を定めるに当たり、考慮されるべきである。

また、被告国、被災者らの雇用主（使用者）らなど、被告企業ら以外の者も被災者らの損害発生につき責任を負うべきであり、このことは被告企業らの寄与度を定めるに当たり、考慮されるべきである。

喫煙歴のある被災者との関係では、被告企業らの責任は相当程度減額されるべきである（民法722条2項類推適用）。

(5) 消滅時効

(被告A&AMの主張)

原告（19）について、被告国の消滅時効の主張を援用する。

(被告日鉄ケミカルの主張)

原告（4）、原告（6）、被災者（11A）（原告（11-1）、原告（11-2））、被災者（12A）（原告（12-1）、原告（12-2））、被災者（15A）（原告（15））、被災者（19A）（原告（19））、原告（21）については、本訴訟の提起時点において、アスベスト関連疾患との認定を受けた時から既に3年を経過しており、損害賠償請求権は時効により消滅している。

(原告らの主張)

ア 被告A&AMの主張について

被告国に対する主張のとおり、消滅時効は成立していない。

イ 被告日鉄ケミカルの主張について
争う。

3 損害

5 (原告らの主張)

(1) 第1事件原告ら及び第2事件原告ら

ア 包括慰謝料 各3500万円

イ 弁護士費用 各350万円

ウ 被告らの責任割合

10 被告国及び被告企業らはそれぞれ責任を負うが、その責任割合は各2分の1とすることが相当である。

エ 遅延損害金起算日

損害の発生時期である、本件被災者らの石綿関連疾患発症日が遅延損害金起算日であり、別紙5請求一覧の「発症日」欄記載のとおりである。

15 オ 請求額

各原告の被告らに対する請求額は、別紙5請求一覧の「国」欄及び「企業ら」欄記載のとおりである。

(2) 第3事件原告ら

ア 包括慰謝料 各2600万円

20 イ 弁護士費用 各260万円

ウ 遅延損害金起算日

損害の発生時期である、本件被災者らの石綿関連疾患発症日が遅延損害金起算日であり、別紙5請求一覧の「発症日」欄記載のとおりである。

エ 請求額

25 各原告の被告らに対する請求額は、別紙5請求一覧の「国」欄及び「企業ら」欄記載のとおりである。

(被告らの主張)

争う。

第3章 当裁判所の判断

第1 認定事実

5 前記前提事実のほか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

1 建設作業における石綿粉じんの発散

建設現場において、以下の作業をする際などに、石綿含有建材から石綿粉じんが発散することがあった。

10 木造建物の建築工事において、石綿含有スレートボード等の石綿含有建材を切断する際に、石綿粉じんが発散した。また、左官がモルタルを作る際に、石綿又は石綿を含有する混和剤を加えてかくはんすることにより、石綿粉じんが発散した。設備工事においても、電気や配管工が石綿を含有するボードに穴を開ける際に、石綿粉じんが発散するおそれがあった。

15 鉄骨造建物の建築工事においても、上記の木造建物の場合と同様に石綿粉じんが発散することがあったほか、吹付け材の吹付け作業の際に、ノズルから放出された吹付け材の石綿粉じんが周囲に飛散することがあった。また、吹付けられた石綿等を配線や配管のために削る際にも、石綿粉じんが発散することがあった。

20 建物の増改築工事や解体工事においても、建材に含まれる石綿が粉じんとなって発散することがあった。

このほか、工場等における配管及び機械等への石綿含有保温材の取付け及び取替え等の作業において、石綿粉じんが発散することがあった。

25 建設作業従事者は、自らが行った作業により発散し、又は飛散した石綿粉じんに直接的にばく露することがあったほか、同じ建設現場で他の者が行った作業によって発散し、又は飛散した石綿粉じんに間接的にばく露することもあつ

た。

2 石綿関連疾患にかかる医学的知見の集積状況等

(1) 労働省は、労働衛生試験研究として、昭和31年度から昭和34年度まで、石綿肺等のじん肺に関する研究を専門家に委託した。昭和31年度及び昭和
5 32年度には、石綿肺の診断基準に関する研究が行われ、石綿肺のり患の実態、臨床像、石綿粉じんにはばく露することとの因果関係等が明らかとなり、診断基準の設定にまで到達したと報告された。この昭和32年度の研究の報告がされた昭和33年3月頃には、石綿肺に関する医学的知見が確立した。

(甲A19)

10 (2) セリコフらは、1964年(昭和39年)、米国の医学誌において、「アスベストばく露と新生物」と題する論文を発表した。同論文では、建築業の断熱作業労働者の石綿ばく露は比較的軽度で断続的であるが、1943年(昭和18年)以前にこの産業に就業した632人について1962年(昭和37年)まで追跡調査を行ったところ、45人が肺又は胸膜のがんにより死亡
15 しており、うち3人は胸膜中皮腫であったこと、このほか腹膜中皮腫の者が1名おり、255人の死亡者のうち4人が中皮腫であったこと、これは、このようなまれな腫瘍の発症率としては非常に高いこと等が報告されている。

(甲A204の1・2)

20 (3) 労働省労働基準局長は、昭和46年1月5日付けで、「石綿取扱い事業場の環境改善等について」と題する通達(同日基発第1号)を発出し、その中で、「最近、石綿粉じんを多量に吸入するときは、石綿肺をおこすほか、肺がんを発生することもあることが判明し、また、特殊な石綿によって胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が発生するとの説も生まれてきた。」と指摘した。

(甲A67の1・8頁、乙マ1063)

25 (4) 国立療養所近畿中央病院院長の瀬良好澄は、昭和46年、雑誌「労働の科学」26巻9号において、「石綿作業と肺疾患」と題する論文を発表した。同

論文では、石綿と肺がんの発症との間に因果関係があることについては今や異論のないところであるとされ、石綿吹付け作業に従事した39名中6名に石綿肺を認めたこと等から吹付け作業については強力な予防指導を要すると思われるなどとされている。

5 (5) 労働省労働衛生研究所の松下秀鶴及び河合清之は、昭和46年、雑誌「労働の科学」26巻9号において、「アスベストの発がん性」と題する論文を発表した。同論文では、石綿ばく露と中皮腫の関係について強い関心が寄せられるようになったのは1960年（昭和35年）のワグナーらの報告以来であり、この報告以後、胸膜及び腹膜の中皮腫に関する疫学的研究が、英国、
10 南アフリカ、米国、カナダ、イタリア、ドイツ等から続々と発表され、その研究結果からは、比較的低濃度の石綿ばく露であっても、長い年月を経れば十分に中皮腫が発生する危険性があるなどとされている。また、同論文では、石綿に発がん性があるということは、疫学的にも実験腫瘍学的にも、まず疑う余地はないように思われるなどとされている。

15 (6) セリコフらが1972年（昭和47年）に行った報告では、米国およびカナダの断熱作業労働者1万7800人の1967年（昭和42年）から1971年（昭和46年）までの肺がんと胸膜中皮腫による死亡者数について、石綿ばく露開始からの年数に応じて分析がされ、肺がんによる死亡はばく露開始後15～19年で有意に増加し、肺がんによる死亡者数が最も多いのは
20 ばく露開始後30年以上39年までであり、ばく露開始から少なくとも40年間観察しないと石綿ばく露による影響を評価するのは困難であるとされている。（甲A31・62頁、甲A390の2・15～17頁）

(7) 国際労働機関（ILO）は、1972年（昭和47年）に開催した「職業がんの管理と予防に関する専門家会議」において、石綿は職業がんの危険性
25 がある物質であると指摘した（甲A307の1・20頁）。

(8) 世界保健機関（WHO）の付属機関である国際がん研究機関（以下「IA

RC」という。)は、1972年(昭和47年)10月、石綿の生物学的影響
に関して討議を行った。その結果の報告(「国際がん研究機関長に対する石
綿癌諮問委員会の報告」)では、市販されている主要な種類の石綿は、全て肺
がんを引き起こし得るとされ、アンソフィライトを除く市販の全ての種類の
5 石綿が中皮腫を引き起こし得る証拠が得られているとされている。上記報告
は、昭和47年度環境庁公害研究委託費によるアスベストの生体影響に関す
る研究報告でも紹介されている。(甲A31・101頁、甲A307の1・2
1～22頁、甲A316の1・2)

(9) 山口裕は、昭和48年2月、「労働の科学」28巻2号において、「建設業
10 における労働災害と疾病」と題する論文を発表した。同論文では、当時の建
設業における労働災害及び職業性疾病の実態について分析されたが、昭和4
7年のセリコフの報告が引用され、近年、石綿肺、アスベストによる呼吸器
その他のがん発生が大きな問題となってきた、現在建設業においてはアスベ
スト製品の加工使用によるアスベスト発じん作業が増加しているなどとさ
15 されている。(甲A448・48頁)

(10) 労働省労働基準局長は、昭和48年7月11日付けで、「特定化学物質等
障害予防規則に係る有害物質(石綿及びコールタール)の作業環境気中濃度
の測定について」と題する通達(同日基発第407号。以下「昭和48年通
達」という。)を発出した。昭和48年通達では、通達発出の理由として、最
20 近、石綿が肺がん、中皮腫等を発生させることが明らかとなったこと等によ
り、各国の規制においても気中石綿粉じん濃度を抑制する措置が強化されつ
つあることが挙げられていた。(甲A67の1・21頁)

(11) IARCは、1973年(昭和48年)、化学物質の人体に対する発がん性
リスクについての検討結果を公表するモノグラフ集の第2巻を発行した。そ
こでは、石綿のがん原性に関し、肺がんの過剰リスクは、過去の強いばく露
25 の結果であることが通常であり、肺がんのリスクは石綿肺に関連しているよ

うである、石綿を製造、利用する産業では、中皮腫はクロシドライトへのばく露で引き起こされており、アモサイト、クリソタイルで引き起こされる頻度はより少ない、最初のばく露から腫瘍の発現までの期間は長く、通常は30年以上であるなどとされている。(甲A307の1・21頁、乙チ108)

5 (12) 労働省は、昭和51年、石綿粉じんにはばく露することによる肺がん及び中皮腫の労災認定基準を検討するため、「石綿による健康障害に関する専門家会議」を設置した。同会議は、産業現場における石綿ばく露の実態、石綿関連疾患の臨床、病理、疫学、環境管理等に関する国内外の文献を幅広く検討し、昭和53年9月に報告書をまとめた。同報告書では、石綿肺の進展度と
10 肺がんの合併率との間には直線的な関連はなく、軽度所見や無所見の石綿ばく露労働者にも肺がんの発生が認められるとされ、石綿ばく露量が大となるにつれて肺がん発生の危険が大きくなる傾向がみられ、症例としては石綿ばく露歴がおおむね10年を超える労働者に発生したものが多いとされている。また、同報告書では、現時点の知見では、全ての種類の石綿繊維に肺がんの危険性がある
15 と考えるのが妥当であるとされ、中皮腫については、石綿粉じん濃度が低くても発生した例もあり、肺がんを発生するのに必要なばく露量よりも少量で発生する可能性があるなどとされている。(甲A5・170～172頁)

20 (13) WHOが1989年(平成元年)に発表した「石綿の職業ばく露限界」と題する報告書では、それ以下ではがんが起らないという石綿ばく露の閾値が存在するという実質的な証拠はないなどとされている。(甲A1031の1・2)

3 石綿粉じん濃度の規制等

(1)ア 日本産業衛生協会(昭和47年に日本産業衛生学会に名称が変更された。
25 以下、この名称変更の前後を通じて「日本産業衛生学会」という。)は、昭和40年、石綿粉じんの許容濃度として、1立方メートル当たり2mg(石

綿の繊維数に換算すると、1立方センチメートル当たり33本。)を勧告した。許容濃度とは、労働者が有害物に連日ばく露した場合に、空気中の有害濃度がこの数値以下であれば、健康に有害な影響がほとんど見られないという濃度であり、その数値は、感受性が特別に高くない労働者が、1日8時間以内、中等労働に従事する場合の1日のばく露労働時間内の平均濃度である。(乙イ3、乙チ102)

イ 日本産業衛生学会は、昭和49年、昭和40年の勧告に示された石綿粉じんの許容濃度の数値の改訂を行い、クリソタイル、アモサイト、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトの気中許容濃度を、時間荷重平均として、5 μ m以上の繊維で1立方センチメートル当たり2本、天井値(いかなる時も15分間の平均濃度がこの値を超えてはならない数値)として、5 μ m以上の繊維で1立方センチメートル当たり10本とし、クロシドライトの許容濃度については、これらの濃度をはるかに下回る必要があるとした。この改訂の理由として、石綿肺のみでなく肺及び消化器のがん及び中皮腫が注目されるようになり、日本の現行許容濃度が近年に各国で設定又は改訂された許容濃度と比較すると極めて高い数値であること等が挙げられている。(甲A1043、1044、乙イ3)

ウ 日本産業衛生学会は、昭和57年、クロシドライトの許容濃度として、1立方センチメートル当たり0.2本を勧告した。(甲A98)

エ 日本産業衛生学会は、平成13年、リスクアセスメントの手法を導入し、石綿を発がん物質と分類した上、過剰発がん生涯リスクレベル 10^{-3} 、 10^{-4} に対応する評価値として、クリソタイルのみのときは、それぞれ0.15本/m¹、0.015本/m¹、クリソタイル以外の石綿繊維を含むときは、それぞれ0.03本/m¹、0.003本/m¹を勧告した。上記の評価値の意味は、1日8時間、週40時間程度、50年間にわたり上記の濃度のクリソタイルのみの石綿粉じんにばく露した場合に、0.15

本/m l では1 0 0 0人に1人、平均寿命に到達するまでに肺がん又は中皮腫で死亡するリスク（過剰発がんリスク）が生ずるという意味である。

（乙イ1・181～182頁、乙イ2・103～104頁）

5 (2)ア 労働大臣は、昭和46年4月28日、旧特化則6条2項の規定に基づき、
局所排気装置の性能要件として、石綿の抑制濃度の規制値を2 mg/m³と
定めた（同年労働省告示第27号）（甲A67の1・21頁）。

10 イ 労働省労働基準局長は、昭和48年7月11日付けで、昭和48年通達
を発出し、当面、石綿粉じんの抑制濃度を5 μm以上の繊維として5本/
cm³と指導することを指示した。これは、当時、石綿について、濃度基準を
繊維数で表示することが医学的に適切であると考えられるようになった
ことや、石綿が悪性新生物を発生させるとの知見が示されたことなどから、
石綿粉じんを抑制する措置を強化するものであった。（甲A67の1・2
1頁）

15 ウ 労働大臣は、昭和50年9月30日、特化則に基づく告示を改正し、石
綿の抑制濃度の規制値を5 μm以上の繊維として5本/cm³と定めた（同年
労働省告示第75号）（甲A67の1・22頁）。

20 エ 労働省労働基準局長は、昭和51年5月22日付けで、「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」と題する通達（同日基発第408号）を発出し、最近、関係各国において環気中の石綿粉じん濃度の規制を強化しつつあるとして、当面、2本/cm³（クロシドライトにあっては、0.2本/cm³）以下の環気中粉じん濃度を目途とするよう指導することを指示した（甲A67の1・22頁）。

25 オ 労働省労働基準局長は、昭和59年2月13日付けで、「作業環境の評価に基づく作業環境管理の推進について」と題する通達（同日基発第69号）を発出し、石綿の管理濃度を2本/cm³とした。管理濃度とは、有害物質に関する作業環境の状態を評価するために、対象となる区域について実

5 施した測定結果から当該区域の作業環境管理の良否を判断する際の指標である。個々の労働者のばく露量と対比することを前提として設定されている許容濃度とは異なる考え方であり、環境の状態が健康にとって許容できるかどうかを判定するためのものではないことから、管理濃度の超過は、健康障害に直ちに結びつくものではないとされる。(甲A67の1・23～24頁)

10 カ 労働大臣は、昭和63年法律第37号による安衛法の改正に伴い、管理濃度に基づく作業環境管理が法制化されたことから、同年9月1日、石綿の管理濃度を $5\mu\text{m}$ 以上の繊維として $2\text{本}/\text{cm}^3$ (クロシドライトにあつては、 $0.2\text{本}/\text{cm}^3$)と定めた(同年労働省告示第79号)(甲A67の1・24頁)。

キ 厚生労働大臣は、平成16年10月1日、石綿の管理濃度を $5\mu\text{m}$ 以上の繊維として $0.15\text{本}/\text{cm}^3$ と定めた(同年厚生労働省告示第369号)(甲A67の1・27頁)。

15 4 石綿粉じん濃度の測定結果

(1) 屋内の作業に係る測定結果

20 労働科学研究所の木村菊二は、昭和46年、雑誌「労働の科学」26巻9号において、「作業現場の石綿粉塵」と題する論文を発表した。同論文には、昭和40年頃から昭和45年頃までに行われた測定結果であるとして、石綿板製造工場における石綿板切断に係る石綿粉じん濃度の測定結果が記載されているところ、これによれば、除じん装置がない場合で $10.8\sim 16.2\text{本}/\text{cm}^3$ 、除じん装置がある場合で $7.4\sim 10.0\text{本}/\text{cm}^3$ であったとされている。(甲A5・10～11頁、甲A494の2)

25 また、木村菊二は、昭和51年、第49回日本産業衛生学会・第20回日本産業医協議会において、「アスベスト粉じんの測定法についての検討」と題する講演を行った。同講演では、最近の2、3年間に測定を行った作業場

における石綿粉じん濃度の測定結果が、①電動のこを使用して大型のアスベスト板を切断した場合において、吸じん装置作動中は2.89～25.08本/cm³、吸じん装置休止中は147.03～391.50本/cm³であり、②手動のこを使用して小型のアスベスト板を切断した場合において、0.31～2.55本/cm³あるいは0.11～0.38本/cm³であったとされている。

(甲A5・10、12、15頁)

(2) 屋外建設作業に係る測定結果

ア 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室の桜井治彦らは、昭和62年、

「一般家屋壁材施工時の発塵状況調査結果」を公表した。この調査結果では、同年、一般個人用住宅建設時に、屋外で電動のこぎり又は丸のこを使用して防火サイディングの切断作業をする者につき測定時間を約2～3分として石綿粉じんの個人ばく露濃度を測定した結果は、0.08本/cm³、0.17本/cm³、0.20本/cm³、0.27本/cm³、1.16本/cm³、2.05本/cm³であったとされている（以下、この測定結果を「測定結果①」という。）。(甲A1046)

イ 花岡知之及び海老原勇は、平成10年、雑誌「労働科学」に「建設労働者のアスベスト曝露実態—個人住宅建設現場の環境調査成績—」と題する論文を発表した。同論文では、昭和62年、屋外の木造住宅の建設現場において、防じん電動丸のこ、電動丸のこ又は手動のこぎりを使用して外壁材の切断及び張付けの作業をする者につき測定時間を129～203分として石綿粉じんの個人ばく露濃度を測定した結果は、4件で0.94～1.58本/cm³であり、防じん電動丸のこを使用して外壁材の切断を中心とする作業をする者につき測定時間を11～15分として個人ばく露濃度を測定した結果は、3件で2.3～6.7本/cm³であったとされている（以下、この測定結果を「測定結果②」という。）。海老原勇が平成19年に出版した「建設作業者の石綿関連疾患—その爆発的なひろがり—」と題

する書籍にも、測定結果②が掲載されている。(甲A108・4～8頁、甲A715)

ウ 名古屋大学医学部衛生学教室の久永直見らは、昭和63年、雑誌「労働衛生」に「アスベストに挑む三管理 環境管理と作業管理—建築業の現場を中心の一」と題する論文を発表した。同論文では、同年、屋根葺き用石綿スレートによる屋根葺き作業をする者につき測定時間を115分としてその者の鼻先で気中石綿粉じん濃度を測定した結果は、0.13本/cm³であったとされている(以下、この測定結果を「測定結果③」という。)(甲A430・28頁)

エ 労働省労働基準局長は、平成4年1月1日付けで「石綿含有建築材料の施工作业における石綿粉じんばく露防止対策の推進について」と題する通達(同日基発第1号)を発出した。同通達に添付された資料では、屋外で除じん装置付き電動丸のこを使用してスレートの施工作业をする者につき測定時間を各120分として石綿粉じんの個人ばく露濃度を測定した結果は、4件で0.006～0.032本/cm³であったとされている(以下、この測定結果を「測定結果④」という。)(甲B1002・221頁)

オ 建設業労働災害防止協会は、平成9年に「改訂 石綿含有建築材料の施工における作業マニュアル」を出版した。このマニュアルでは、昭和62年から昭和63年にかけての測定結果として、屋外で除じん装置の付いていない電動丸のこ又はバンドソーを使用してスレート等の切断、葺上げ、張付け等の作業をする者につき採取時間を32～180分として石綿粉じんの個人ばく露濃度を測定した結果は、14件で0.01～0.31本/cm³(うち0.15本/cm³以上のものは5件)であったとされ、昭和62年の測定結果として、屋外で除じん装置付き電動丸のこを使用して押出成形板の切断、葺上げ、張付け等の作業をする者につき採取時間を15～230分として石綿粉じんの個人ばく露濃度を測定した結果は、10件で0.

0.02～0.091本/cm³であったとされている（以下、この測定結果を「測定結果⑤」という。）。上記マニュアルには、屋外での石綿含有建材の切断作業に際しては、大気の拡散効果により、除じん装置を使用していなくても、風向き、天候によっては石綿粉じんの管理濃度の5分の1以下となり、作業者に対してはばく露抑制となっている旨が記載されている。（甲A248・31、36、37頁）

カ ドイツ産業職業協同組合連合本部は、1997年（平成9年）、石綿のばく露歴からばく露量を推定し、石綿原因の肺がんの労災認定を行う際のマニュアルとしてBKレポートを出版した。BKレポートでは、屋外で除じん装置のない研削切断器を使用して行う配管工事において、管の切断10回、積み上げ、積み下ろし等の作業をした場合の繊維濃度90パーセントイル値は2本/cm³、外壁化粧張りの作業をした場合の繊維濃度90パーセントイル値は0.4本/cm³であったとされている（以下、この測定結果を「測定結果⑥」という。）。なお、「BKレポート」の上記測定データは、「傷害保険組合関係の情報源から得た」と記載されているが、その元データや、測定条件の詳細は不明である。（甲A492の1・2）

キ 平成17年に行われた第45回日本労働衛生工学会・第26回作業環境測定研究発表会の抄録集には、外山尚紀らによる建設現場における石綿含有建材加工時の気中石綿濃度に関する研究の報告が掲載されている。同報告では、屋根上でサンダーを使用して屋根用化粧スレートを加工する作業又は屋外で電動丸のこを使用してスレート若しくはサイディング材を加工する作業をする者につき採取時間を10～15分として石綿粉じんの個人ばく露濃度を測定した結果は、0.11本/cm³、0.14本/cm³、0.17本/cm³、0.25本/cm³であったとされている（以下、この測定結果を「測定結果⑦」という。）。（甲A499）

5 電動工具の普及状況及び防じんマスクの着用状況

(1) 電動工具の普及状況

電動丸のこ、電動ドリル等の電動工具で建材を加工する場合、手工具で加工する場合に比して多量の粉じんが発散する。機械統計年報によれば、我が国におけるこれらの電動工具の年間販売台数は、昭和43年に100万台、昭和48年に200万台、昭和52年に300万台、昭和54年に400万台、昭和55年に500万台、昭和58年に600万台、平成2年に700万台まで増加し、その後も数百万台の販売台数を維持した。

(2) 防じんマスクの着用状況

昭和60年頃の建設現場では、吹付け工や一部のはつり工を除き、大半の労働者は防じんマスクを着用しておらず、昭和50年頃も同様であった（甲A430・30頁）。

第2 被告国に対する請求について

1 労働関係法令に基づく規制権限の不行使の違法性

(1) 原告（15）

ア 原告（15）の主張

原告（15）は、被災者（15A）は劇団員として稼働中、公演準備のために学校の体育館や市民会館の天井裏で、照明器具の取り付けのため天井パネルに穴を開けたり、鉄骨に照明器具を取り付けたりするなどの作業を行ったものであり、建設作業従事者のうち電工と同一の業務に従事していたのであるから、被告国は、被災者（15A）に対し、規制権限の不行使の責任を負うと主張する。

イ 被災者（15A）の作業実態等

被災者（15A）は、劇団員の俳優兼裏方であったところ、学校の体育館や公民館における演劇の上演準備のために、天井裏に上がり、鉄骨に照明を吊り下げるワイヤーを巻き付けたり、天井のボードに穴を開けたりして天井に照明を取り付ける作業を行った。（甲D15の1・2）

ウ 検討

国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解される（最高裁平成13年（受）第1760号同16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁、神奈川1陣最判参照）。そして、最高裁は、昭和50年当時の屋内建設現場の作業環境等を考慮した上で、被告国は建設作業従事者に石綿関連疾患にり患する広範かつ重大な危険が生じていたことを把握し得たとして、昭和50年10月1日以降、平成16年9月30日までの間、労働大臣が安衛法に基づく規制権限を行使しなかったことが、屋内建設現場における建設作業に従事して石綿粉じんにはばく露した労働者との関係において、安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法であると判断した（神奈川1陣最判）。

本件において、被災者（15A）は、演劇の上演を主たる業務とする劇団員であり、建設現場における建設工事に従事することを主たる業務とする建設作業従事者には該当しない。そして、被災者（15A）が演劇の上演準備のために照明取付け作業を行った場所は、演劇の上演会場である学校の体育館や公民館であり、建設現場とはいえない。そうすると、被災者（15A）が石綿粉じんにはばく露したとしても、その状況は神奈川1陣最判が前提としていたものとは大きく異なるものといわざるを得ない。

そして、被災者（15A）が劇団員として就労していた当時、我が国において事業を営む劇団に所属していた俳優などの劇団員が、一般に石綿含有建材を取り扱う作業を行っていたことや、その職場において恒常的に石

綿含有建材を取り扱う作業が行われたり、常時石綿粉じんが発散又は飛散したりするような、労働者が直接的及び間接的に石綿粉じんにばく露する危険性の高い環境であったことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、当時劇団員が就労していた環境が、建設現場における建設作業従事者の就労環境と同様であったとはいえない。また、当時、劇団員一般が石綿関連疾患にり患して深刻な健康被害を受けている状況にあったとは認められず、被告国においてそのような事実を認識していたともいえない。現在においても、建設業等と同程度に多数の劇団員が石綿関連疾患にり患している状況にあるとも認められない（乙ア 3 2 の 1・2）。

以上によれば、当時の劇団の職場環境において、劇団員一般に石綿関連疾患にり患する広範かつ重大な危険が生じていたとは認められず、被告国が劇団員について石綿関連疾患にり患することを防止する必要があると認識していたとも認められず、劇団員が当時の抑制濃度を超える石綿粉じんにさらされている可能性があることを認識することができたとも認められない。

したがって、被災者（1 5 A）との関係で、被告国の安衛法に基づく規制権限の不行使が、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるとはいえない。

(2) 原告（1 9）

ア 屋外建設作業従事者との関係での規制権限の不行使の違法性

(ア) 前記認定事実 3 (2) のとおり、石綿粉じんの抑制濃度については、昭和 4 8 年通達により 5 本/cm³と指導することが指示された後、昭和 5 0 年 9 月 3 0 日に労働省告示により規制値が 5 本/cm³と定められ、昭和 5 1 年 5 月 2 2 日には、労働省労働基準局長通達により当面は 2 本/cm³（クロシドライトにあつては 0. 2 本/cm³）以下の環気中粉じん濃度を目途とするよう指導することが指示された。石綿粉じんの管理濃度について

は、昭和59年2月13日付け労働省労働基準局長通達及び昭和63年9月1日の労働省告示により2本/cm³と定められた後、平成16年10月1日の厚生労働省告示により0.15本/cm³と定められた。

前記認定事実3(1)のとおり、日本産業衛生学会は、平成13年、石綿を発がん物質と分類し、過剰発がん生涯リスクレベル10⁻³に対応する評価値として、クリソタイルのみのときは0.15本/mlを公表しているところ、上記評価値の意味合いは、労働者が1日8時間、週40時間程度、50年間にわたり0.15本/mlの濃度のクリソタイルのみの石綿粉じんにはく露した場合に、1000人に1人、過剰発がんリスクが生ずるというものである。

(イ) 前記認定事実4(2)の測定結果のうち、測定結果①及び②においては2本/cm³を超える数値がみられるが、測定結果①は約2～3分、測定結果②は11～15分という限られた時間において石綿含有建材の切断作業をする者の個人ばく露濃度を測定したものであり、これらの測定結果をもって、屋外建設作業従事者が就業時間を通じて当該濃度の石綿粉じんにはく露していたということはできない。その余の測定結果によれば、屋外建設作業に係る石綿粉じん濃度の測定結果は、全体として屋内建設作業に係る測定結果を大きく下回るところ、これは、屋外の作業場においては、屋内の作業場と異なり、風等により自然に換気がされ、石綿粉じん濃度が薄められるためであることがうかがわれる。

測定結果①～⑦のうち、測定結果①、②、⑤～⑦には0.15本/cm³を超えるものがあるが、測定結果①、②、⑤は主に石綿含有建材の切断作業をする者につきその作業をする限られた時間において個人ばく露濃度を測定したものであり、測定結果⑥については測定条件の詳細が明らかでなく、その測定結果が、短時間に限った測定なのか、一定時間をかけた測定なのかは明らかではない。そうすると、これらの測定結果を

もって、屋外建設作業従事者が就業時間を通じて0.15本/m以上
の濃度の石綿粉じんにはばく露していたということはできない。また、測
定結果⑦は平成17年に発表されたものであり、被告国がそれ以前にか
かる測定結果の存在を認識できたとはいえない。

5 (ウ) 以上によれば、被告国は、昭和50年10月1日から平成16年9月
30日までの間に、屋外建設作業従事者に石綿関連疾患にり患する危険
が生じることを予見できたとは認められない。

イ 検討

被災者(19A)は、主に鉄骨造及び鉄筋コンクリート造建物の新築工
10 事において、鉄筋工として鉄筋の加工及び取付作業に従事した。被災者(1
9A)が鉄筋工事を行っていたタイミングでは、作業をしている階の壁や
天井はできておらず、吹きさらしの状態であった。(甲D19の1・2、証
人(19Ab))

原告(19)は、被災者(19A)が階段に鉄筋を組む作業をした際に
15 は、壁や天井が既に作られて周囲が囲まれていたと主張するが、(19A
b)は、階段の取付けについては被災者(19A)が一人で行っていたた
め自らは見ていない旨証言している。加えて、階段の鉄筋を組むのは下の
階が大体できた後であり、そのときには天井もあったと証言しているが、
これは原告ら代理人の誘導に対し「そうです」「はい」と述べたにとどまる
20 し、その工程が工事のどの段階でなされたのか、そのとき壁や天井がどの
程度できていたのかなど具体的な状況については述べていない。以上によ
れば、被災者(19A)が屋内で鉄筋を組む作業を行っていた旨の(19
Ab)の証言は採用できない。

そうすると、被災者(19A)は屋外作業に従事したものであるから、
25 被告国において石綿関連疾患にり患する危険が生じることにつき予見可
能性が認められず、規制権限の不行使の違法性は認められない。

2 建築基準法上の規制権限の不行使の違法性

原告らは、建設大臣は昭和46年において石綿ばく露と石綿関連疾患との間の因果関係に関する医学的知見が明確となった時点で、直ちにそれまでに建基法2条7号～9号及び建基法施行令1条5号に基づき指定された耐火構造等のうち、石綿建材によるものの指定を全て取り消す（指定の撤回）とともに、
5 それ以降新たな石綿建材による耐火構造等の指定をしないこととすべき職務上の義務があったにもかかわらず、それに違反して指定行為を続けたことが国家賠償法上違法であると主張する。

建基法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めるものとされ（1条）、当該基準のうち、防火に関する規定の趣旨・目的は、単体規定（構造耐力上、防火上、衛生上等の安全性の最低基準）については、万一、
10 火災が発生した場合にこの火災の急激な拡大を防止し、人命の安全、財産の保護を図ること等であり、集団規定（好ましい集団的建築環境の確保のための最低基準）については、都市計画法により、防火地域等の指定がなされ、当該地域
15 域では、建築物を不燃化することによって、火災から当該地域を守り、他の地域からの火災の拡大を防止すること等である（乙ア25）。また、「耐火構造」（2条7号）とは、隣家の火災により容易に延焼せず、また、建築物内で出火しても、通常は防火区画内で鎮火し、また最終段階として万一全焼しても火災後の耐力の低下が少なく、建築物を倒壊には至らせない性能を担保した構造を
20 いい、「防火構造」（同条8号）とは、延焼を防止する等の性能を有するものであるが、耐火構造ほどの防火性能を有するものではないものとされ、「不燃材料」（同条9号）とは、通常の火災時の加熱に対して多少の溶融又は赤熱を生じること
25 はないもの、燃焼現象、防火上有害な損傷を生ぜず、かつ、防火上有害な煙又はガスを発生しないものとされている（乙ア26）。

このような建基法の性格、防火に関する規定の趣旨・目的、同法2条7号～9号等が定める各構造等の意味内容からすると、同法2条7号～9号等の規定

及びこれらの規定に定める構造等とすることを定める規定の趣旨・目的は、建築物の構造の防耐火性能や建築材料の不燃性能に関する最低基準を定め、建築の際にこれを遵守させることによって、建築された建築物の火災発生の際の延焼や倒壊を防止し、もって火災から国民の生命、健康及び財産の保護を図ることにあるものと解される。そうすると、同法2条7号～9号等の規定及びこれらの規定に定める構造等とすることを定める規定の保護対象は、建築された建築物の火災発生により害されることとなる建築物の居住者、所有者、その周辺住民等の利益であって、建築物の建設又は解体等の過程において関与する建設作業従事者の生命、健康等の利益は、その保護の対象ではないと解される。

以上によれば、建設大臣が、建設作業従事者であった被災者らに対する関係で、建設作業従事者の生命、健康等の利益を保護するために建基法2条7号～9号等に基づく指定・認定を行わず、また、既に行った指定・認定を取り消す職務上の法的義務を負うものと解することはできず、本件被災者らとの関係で、石綿建材の指定を撤回しなかったこと及び新たな石綿建材の指定を行ったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるとは認められない。

3 よって、その余の争点につき判断するまでもなく、原告らの被告国に対する請求はいずれも理由がない。

第3 被告企業らに対する請求について

1 被告企業らの警告義務違反

(1) 被告企業らの警告義務の存否

一般に、市場に流通する製品を製造、販売する者は、同製品を購入し又は使用する者の権利等を違法に侵害することのないよう、製品が通常備えるべき安全性を確保する義務を負っているものと解される。そして、被告企業らが製造、販売していた石綿含有建材は、その特性上、建設現場における同建材の施工や、施工準備段階あるいは建設作業過程での同建材の切断、加工といった作業の際に石綿粉じんを生じさせるものであって（認定事実1）、石

綿粉じんにはばく露した者が石綿関連疾患にり患する危険性のある製品であった。

5 そうすると、被告企業らは、石綿含有建材の製造、販売者として、その危険性を具体的に予測することが可能となった時期以降、石綿含有建材を購入し又は使用する者に対し、当該者の生命、身体、健康といった重要な法益への侵害を防止するために、その製造、販売する石綿含有建材に内在する危険性の内容及び回避手段について警告すべき義務（警告義務）を負う。

10 そして、石綿関連疾患が人体に及ぼす危険性の点や、石綿含有建材の流通形態、使用方法等を踏まえれば、具体的な警告の内容・方法として、少なくとも、①建材に石綿が含有されていること、②石綿粉じんを吸引すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険性があること、③上記危険を回避するために、当該建材を取り扱う際には適切な防じんマスクを着用する必要があることなど（以下、この表示を「警告表示」という。）を同建材に明確かつ具体的に表示することが要求され、取り扱う作業者の目に確実に触れるように、個々の建材自体又はその最小単位の包装や容器に印刷したりラベルを貼付したりすることなどにより表示する必要があったとい

15 うべきである。

(2) 警告義務を負う期間

20 ア 前記認定事実のとおり、昭和33年3月頃には、石綿肺に関する医学的知見が確立し、昭和47年には、石綿粉じんにはばく露することと肺がん及び中皮腫の発症との関連性並びに肺がん及び中皮腫が潜伏期間の長い遅発性の疾患であることが明らかとなっていた。

25 また、昭和48年には、石綿が肺がん、中皮腫等を発生させることが明らかとなったことなどを理由として、石綿粉じん対策の指導を大幅に強化する内容の昭和48年通達が発出され、昭和49年には、日本産業衛生学会が、他国の許容濃度の数値を踏まえて、昭和40年の勧告に示された石

綿粉じんの許容濃度の数値を厳格化しており、規制強化の流れも明らかとなっていた。

そして、昭和50年までの建設現場は、我が国に輸入された石綿の約7割が建設現場で使用され、多量の粉じんを発する電動工具の普及と相まって石綿粉じんにはばく露する危険性の高い作業環境にあったといえる。当時、吹付け工や一部のはつり工を除き、大半の労働者は防じんマスクを着用していなかったから、建設作業従事者に、石綿粉じんにはばく露することにより石綿関連疾患に罹患する広範かつ重大な危険が生じていたといえる。

被告企業らは、石綿含有建材を製造、販売する企業として、国の規制に関して関心を有していたと考えられるところ、上記のような国の規制強化の流れを受けて石綿含有建材の危険性についても関心を有し、上記のような石綿関連疾患に関する医学的知見を把握していた又は把握すべきであったといえる。

以上の経緯からすると、被告企業らは、昭和49年には、建設現場における石綿粉じんばく露が石綿関連疾患を発症させる程度の危険性を有するものであることについて認識可能であったと認めるのが相当である。

そうすると、被告企業らは、昭和50年1月1日以降、建設作業従事者との関係で、石綿含有建材を製造、販売するに際し、前記(1)のとおり警告義務を負うに至ったというべきである。

イ 警告義務は、石綿含有建材の製造、販売に伴って課されるものであるから、石綿含有建材の製造、販売を終了した時が終期となるところ、平成18年9月1日に施行された安衛令で石綿含有建材の製造が全面的に禁止されており、それ以降も被告企業らが石綿含有建材の製造、販売を続けたことを認めるに足りる証拠はないから、遅くとも同年8月31日が警告義務の終期となる。

したがって、被告企業らが責任を負う可能性のある期間（以下「責任期

間」という。)は、昭和50年1月1日から平成18年8月31日までとなる。

(3) 警告義務を負う相手方の範囲

ア 二次的加工者との関係

5 警告義務は、建物の工事において、当該建材を建物に取り付ける作業等
のような当該建材を最初に使用する際の作業に従事する者に対する関係
10 においてのみ負担するものではなく、当該建材が一旦使用された後に当該
工事において当該建材に配線や配管のため穴を開ける作業等をする者
に対する関係においても負担するものと解するのが相当である。なぜなら、
石綿含有建材を新規建材として使用する一連の建設工事においては、同建
材に付された警告表示を契機として、その内容が、当該工事を監督する立
場にある者等を通じて、一旦使用された石綿含有建材に後から作業をする
者にも伝達されるべきものであるところ、そもそも警告表示がされてい
なければ、当該工事を監督する立場にある者等が当該建材に石綿が含有され
15 ていることなどを知る契機がなく、上記の危険があることを伝達すること
ができないからである。

イ 屋外建設作業従事者との関係

前記認定説示に照らせば、被告企業らにおいても、平成16年9月30
日以前において、自らの製造販売する石綿含有建材を使用する屋外建設作
20 業従事者に石綿関連疾患に罹患する危険が生じることを予見できたとは
認められない。したがって、被告企業らは、屋外建設作業従事者との関係
で、警告義務を負わない。

ウ 改修・解体作業従事者との関係

石綿含有建材の中には、吹付け材のように当該建材自体に警告情報を記
25 載することが困難なものがある上、その記載をしたとしても、加工等によ
り当該記載が失われたり、他の建材、壁紙等と一体となるなどしてその視

認が困難な状態となったりすることがあり得る。また、建物において石綿含有建材が使用される部位や態様は様々であるから、警告情報を記載したシール等を当該建材が使用された部分に貼付することが困難な場合がある上、その貼付がされたとしても、当該シール等の経年劣化等により警告情報の判読が困難な状態となることがあり得る。警告情報を記載した注意書及びその交付を求める文書を石綿含有建材に添付したとしても、当該建材が使用された建物の解体までには長期間を経るのが通常であり、その間に当該注意書の紛失等の事情が生じ得るのであって、当該注意書が解体作業従事者に提示される蓋然性が高いとはいえない。そして、被告企業らは、建材メーカーであり、上記の貼付又は交付等の実現を確保することはできない。これらに照らせば、被告企業らが石綿含有建材を製造販売するに当たり、実効性等の高い警告方法があったとはいえない。

加えて、被告企業らは、その製造販売した石綿含有建材が使用された建物の解体に関与し得る立場になく、建物の解体作業は、当該建物の解体を実施する事業者等において、当該建物の解体の時点での状況を踏まえ、あらかじめ職業上の知見等に基づき安全性を確保するための調査等をした上で必要な対策をとって行われるべきものといえることができる。

以上によれば、被告企業らが、石綿含有建材を製造販売するに当たり、当該建材が使用される建物の解体作業従事者（建物の全面解体や一部解体のみならず、建物の改修に伴う解体作業に従事する者も含む。）に対し、警告義務を負っていたとはいえない。

(4) 警告義務違反

被告企業らにおいて、昭和50年1月1日から遅くとも平成18年8月31日までの間、警告義務を履行したものと認めるに足りる証拠はない。

2 被告企業らの石綿不使用義務違反及び製造物責任

(1) 石綿不使用義務違反

原告らは、石綿を使用しながら石綿粉じんばく露を回避することは事実上不可能であり、また、とりわけ改修・解体作業従事者との関係で、実効的な警告方法がないとすれば、被告企業らにおいて、遅くとも昭和50年10月1日以降、石綿の使用を中止する義務があったと主張する。

5 しかし、昭和50年は石綿の含有量が重量の5%を超える石綿含有製剤に関する各種規制措置（安衛法57条に基づく表示義務や本件揭示義務規定など）が始まった時期であり（前提事実5）、被告企業らにおいて、かかる措置が守られ、防じんマスクが適正に使用されれば建設作業従事者が石綿関連疾患にり患する危険性を減少させることができると考えても不合理とはいえない（当時、防じんマスクを適正に使用してもなお、石綿関連疾患の発症を
10 防止することができないという知見が一般的に確立していたと認めるに足りる証拠はない。）。

 また、昭和53年には労働省に設置された「石綿による健康障害に関する
15 専門家会議」の報告書がまとめられ、石綿の発がん性が改めて指摘されたことが認められるものの（認定事実2(12)）、この報告等において、石綿の製造等を直ちに禁止すべきとの考え方が示されたことを認めるに足りる証拠はない。さらに、WHO等の国際機関においては、その後も、石綿が発がん性を有することを前提としつつ、特にクリソタイルに関してその管理使用の余地を許容しており（甲A1031の1・2）、石綿の使用等を全面的に禁止すべきであるとの国際的な共通認識が形成されていたと認めるに足りる証拠も
20 ない。

 そうすると、石綿含有建材の製造が全面的に禁止される平成18年9月1日までの間、被告企業らにおいて、石綿等の管理使用が可能であると考えたとしても不合理とはいえない。被告企業らにおいて、石綿含有建材の製造等
25 が全面的に禁止された平成18年9月1日までの間にその製造を中止する義務等が課せられていたとは認められず、同日以後も被告企業らが石綿含有

建材の製造を続けたと認めるに足りる証拠はない。したがって、石綿不使用義務に関する原告らの主張は採用できない。

(2) 製造物責任

原告らが製造物責任として主張する内容は、警告義務及び石綿不使用義務と内容を同じくするものであって、このうち石綿不使用義務が採用できないことは前記(1)のとおりであり、警告義務と同内容の主張は、別途製造物責任として検討する必要を認めない。

3 共同不法行為

(1) 総論

ア 複数の者がいずれも被害者の損害をそれのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者の行為によって損害が生じたのか不明である場合には、被害者の保護を図るため民法719条1項後段の適用により、因果関係の立証責任が転換され、上記の者らが自らの行為と損害との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り、上記の者らが連帯して損害賠償責任を負うことになるところ、被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそれのみで惹起し得る行為をした者が存在しないことは、民法719条1項後段の適用の要件と解するのが相当である。

もともと、石綿含有建材を製造販売する被告企業らが警告義務を負っていないながらこれを履行しておらず、これによって、本件被災者らが複数の建材メーカーが製造販売した石綿含有建材を取り扱うことなどにより累積的に石綿粉じんにはく露し、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患に罹患した場合においては、当該被災者の取り扱った石綿含有建材のうち特定の被告の製造販売したものが、当該被災者の現場に相当回数にわたり到達していたとの事実（以下「建材現場到達事実」という。）が認められる場合には、当該建材がかかる石綿関連疾患の罹患に寄与しているといえることから、個々の建材が石綿関連疾患に影響した程度が不明であったとしても、民法

719条1項後段が直接適用される場合との均衡を図り、同項後段の類推適用により、因果関係の立証責任が転換されると解するのが相当である。なお、同項後段が直接適用される場合との均衡を考慮すれば、建材現場到達事実は高度の蓋然性をもって立証される必要があると解される。

5 イ 本件において、原告らが主張する建材現場到達事実の立証方法（本件立証方法）は相応の合理性を有するものと考えられるから、以下、本件立証方法に沿って建材現場到達事実が認められるかを検討する。

(2) シェアを用いた責任企業の特定

原告らは、シェアを用いた確率計算を考慮して責任企業を特定しようとするところ、これは建材のシェアが高ければ高いほど、また、被災者が作業をした現場の数が多ければ多いほど、建材現場到達事実が認められる蓋然性が高くなるという経験則に基づくものである。そして、特定の石綿含有建材のシェアに照らし、仮に特定の建材が作業現場で用いられる確率が10%である場合、特定の被災者が20箇所の建設現場で作業をするときにその建材が
10 当該被災者の作業する建設現場に到達する確率は約88%、30箇所であるときは約96%となるから、原告らが主張するシェア10%以上という基準は、一定の合理性を有する数値であるといえる。

(3) 建材ごとの認定

原告らが主張する建材ごとの被告企業らのシェアについて検討する（以下、建材の種類につき、建材名の冒頭に付した番号を用いて「建材①」などと略記することがある。）。なお、⑬屋根用折板石綿断熱材、⑭煙突用石綿断熱材、
20 ⑰石綿含有スレートボード・軟質板、⑱石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板、⑲石綿含有スレートボード・その他については、主要ばく露建材であると主張する原告はいるものの、そのシェア及び責任企業に関する主張立証がないから検討しない。

25 ア 吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿

含有吹付け材)

吹付け材は、セメントなどの結合材と水、石綿を混合して直接吹き付けて使用する建材である。吸音、断熱、結露防止、耐火等に優れており、昭和31年頃から学校、ビル、ホテル等の大型建物等において使用され、昭和42年頃から建築物の高層ビル化と鉄骨構造化が進むと、耐火被覆目的で鉄骨に吹きつけて使用された。

昭和50年に改正された特化則は、石綿含有率5%を超える石綿含有製剤を吹き付ける作業を原則として禁止した。そのため、①吹付け石綿の使用期間は、吸音・断熱用のものが昭和30年頃から昭和50年まで、耐火被覆用のものが昭和38年頃から昭和50年までとされ、昭和50年以降は、代替製品として②石綿含有吹付けロックウール及び③湿式石綿含有吹付け材が同様の用途で使用された。(甲A36の2、甲A395)

(ア) ①吹付け石綿

①吹付け石綿は、遅くとも昭和50年までに製造が終了しており(甲C29の1~8、甲C1001の28)、昭和50年に石綿含有率が5%を超える石綿含有製剤の吹付け作業が原則として禁止され、①吹付け石綿の石綿含有率が30%~70%であったこと(甲C29の1~8)からすると、①吹付け石綿が製造終了後も建設現場において一定期間継続して使用されたものとは考え難く、そのような事実を認めるに足りる証拠もない。

そうすると、責任期間において、被災者の就労期間と①吹付け石綿の製造・販売に係る期間との重複が1年を超えないことは明らかであり、このような期間の重なりでは建材現場到達事実を認定することはできないから、①吹付け石綿のシェアを検討する必要性は認められない。

(イ) ②石綿含有吹付けロックウール及び③湿式石綿含有吹付け材

a 「昭和51年版建材用途・部位別需要動向と競合性」(甲C50の

2)、「昭和52年～53年版建材用途・部位別需要動向と競合性」(甲C45の3)、「80年版日本の建築産業」(甲C53)、「80年版建材用途・部位別需要動向と競合性」(甲C34の2)によれば、昭和49年、昭和51年～昭和53年のロックウール吹付け材(乾式、湿式)に関する被告企業らのシェアは、次のとおりであり、②石綿含有吹付けロックウール及び③湿式石綿含有吹付け材はこれに含まれていると認められる。

5

	昭和49年	昭和51年	昭和52年	昭和53年
	甲C50の2	甲C45の3	甲C53	甲C34の2
被告ニチアス	27%	20.4%	26.4%	20.0%
被告A&AM	19%	19.4%	21.2%	20.0%
被告太平洋セメント	19%	16.5%	23.0%	16.4%
被告日鉄ケミカル	19%	12.6%	3.7%	12.7%
被告日東紡績	11%	9.7%	9.2%	10.0%
被告バルカー	不明	不明	10.0%	不明
被告ノザワ	不明	不明	6.4%	不明

b もっとも、被告ニチアスは、昭和49年までに②石綿含有吹付けロックウールの製造を終了し(甲C29の18・19)、被告バルカー及び被告A&AMは、昭和50年までに②石綿含有吹付けロックウールの製造を終了しており(甲C29の9・10・21・22)、これらの企業を含む吹付け材の製造会社は、この頃からロックウール吹付け材のノンアス建材への転換を図っている(甲C19、甲C45の3・108頁)。また、昭和52年の吹付けロックウールの推定施工実績が、乾式は約682万平方メートルであるのに対して湿式は約59万平方メートルであること(甲C53)からすると、③湿式石綿含有吹付け材のシェアは上記のとおり認定したシェアに有意な影響を与えて

10

15

いないものと考えられる。そうすると、上記認定にかかる被告ニチアス、被告A&AM及び被告バルカーに関する②石綿含有吹付けロックウールの製造終了後のシェアは、その大部分が石綿を含有しない吹付けロックウールの施工量である可能性を否定することができず、これ
5 もって②石綿含有吹付けロックウール及び③湿式石綿含有吹付け材のシェアを認定することはできない。

c 被告ニチアスは、前記のとおり、昭和49年までに②石綿含有吹付けロックウールの製造を終了しているところ、被告ニチアスが製造販売していた②石綿含有吹付けロックウールは、いずれも石綿含有率が
10 30%のものであるから（甲C29の18・19）、昭和50年に改正された特化則において石綿含有率が5%を超える石綿含有製剤の吹付け作業が禁止され、被告企業らが警告義務を負う昭和50年1月1日以降1年以上の期間にわたって、被告ニチアスが製造した②石綿含有吹付けロックウールの在庫品が建設現場において使用されたもの
15 とも認められない。したがって、被告ニチアスが製造販売した②石綿含有吹付けロックウールについて、被災者との関係で、シェアに基づく確率計算によって建材現場到達事実を推認することはできない。

d 被告A&AMは、前記のとおり、昭和50年までに②石綿含有吹付けロックウールの製造を終了している。そして、前記のとおり、昭和
20 50年に特化則により石綿含有率が5%を超える吹付け材を使用した吹付け作業が原則として禁止され、前記のとおり昭和50年の製造終了後のシェアには石綿を含有しない吹付けロックウールが相当程度含まれている可能性が否定できないことを踏まえると、石綿含有率が5%以上である浅野ダイアロック（甲C29の9）のうち、石綿含有
25 率が5%のものについては、昭和50年に改正された特化則の規制対象とはなっておらず、昭和51年以降も在庫品が使用された可能性

はあるものの、これによって被告A&AMの②石綿含有吹付けロックウールのシェアが概ね10%以上であったと認定することは困難である。そうすると、被告A&AMが製造販売した②石綿含有吹付けロックウールについて、シェアに基づく確率計算によって建材現場到達

5

e 被告太平洋セメントは、昭和46年頃から昭和53年頃まで②石綿含有吹付けロックウールの製造販売を、昭和48年頃から平成元年頃まで③湿式石綿含有吹付け材の製造販売をそれぞれ行っている（甲C29の20・35）。もっとも、前記bのとおり、前記aで認定した被告企業らのシェアに、③湿式石綿含有吹付け材のシェアが有意な影響を与えているとは考えにくい上、被告太平洋セメントは、昭和50年に製造、販売していた③湿式石綿含有吹付け材について、東京都庁で脱落事故が生じたため、それ以降は③湿式石綿含有吹付け材を耐火被覆材としては販売せず、専ら補修用として販売していたものであり

10

（乙ニ9、13）、このことは、「80年版日本の建築産業」（甲C53）において、昭和52年の耐火被覆材としての被告太平洋セメントの製造に係る③湿式石綿含有吹付け材の推定施工実績の記載がないことから裏付けられる。これらを踏まえると、前記aにおいて認定した被告太平洋セメントのシェアは、専ら②石綿含有吹付けロックウールのシェアを示すものとみるのが相当である。さらに、被告太平洋セメントは、昭和49年以降、②石綿含有吹付けロックウール（スプレーコート）の製造販売と並行して、石綿を含有しない吹付けロックウール（スプレーコートS）を製造販売していたところ（乙ニ49）、昭和51年2月当時、製造原価の算定に当たり、スプレーコートを製造していた西多摩工場における出荷割合は、同年4、5月頃から石綿含有製品であるスプレーコートが約20%、非石綿化されたスプレーコー

15

20

25

トSが約80%であることが仮定されていたから(乙ニ69の1・2)、前記aにおいて認定した被告太平洋セメントのシェアは、少なくとも昭和51年以降においては、その大部分が石綿を含有しない吹付けロックウールの施工量である蓋然性を否定することができず、これをもって②石綿含有吹付けロックウールのシェアを認定することはできない。そうすると、被告太平洋セメントは、昭和50年1月以降、同年末までの間、概ね10%以上のシェアを有していたものと認めるのが相当である。

f 被告日鉄ケミカルは、自社の業務概況(乙チ15の1~乙チ25)に記載された②石綿含有吹付けロックウール(スプレース)の販売数量実績に基づき、②石綿含有吹付けロックウール全体の施工面積(m^2)を生産量(t)に換算した数値を分母としてシェアを計算している(乙チ14)。この換算方法は、社団法人日本作業環境測定協会作成の環境省委託事業報告書(甲A394)に則ったものであり、計算の基礎とした数字も、同報告書上の数字又はその当時に業務上作成された資料(業務概況)に記載されたものであるから、一定の信用性が認められる。そして、これらによれば、被告日鉄ケミカルが製造販売した②石綿含有吹付けロックウールの昭和50年以降のシェアは、5.8%~6.8%程度にとどまる。そうすると、被告日鉄ケミカルが②石綿含有吹付けロックウール及び③湿式石綿含有吹付け材につき、前記a記載のように10%以上のシェアを有していたとみることに ついて疑問を挟む余地があるから、シェアを用いた確率計算によって建材現場到達事実を推認することはできない。

g 被告日東紡績は、前記aのとおり、昭和53年のシェアは10%に達しているが、昭和51年及び昭和52年のシェアは10%を下回っている上、被告日東紡績が製造する②石綿含有吹付けロックウールの

うち下地材としての使用が想定されていたスプレーテックスは昭和50年に製造が終了しており（甲C29の14）、前記bと同様、前記aの被告日東紡績のシェアには、石綿を含有しない吹付けロックウールの施工量が含まれている可能性が否定できない。そうすると、被告日東紡績について、シェアを用いた確率計算によって建材現場到達事実を推認することはできない。

h 被告バルカーは、前記bのとおり、前記a記載の昭和52年のシェアをもって、②石綿含有吹付けロックウール及び③湿式石綿含有吹付け材のシェアを認定することはできず、それ以外にシェアを認定できる証拠もないから、被告バルカーについて、シェアを用いた確率計算によって建材現場到達事実を推認することはできない。

i 被告ノザワは、昭和52年のシェアが10%を下回っている上、そのほかの年次のシェアを認定できる証拠もないから、シェアを用いた確率計算によって建材現場到達事実を推認することはできない。

(ウ) 原告らの予備的主張について

原告らは、③湿式石綿含有吹付け材について、シェアが10%未満であっても現場数を多く要求することによって、建材現場到達事実を推認することができる」と主張する。

しかし、本件立証方法は、建材のシェアが高ければ高いほど建材現場到達事実が認められる蓋然性が高くなるという経験則に基づくものであるところ、確率計算によって建材の到達を推認する以上、かかる手法には不確実性が伴うものであり、建材のシェアが低くなればなるほどその不確実性は大きくなるといわざるを得ない。そうすると、本件立証方法により建材現場到達事実を推認するためには、最低でも10%以上のシェアを有していたことを要するというべきである。したがって、原告らの予備的主張は採用できない。

(エ) 以上によれば、吹付け材（建材①～③）のうち、被告太平洋セメントが製造販売した②石綿含有吹付けロックウールについては、シェアを用いた建材現場到達事実の推認を行い得るが、その余については、いずれもシェアを用いた建材現場到達事実の推認をすることはできない。

5 イ 保温材（⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有バーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材）

保温材（建材⑥～⑩）は、ボイラー、タービン、化学プラント、焼却炉等、熱を発生する部分、熱を搬送するためのダクト、エルボ部分の保温を
10 目的として用いられる建材である。（甲A36の2）

(ア) ⑥石綿含有けいそう土保温材

⑥石綿含有けいそう土保温材は、遅くとも昭和49年までには製造が終了しており（甲C29の43）、在庫品の使用可能性を考慮しても、責任期間において、本件被災者らの就労期間と⑥石綿含有けいそう土保温材の製造販売に係る期間との重複が1年を超えることはないと考えられ、建材現場到達事実を推認することはできないから、⑥石綿含有けい
15 そう土保温材のシェアを検討する必要性は認められない。

(イ) ⑧石綿含有バーミキュライト保温材

⑧石綿含有バーミキュライト保温材について、その販売量等を認めるに足りる証拠はなく、直接取扱い建材であったとしても主要なばく露原因といえるか疑問が残り、本件立証方法の②の点を充足することを認めることはできない。したがって、⑧石綿含有バーミキュライト保温材について、シェアを用いて建材現場到達事実を推認することはできない。

(ウ) ⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材

25 a ⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材については、その特性が⑨石綿含有パーライト保温材及び⑩石綿保温材と類似しており、主な使用方

法、用途も類似していることから（甲A489、甲C29の44～58・60～63）、シェアの検討に当たっては、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑨石綿含有パーライト保温材及び⑩石綿保温材を合わせて検討するのが相当である。

- 5 b 「断熱材市場の全貌－断熱材商の市場実態と商品競合分析」（甲A489）によれば、昭和50年～昭和52年の⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材に関する被告企業らのシェアは、次のとおりと認められる。

	昭和50年	昭和51年	昭和52年
	甲A489	甲A489	甲A489
被告ニチアス	29.7%	29.7%	30.0%
被告A&AM	20.0%	20.0%	20.0%
被告日本インシュレーション	19.7%	19.7%	19.8%
被告神島化学	17.5%	15.6%	19.8%

10 また、保温保冷耐火用のパーライト保温材の出荷実績は、昭和52年において7万5400m²（パーライトの密度200kg/m²で換算すると1万5080t）であり、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材の出荷実績（1万9000t）と近いことが認められるが（甲A489）、昭和49年に⑨石綿含有パーライト保温材の製造が終了していること（甲C29の60）からすれば、上記出荷実績は、石綿を含有しないパーライト保温材のものであると認められる。

15 さらに、⑩石綿保温材の出荷実績は、証拠上明らかでないものの、被告A&AMは昭和53年まで、被告ニチアスは昭和54年まで⑩石綿保温材の製造販売を行っていたものと認められ（甲C29の61～63）、他方、被告神島化学及び被告日本インシュレーションが⑩石綿保温材を製造販売していた事実を認めるに足りる証拠はない。

20

c そうすると、被告A&AM及び被告ニチアスについては、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材のシェアが概ね20%を超える常態であった上、同時期に⑩石綿保温材の製造販売も行っていったことから、石綿を含有しないパーライト保温材の出荷実績を考慮しても、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑨石綿含有パーライト保温材及び⑩石綿保温材を合わせた全体のシェアについて、昭和50年1月1日以降、これらの建材の製造を終了するまでの間、概ね10%以上のシェアを有していたものと認めるのが相当である。

他方で、被告神島化学及び被告日本インシュレーションは、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材のシェアが20%を下回っていることに加え、⑩石綿保温材の製造販売を行っておらず、石綿を含有しないパーライト保温材が相当量出荷されていたことを踏まえると、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑨石綿含有パーライト保温材及び⑩石綿保温材を合わせた全体のシェアが10%を上回っていたかどうかについて疑義があるといわざるを得ず、シェアを用いて建材現場到達事実を推認することはできない。

(エ) 以上によれば、保温材（建材⑥～⑩）のうち、被告A&AM及び被告ニチアスが製造販売した⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材及び⑩石綿保温材については、シェアを用いた建材現場到達事実の推認を行い得るが、その余については、いずれもシェアを用いた建材現場到達事実の推認をすることはできない。

ウ 耐火被覆材（⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種、⑫石綿含有耐火被覆板）

⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種は、鉄骨の耐火被覆材として、柱・梁、壁、天井に使用された建材である。⑫石綿含有耐火被覆板は、吹付け材の代わりに、化粧目的に鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター付近に使

用された建材である。(甲A36の2)

(ア) ⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種

「断熱材市場の全貌－断熱材商の市場実態と商品競合分析」(甲A489)及び「1980年版日本の建材産業」(甲C53の3)によれば、昭和50年～昭和52年の⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種に関する被告企業らのシェアは、次のとおりと認められる。

	昭和50年	昭和51年	昭和52年	
	甲A489	甲A489	甲A489	甲C53の3
	(出荷割合)	(出荷割合)	(出荷割合)	(施工割合)
被告ニチアス	14.5%	15.1%	15.1%	24.0%
被告A&AM	17.0%	16.9%	16.9%	21.0%
被告日本インシュレーション	28.4%	26.5%	41.7%	40.0%
被告神島化学	13.7%	8.2%	10.7%	12.0%

そして、成形耐火被覆材の施工面積中、⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種の占める割合は、昭和50年が72.0%、昭和51年が72.4%、昭和52年が71.9%である(甲C53の3・118頁)。

そうすると、昭和50年以降、被告ニチアス、被告A&AM及び被告日本インシュレーションについては、⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種について、概ね10%以上のシェアを有していたと認められるものの、被告神島化学については10%以上のシェアを有していたとは認め難く、シェアを用いて建材現場到達事実を推認することはできない。

(イ) ⑫石綿含有耐火被覆板

原告らは、「無機繊維系建材と石膏ボード」(甲A51)に基づいて⑫石綿含有耐火被覆板のシェアを主張するが、これに記載されているのは被告企業らの生産能力であって実績ではない。実際に、月間生産能力が

2万㎡とされている被告ノザワの「コーベックスマット」について、備考欄に「実績少、4月より5000㎡/月の生産を予定」との記載があるほか、月間生産能力が1万2500㎡とされる内外アスベストの「サーモボード」について、備考欄に「実績なし」との記載があることから、生産能力の数値から実際の生産量を読み取ることはできず、これに基づいてシェアを認定することはできない。

したがって、⑫石綿含有耐火被覆板について、被告企業らのシェアを認定することはできない。

エ ボード類（⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑰石綿含有けい酸カルシウム板第1種）

石綿含有スレートボードは、建築用ボードとして高強度と強靱性を持ち、防火性能が高い建材であり、不燃材料等として内装材としては壁材、天井材等、外装材としては軒天井に使用され、このうちフレキシブル板は湿度による変化が少ないことから、浴室の壁・天井、台所の壁等にも使用された。⑰石綿含有けい酸カルシウム板第1種は、特徴として、軽量で耐火性、断熱性に優れていることから、一般建築物の天井材、壁材として使用されたほか、外装材として軒天井材とその関連部材、準防火地域での軒裏等に使用された。（甲A36の2）

上記のとおり、ボード類には一定の類似性があるものの、それぞれの特徴に応じて同一の建設現場で複数のボード類が併用される可能性もあることから、以下、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板及び⑯石綿含有スレートボード・平板と、⑰石綿含有けい酸カルシウム板第1種とに分けて検討する。

（ア）⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板

a 「昭和51年版建材用途・部位別需要動向と競合性」（甲C50の

2)、「昭和52年～53年版建材用途・部位別需要動向と競合性」(甲C45の3)、「80年版建材用途・部位別需要動向と競合性」(甲C34)には、主要メーカーごとの石綿スレートのボード状の形状のもの(ボードには、石綿セメントけい酸カルシウム板が含まれるため、シェア計算においてはこれを除外する必要がある。)の出荷量推定概数、石綿セメントけい酸カルシウム板の出荷量推定概数がそれぞれ記載されており、また、「昭和53暦年石綿スレート統計年報」(乙ト302の1)及び「平成2暦年スレート統計年報」(乙ト302の2)には、各建材メーカーの出荷実績数が記載されており、これらの証拠によれば、昭和49年、昭和51年、昭和53年及び平成2年の⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板に関する被告企業らのシェアは、次のとおりと認められる。

	昭和49年	昭和51年	昭和53年		平成2年
	甲C50の2	甲C45の3	甲C34	乙ト302の1	乙ト302の2
被告A&AM	33.7%	39.8%	35.6%	48.3%	39.3%
被告MMK	11.8%	13.7%	11.6%	16.1%	16.3%
被告ノザワ	11.8%	6.5%	7.3%	9.4%	22.4%
被告クボタ	不明	不明	24.7%	2.9%	0.4%

b 被告A&AM及び被告MMKについて、昭和53年以降もスレートボードの出荷量が同水準で推移していること(甲C16)、シェアが大きく変動したことをうかがわせるような証拠がないことを踏まえると、昭和50年1月以降、両者がそれぞれ⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板の製造を終了するまでの間、両者はいずれもそのシェアが10%以上であったと認めるのが相当である。

c 被告ノザワについて、上記aによれば、シェアが10%を超えるこ

とを示す資料も存在するものの、被告ノザワが製造販売した⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板及び⑯石綿含有スレートボード・平板のうち、内装材としての使用が予定されているノザワフレキシブル防音版の製造販売時期は不明であり、それ以外の建材は主な使用方法が不明であるか、外装材としての使用を予定したものと認められ

(甲C29の203～206・274)、このことを踏まえると、被告ノザワが製造販売した上記各建材について、内装材としての使用に限定した場合に、そのシェアが10%以上であるかどうかについては疑義があるといわざるを得ず、シェアを用いた建材現場到達事実の推認

をすることはできない。

(イ) ⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種

a 「昭和51年版建材用途・部位別需要動向と競合性」(甲C50の2)、「昭和52年～53年版建材用途・部位別需要動向と競合性」(甲C45の3)及び「80年版建材用途・部位別需要動向と競合性」(甲C34)には、石綿セメントけい酸カルシウム板の主要メーカーごとの出荷量推定概数が、「1981年版市場調査資料 住宅システム市場調査総覧」(甲C57)にはけい酸カルシウム板の主要メーカーごとの販売量概数が記載されており、これらの証拠によれば、昭和49年、昭和51年、昭和53年～昭和55年の⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種に関する被告企業らのシェアは、以下のとおりと認められる。

	昭和49年	昭和51年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
	甲C50の2	甲C45の3	甲C34	甲C57	甲C57
被告ニチアス	36.6%	35.3%	32.5%	30.4%	30.6%
被告A&AM	30.5%	24.7%	25.1%	23.9%	23.3%

被告MMK	12.2%	9.4%	11.8%	9.6%	9.8%
被告大建工業	12.2%	9.4%	不明	不明	不明
被告クボタ	不明	不明	5.9%	6.1%	6.7%

なお、上記各証拠に記載された石綿セメントけい酸カルシウム板の出荷量には、㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外に㊹石綿含有けい酸カルシウム板第2種が含まれるものの、㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種の出荷量に比べて㊹石綿含有けい酸カルシウム板第2種の出荷量は顕著に少ないから（甲C16）、㊹石綿含有けい酸カルシウム板第2種の出荷量又は販売量が含まれることによる影響は、限定的なものと考えられる。

b 被告A&AM及び被告ニチアスについて、上記aのとおり、いずれも昭和49年から昭和55年までの間、㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種について高いシェアを有していたものと認められることに加え、昭和55年以降も㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種の出荷量が増加傾向にあったこと（甲C16）、シェアが大きく変動したことをうかがわせるような証拠がないことを踏まえると、昭和50年1月以降、被告A&AM及び被告ニチアスがそれぞれ㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種の製造を終了するまでの間、そのシェアは10%以上であったと認めるのが相当である。

もっとも、証拠（乙マ1032、1033）及び弁論の全趣旨によれば、被告ニチアスが製造販売する㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、責任期間において、その約8割～9割が、ビル、マンション、事務所、倉庫、工場等の中高層建物において使用されていたものと認められるから、特に戸建住宅の建設に従事した被災者については、同建材が建設現場に到達したか否かの判断において、この点に留意する必要がある。

c 被告MMKは、⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種の製造を行って
5 いていなかったと認められる(甲C29の64～96)。そうすると、上記aのとおり、年次によってはけい酸カルシウム板のシェアが10%
をわずかに超えない年があるものの、計算の前提となる母数に⑪石綿
含有けい酸カルシウム板第2種が含まれていることから、その影響が
限定的であるとしても、これを除外すると被告MMKのシェアが相対
10 的に高まるものと推察されることを踏まえれば、昭和49年～昭和5
5年の間、概ね10%以上のシェアを有していたものと認めるのが相
当である。そして、昭和55年以降も⑬石綿含有けい酸カルシウム板
第1種の出荷量が増加傾向にあったこと(甲C16)、シェアが大きく
変動したことをうかがわせる証拠はないことからすると、昭和50
年1月以降、被告MMKが⑬石綿含有けい酸カルシウム板第1種の製
造を終了する平成9年までの間、そのシェアは概ね10%以上であつ
たと認めるのが相当である。

15 d 被告大建工業は、上記aによっても昭和51年のシェアが10%を
下回る上、それ以外の年次のシェアを認めるに足る証拠もないから、
シェアを用いた建材現場到達事実の推認をすることはできない。

(ウ) 被告MMKの主張について

20 被告MMKは、北海道においてのみ就労した被災者との関係では、シ
ェアは北海道のシェアによるべきであるとした上で、北海道においては、
被告MMKの建材⑮、⑯、⑳のシェアは10%に満たなかったと主張す
る。

25 「昭和53暦年石綿スレート統計年報」(乙ワ18の2)によれば、昭
和53年のボード類の出荷枚数のうち、約60%が⑮石綿含有スレート
ボード・フレキシブル板及び⑯石綿含有スレートボード・平板であり、
北海道に出荷されたボード類の60%は約100万枚である。そして、

被告MMKの同年のボード類の出荷枚数のうち、約70%が⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板及び⑯石綿含有スレートボード・平板であり、被告MMKの北海道におけるボード類の出荷枚数の70%は約2万枚である。そうすると、北海道における被告MMKの⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板及び⑯石綿含有スレートボード・平板のシェアは2%程度と推計される。

同様に、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種についてみると、昭和53年のボード類の出荷枚数のうち、約12%が㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種であり、北海道に出荷されたボード類の12%は約20万枚である。そして、被告MMKの同年のボード類の出荷枚数のうち、約28%が㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種であり、被告MMKの北海道におけるボード類の出荷枚数の28%は約8000枚である。そうすると、北海道における被告MMKの㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種のシェアは4%程度と推計される。

また、「平成2暦年スレート統計年報」(乙ワ25の2)によれば、平成2年の北海道における被告MMKのシェアは、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板及び⑯石綿含有スレートボード・平板が7%程度、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種が8%程度と推計され、いずれも10%を下回る。

以上によれば、北海道における被告MMKの建材⑮、⑯のシェア及び建材㉓のシェアは、いずれも10%を下回るから、北海道においてのみ就労した被災者との関係では、シェアを用いて被告MMKのボード類の建材現場到達事実を推認することはできない。

(エ) 小括

以上によれば、建材⑮・⑯については被告A&AM及び被告MMKが製造販売した製品について、建材㉓については被告A&AM、被告ニチ

5 アス及び被告MMKが製造販売した製品について、シェアを用いた建材現場到達事実の推認を行い得るが（ただし、北海道においてのみ就労した被災者との関係では、被告MMKが製造販売した製品を除く。）、その余については、いずれもシェアを用いた建材現場到達事実の推認をすることはできない。

オ ㉒石綿含有押出成形セメント板

(ア) ㉒石綿含有押出成形セメント板は、一般的には非耐力壁用材料として用いられる建材であり、外装材としては外壁や軒天、内装材としては間仕切り壁に使用された。（甲A36の2、甲C29の558～646）

10 (イ) 被告ノザワが製造販売した「アスロック」は、プレカット率が約90%であったことに加え、施工には特殊工具、運搬、揚重機械による特殊技能を必要とするため専門工事業者以外に取り扱うのは難しいとされていること（乙ラ22・57頁）、被告MMKが製造販売した「メース」についても同様に、実際に使用する寸法にプレカットして納品され、施工
15 には特殊な工具を用いることなどから専門の施工業者が担当していたこと（乙ワ11、12）などからすると、本件立証方法の㉒の点を充足するとはいえないから、被告ノザワ及び被告MMKが製造販売した㉒石綿含有押出成形セメント板について、本件立証方法によりシェアを用いた建材現場到達事実の推認をすることはできない。

20 カ ㉔石綿含有ロックウール吸音天井板

(ア) ㉔石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、行動、病院等の天井に不燃・吸音天井板として多く使われる建材であり、内装材としては天井材、外装材としては軒天井材に使用された。（甲A36の2）

25 (イ) 証拠（乙ト306、308）及び弁論の全趣旨によれば、天井材として使用される建材には、㉔石綿含有ロックウール吸音天井板以外にも多

数の建材が存在しており、その中で②④石綿含有ロックウール吸音天井板が占める割合は、住宅用建物で約2.4%、非住宅建物で約12%である。これらのことからすれば、②④石綿含有ロックウール吸音天井板については、本件立証方法の②の点を充足するか否かにつき疑義があるものといわざるを得ず、本件立証方法によりシェアを用いた建材現場到達事実の推認をすることはできない。

キ ③石綿含有住宅屋根用化粧スレート、⑤石綿含有窯業系サイディング、⑦～⑨石綿含有スレート波板

(ア) ③石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、セメントに補強材として石綿を混入し、平板状等に成型した屋根材であり、ほとんどが屋根材として使用され、一部外壁に使用されることもある。⑤石綿含有窯業系サイディングは、防・耐火性能が高い、耐震性・耐久性が高く、壁体内通気がとりやすいなどの特徴があり、一般的に外壁材として用いられる建材である。⑦～⑨石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根や壁に使用される建材である。(甲A36の2)

(イ) 上記(ア)のとおり、建材③、⑤、⑦～⑨はいずれも外装材や屋根材といった屋外建材として使用される建材であるところ、その用途を踏まえると、その切断加工作業は屋外で行うことが最も合理的であるといえる。そして、屋外建材の切断加工作業が屋内で行われることがあったとしても、かかる事情をもって直ちに屋内で行われることが一般的であったとは認められない。そうすると、前記のとおり、被告企業らが屋外建設作業従事者との関係で石綿関連疾患に罹患する危険が生じることを予見できたとは認められないから、被告企業らは、屋外建材である建材③、⑤、⑦～⑨について警告義務を負わない。

ク ④石綿セメント円筒

(ア) ④石綿セメント円筒は、換気用円筒材、煙突、雑排水管等に使用され

る建材である。(甲A36の2)

(イ) 「昭和61年度版特殊管材市場の総点検と展望(上巻)」(甲C64)

には、④石綿セメント円筒のうち耐火被覆塩ビ管の主要メーカーごとの販売実績が記載されており、これによれば、被告A&AMの耐火被覆塩ビ管のシェアは、昭和57年が7.5%、昭和58年が9.8%、昭和59年が13.3%、昭和60年が16.9%であったと認められる。

被告A&AMは、耐火被覆塩ビ管の製造を昭和63年に終了しているところ(甲C29の2087・2088)、上記のとおり、被告A&AMのシェアは年々拡大傾向にあったこと、その後にシェアが大きく変動したことをうかがわせる証拠はないことからすると、被告A&AMは、遅くとも昭和59年以降、耐火被覆塩ビ管の製造を終了した昭和63年までの間、耐火被覆塩ビ管のシェアが10%以上であったと認めるのが相当である。

ケ ④混和材

(ア) ④混和材は、モルタル等の伸びを良くし、作業効率を上げることを等目的としてモルタル等に練り混ぜて使用される建材である。

(イ) ④混和材については、被告ノザワが昭和31年～平成15年に製造販売した④混和材の商品名である「テーリング」又はその商品名が含まれる「テーリング材」が混和材の代名詞となっていたものと認められ(甲A584の1、甲D1の3、甲D14の2・4、弁論の全趣旨)、これを覆すに足りる証拠もない。したがって、④混和材について、被告ノザワが昭和50年1月以降平成15年まで、概ね10%以上のシェアを有していたものと認めるのが相当である。

コ 小括

上記ア～ケにおいて、概ね10%以上のシェアを認定した建材及び被告企業は、以下のとおりである。なお、10%以上のシェアを認定できる期

間について既に説示したもののほか、証拠（甲C29（枝番含む））及び弁論の全趣旨により認められる各被告企業らの製造販売期間を括弧書きで付記した。

(ア) ②石綿含有吹付けロックウール

5 被告太平洋セメント（昭和50年1月1日～同年末）

(イ) ⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材及び⑩石綿保温材

被告A&AM（昭和50年1月1日～昭和53年）

被告ニチアス（建材⑦につき昭和50年1月1日～昭和55年、建材⑩につき昭和50年1月1日～昭和54年）

10 (ウ) ⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種

被告A&AM（昭和50年1月1日～平成2年）

被告ニチアス（昭和50年1月1日～平成2年）

被告日本インシュレーション（昭和50年1月1日～昭和61年）

(エ) ⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板及び⑯石綿含有スレート
15 ボード・平板

被告A&AM（昭和50年1月1日～平成16年）

被告MMK（建材⑮につき昭和50年1月1日～平成5年、建材⑯につき昭和50年1月1日～平成13年）

(オ) ⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種

20 被告A&AM（昭和50年1月1日～平成16年）

被告ニチアス（昭和50年1月1日～平成4年）

被告MMK（昭和50年1月1日～平成9年）

(カ) ⑳石綿セメント円筒（耐火被覆塩ビ管）

被告A&AM（昭和59年～昭和63年）

25 (キ) ㉓混和材

被告ノザワ（昭和50年1月1日～平成15年）

(4) 各被災者に係る建材現場到達事実の有無

ア 被災者（1 A）（原告（1））

(ア) 石綿粉じんにはばく露した作業期間

被災者（1 A）（昭和13年1月25日生）は、責任期間のうち、昭和
50年1月1日から平成15年3月までの約28年2か月の間、タイル
工及び配管工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D1の1）

なお、石綿粉じんばく露作業期間の算定については、始期の年以外が
不明の場合には当該年の12月1日を始期とし、終期の年以外が不明の
場合には当該年の1月31日を終期とし、また、始期の日付が不明の場
合には当該月の翌月1日を始期とし、終期の日付が不明の場合には当該
月の前月末日を終期として年数、月数及び日数を算定し、30日に満た
ない日数は切り捨てた概算により認定する。

(イ) 石綿粉じんにはばく露した作業の内容

被災者（1 A）は、主に新築の木造戸建住宅において、浴室やトイレ、
台所等のタイルを貼り付ける作業に従事していたところ、下地調整の工
程において、下地として塗るためのモルタルを練る際、混和材を混ぜ合
わせた。また、給排水工事において、給排水管等の切断・加工作業や、
配管を通すための壁・床のボードの切断・貫通作業を行った。少なくと
も月に1件程度は違う現場に行っていた。（甲D1の1～3、原告（1））

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、被災者（1 A）の主要ばく露建材は、⑮
石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑳石綿含有けい酸カルシウ
ム板第1種、㉑石綿セメント円筒、㉒混和材と認められる。

このうち⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、被告ニチ
アスが製造販売した製品は、主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用さ
れており、主に木造戸建住宅に多く従事していた被災者（1 A）の現場

に多数回にわたり到達していたとは認められない。

また、原告（１）は、⑱石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板も主要ばく露建材であると主張するが、そのシェアを認めるに足りる証拠はなく、使用したメーカーや製品名についても特段の証拠はない。

5 そうすると、被災者（１Ａ）については、建材⑮、⑲、⑳、㉑について高いシェアを有していた被告Ａ＆ＡＭ、被告ＭＭＫ及び被告ノザワが製造販売した製品について建材現場到達事実が認められる。

イ 被災者（２Ａ）（原告（２））

（ア）石綿粉じんにはばく露した作業期間

10 被災者（２Ａ）（昭和３５年２月６日生）は、責任期間のうち、昭和５５年３月から平成１０年１２月３１日までの約１８年９か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事した（甲Ｄ２の１・２）。

（イ）石綿粉じんにはばく露した作業の内容

15 被災者（２Ａ）は、主に木造住宅の新築工事に従事し、ボードの切断・加工作業を行った。現場数は、昭和５９年１２月までは月１０～１５件、昭和６０年１月以降は月３、４件程度であった。（甲Ｄ２の１・３）

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

20 原告（２）は、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑲石綿含有けい酸カルシウム板第１種のほか、軒天井材の切断加工も多く行っていたことから⑳石綿含有押出成形セメント板、㉑石綿含有窯業系サイディングが主要ばく露建材であると主張する。

25 上記作業内容に照らせば、建材⑮、⑯、⑲が主要ばく露建材であると認められる。他方で、前記のとおり、建材㉑については建材現場到達事実が認められず、建材㉑については外装材であり、これを製造販売した企業において警告義務を負わない。

また、建材③については、被告ニチアスが製造販売した製品は、主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用されており、主に木造住宅の新築工事に多く従事していた被災者（２Ａ）の現場に多数回にわたり到達していたとは認められない。

5 そうすると、建材⑮、⑯、⑳につき高いシェアを有していた被告Ａ＆ＡＭ及び被告ＭＭＫが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

ウ 被災者（３Ａ）（原告（３））

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

10 被災者（３Ａ）（昭和８年１月１５日生）は、責任期間のうち、平成元年９月１日から平成２年１２月１日までの約１年３か月の間、ガラスブロック工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲Ｄ３の１）

（イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

15 被災者（３Ａ）は、ガラスブロック工事に従事していたところ、ブロック積込みの目地詰め等で使用するモルタルを練り込む際に混和材を混ぜる作業を行った。現場数は約２０件であった。（甲Ｄ３の１・２）

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

20 上記作業内容に照らせば、被災者（３Ａ）の主要ばく露建材は、㊸混和材と認められる。そうすると、㊸混和材について高いシェアを有していた被告ノザワが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

エ 原告（４）

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

25 原告（４）（昭和２５年３月２８日生）は、責任期間のうち、昭和５０年１月１日から昭和６２年５月１２日までの約１２年５か月の間、家具取付け工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲Ｄ４の１～３）

(イ) 石綿粉じんにはく露した作業の内容

原告（４）は、主に北海道内の木造住宅の新築工事及び改修工事において、エアコンやFF式ストーブ（空気を給排気筒から強制給排気するシステムがあるストーブで、壁に穴を開けて給気・排気をする、寒冷地で用いられるストーブ）の取付けを行い、その際、壁のボードに穴を開けるなどの作業をしていた。改修工事においては、既存の壁のボードを切断するほか、新品のボードを切断して既存のボードと取り換えることもあった。労働者の期間は月に50～60件程度、個人事業主の期間は月に60～70件程度の現場に従事し、新築工事と改修工事の割合は、新築工事3割、改修工事7割であった。（甲D5の1～3、原告（４）本人）

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

上記作業内容に照らせば、原告（４）の主要ばく露建材は、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑰石綿含有けい酸カルシウム板第1種と認められる。原告（４）は、建材①～③、⑰、⑱、⑲も主要ばく露建材であると主張するが、建材①～③については、勤務先の倉庫内における作業中、倉庫の天井や壁から剥がれ落ちた吹付け材にはく露したということであり、原告（４）の作業時に新規に使用された建材によるばく露とはいえないから、被告企業らは責任を負わない。建材⑰及び⑱については、前記のとおりシェアを認めるに足りる証拠はなく、使用したメーカーや商品名に関する証拠もない。建材⑲について、原告（４）は、配管の周囲の隙間を埋めるために石綿が入った「詰め物」「詰め綿」と呼ばれるもので塞ぐ作業をしたと述べるが（甲D4の2・3、原告（４）本人）、「詰め物」「詰め綿」がどのようなものであるのか明らかでなく、これに⑲混和材が使用されていたことを裏付ける証拠は見当たらないから、⑲混和材を主要ばく露建材と

認めることはできない。

⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種について、原告(4)は、被告ニチアスの製品を使用していたと主張し、ボードについては、ニチアスのトンボのマークをしょっちゅう見ていた、奈良県の王寺工場で製造されたことを伝票で見たなどと供述する(甲D4の2・3、原告(4)本人)。しかし、被告ニチアスが製造販売した製品は、主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用されていたところ、原告(4)が従事した現場は戸建住宅と共同住宅が全体の95%を占めていた(甲D4の2・4頁)。それに加えて、昭和42年10月～昭和43年9月当時、「アスベストラックス」など建材用の㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種は王寺工場では生産されておらず、羽鳥工場及び袋井工場で生産されていたこと、かかる状況は昭和48年～昭和50年頃も大きく変わっていないこと(甲C3・119頁、148頁)からすると、原告(4)が供述する製品が㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種であったかについては明らかではないといわざるを得ず、上記供述は採用できない。

そのほかについては、使用したメーカーや製品名について特段の証拠がないことから、北海道内において就労した原告(4)については、建材⑮、⑯、㉓につき高いシェアを有していた被告A&AMが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

オ 被災者(5A)(原告(5))

(ア) 石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者(5A)(昭和16年10月4日生)は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から平成7年8月までの約20年7か月の間、現場監督として石綿粉じんばく露作業に従事した。(甲D5の1)

(イ) 石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者(5A)は、勤務先であった株式会社リコーの自社工場の新築、

改修、解体工事の施工管理に従事した。大規模工事（工場の建設工事等）を年1件程度（上記期間内合計16件程度）、自社工場の定期修理を月1回程度、沼津第3工場の小規模工事を年1回程度担当していた。工場の建屋に修理の必要が生じたときは、自ら石綿が使用されていたパッキン、波型スレート、断熱材防火材等の交換や除去作業を行っており、波型スレートの加工作業は頻繁に行っていた。（甲D5の1）

（ウ） 主要ばく露建材及び責任企業

上記のとおり、被災者（5A）は、勤務先の自社工場の建築工事及び改修工事のうち大規模工事に年1件程度、合計16件程度しか従事しておらず定期修理や小規模工事も現場が限定されていること、自社工場の定期修理において自ら行っていたというパッキン等の交換や除去作業、波型スレートの加工作業についてもどの程度の頻度で修理の必要が生じていたのかも明らかでないことも考慮すると、シェアを用いた確率計算によって建材現場到達事実を推認するには現場数が十分でないというべきである。

したがって、被災者（5A）について、建材現場到達事実は認められない。

カ 原告（6）

（ア） 石綿粉じんにはばく露した作業期間

原告（6）（昭和27年12月15日生）は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から昭和51年2月25日まで、昭和53年7月1日から昭和54年12月28日まで、昭和55年5月6日から昭和62年9月4日まで、同月から平成6年9月までの合計約14年10か月の間、空調設備工、ダクト工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D6の1）

（イ） 石綿粉じんにはばく露した作業の内容

原告（６）は、北海道内において、主に鉄筋コンクリート造建物の新築工事及び改修・解体工事に従事し、鉄骨に吹き付けられた吹付け材をはがして取付金具を取り付け、ダクトを設置する作業や、ダクト同士の接合部に貼るパッキンを切断する作業、空調設備や配管を取り付けるために内装材を切断する作業を行った。新築工事の現場数は、昭和５１年
5 2月までが年４件程度、昭和５３年７月から昭和５４年１２月までが年
3件程度、昭和５５年５月から昭和６２年９月までが年８件程度、同月
以降が年１０件程度であった。（甲D６の１・２、原告（６）本人）

（ウ） 主要ばく露建材及び責任企業

原告（６）は、吹付け材（建材①～③）、保温材（建材⑦、⑩）、耐火
10 被覆材（建材⑪、⑫）、内装材（建材⑮～⑲、㉓、㉔）が主要ばく露建材
であると主張する。

しかし、建材①、③、⑰～⑲、㉔については、前記のとおり、シェア
を用いた建材現場到達事実の推認ができない。

②石綿含有吹付けロックウールについて、原告（６）の昭和５０年当
15 時の新築工事の現場数は年４件程度であることからすると、被告太平洋
セメントのシェアが認定できる同年１月から同年末までの現場数は４
件であるから、シェアによって被告太平洋セメントの②石綿含有吹付け
ロックウールにつき建材現場到達事実を推認することは困難である。

保温材については、原告（６）は、保温工事は別の業者が行うもので
20 あり、変更があった場合に剥がしてダクトを取り替えた上で元に戻す作
業を行うことがあった旨供述しており（原告（６）本人）、このような作
業を行うことが頻繁にあったとは考え難いから、主要ばく露建材とは認
められない。また、解体作業においてダクトに巻かれた保温材を剥がす
25 作業を行ったと述べるものの（甲D６の２）、前記のとおり、既設の建材
の解体作業については、被告企業らは警告義務を負わない。

また、耐火被覆材については、原告（６）は、断熱ボードを切断することは住宅が多かった旨供述しているところ（甲D 6の2、原告（６）本人）、その主張によれば、従事した現場はほとんどが店舗・事務所、劇場百貨店等であり、住宅の現場に相当回数従事したことはうかがわれな

5

⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種について、被告ニチアスの製品は、主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用されていたところ、原告（６）はそのような現場に相当回数従事したことが認められるから（甲D 6の2、原告（６）本人）、被告ニチアスの製品が到達していたことが推認さ

10

以上によれば、北海道内において就労した原告（６）については、建材⑮、⑯、㉓につき高いシェアを有していた被告A&AM及び被告ニチアスが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

キ 原告（７）

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

15

原告（７）（昭和26年11月20日生）は、責任期間のうち、昭和50年4月1日から昭和59年12月まで、昭和60年3月から昭和61年10月まで、平成元年1月から平成11年8月まで、平成12年9月から平成15年11月まで、平成18年5月から同年8月31日までの

20

約24年10か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事した。
（甲D 7の1）

（イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

原告（７）は、主に木造建物の新築工事に従事し、電動丸のこを用いて建材を切断する作業を行った。上記期間中に従事した現場数は90件程度であり、木造建物の新築工事は全体の7割～8割を占めていた。また、戸建住宅の割合は全体の約60%であった。（甲D 7の1～3、原告

25

(7) 本人)

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

原告(7)は、㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種、㊹石綿含有ロックウール吸音天井板、㊺石綿含有窯業系サイディングが主要ばく露建材であり、被告ニチアス及び被告大建工業が製造販売した製品を使用していたと主張する。

しかし、原告(7)は、本人尋問において、被告ニチアスの㊹石綿含有ロックウール吸音天井板及び被告大建工業の㊺石綿含有石膏ボードを使用した旨供述しているところ、被告ニチアス及び被告大建工業が当該建材を製造販売していたことを認めるに足りる証拠はない。原告(7)は、いずれの建材についても説明書が付いていないことが多く、製造元については材木屋の従業員から聞いてそのとおりに信じていたと供述するのみであって、そのほかに使用した建材の製造元についても客観的な裏付けはない。原告(7)は、どの現場でも被告ニチアス及び被告大建工業の製品が全体として半分ずつの割合で使用されていたとも述べるが、前記(3)で認定した被告企業らのシェアに照らすと偏りが大きく、また、数年ごとに勤務先を変更していたにもかかわらず、どの現場でも毎回その2社の製品ばかりが使用されていたというのも不自然である。以上によれば、使用した建材のメーカーに関する原告(7)の供述は採用できない。

また、前記のとおり、㊹石綿含有ロックウール吸音天井板についてはシェアを用いて建材現場到達事実の推認をすることはできず、㊺石綿含有窯業系サイディングは外装材であるから被告企業らは警告義務を負わない。

そうすると、原告(7)の主要ばく露建材は、前記の作業内容に照らせば、㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種と認められるが、前記のと

おり、被告大建工業について10%以上のシェアを認めることはできないから、建材現場到達事実は認められない。他方で、被告ニチアスについては、前記のとおり、被告ニチアスの製品は中高層建物において使用されており、原告（7）が従事した現場約90件のうち、新築工事の割合は全体の約70～80%、戸建住宅以外の割合は全体の約40%であるから、被告ニチアスの製品が到達した可能性のある現場数は約25～29件であり、シェアを用いた確率計算によって建材現場到達事実を推認することができる。

したがって、建材③につき高いシェアを有していた被告ニチアスが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

ク 被災者（8A）（原告（8））

（ア）石綿粉じんにはばく露した作業期間

被災者（8A）（昭和45年10月5日生）は、責任期間のうち、昭和62年8月から昭和63年2月までの約5か月の間、足場鳶として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D8の1）

（イ）石綿粉じんにはばく露した作業の内容

被災者（8A）は、鳶として足場の組み立て・解体作業を行ったほか、鳶の仕事がないときには解体工事において、破壊された建築資材が現場敷地外に飛び出ないように、防護ネットを持つ作業を行った。（甲D8の1）

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

原告（8）は、吹付け材（建材①～③）、保温材（建材⑥～⑩）、⑭石綿含有ロックウール吸音天井板が主要ばく露建材であると主張する。しかし、労災の現地調査復命書や被災者（8A）の聴取書等（甲D8の1）には、警告義務の対象とならない解体作業を除き、足場鳶として具体的にどのように石綿粉じんにはばく露したかについて言及がなく、従事した

露については被告企業らは警告義務を負わないし、被災者（9 A）の作業期間とシェアを用いて建材現場到達事実の推認をすることができる期間が重複しないから、建材現場到達事実は認められない。内装材（建材⑰～⑲）については、シェア及び責任企業に関する主張立証がなく、

5 建材⑳についてはシェアを用いた建材現場到達事実の推認ができない。

㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、前記のとおり、被告ニチアスの製品が製造販売されていたのは平成4年までであるから、被災者（9 A）の作業期間と重複せず、建材現場到達事実は認められない。

10 被災者（9 A）は、主に北海道内において就労しており（甲D9の1・2）、北海道外の現場において就労したことは数回しかなかったから（原告（9）本人）、被告MMKの建材⑮、⑯、㉓については建材現場到達事実が認められない。

以上によれば、建材⑮、⑯、㉓について高いシェアを有していた被告

15 A&AMが製造販売した製品について建材現場到達事実が認められる。

コ 被災者（10 A）（原告（10））

（ア）石綿粉じんにはばく露した作業期間

被災者（10 A）（昭和20年2月18日生）は、責任期間のうち、昭和55年2月から昭和57年12月まで、昭和59年10月から昭和6

20 1年12月まで、平成2年4月から平成4年4月まで、平成8年10月から平成9年12月まで、平成12年4月から平成15年5月まで、平成16年9月から平成17年4月1日までの合計約11年7か月の間、三井造船株式会社及び三井造船プラントエンジニアリング株式会社に雇用され、現場監督として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D1

25 0の1）

（イ）石綿粉じんにはばく露した作業の内容

被災者（10A）は、プラントの電気工事等において現場監督として従事していたところ、プラントでは発電機の排気管等に石綿の防熱材を取り付ける作業等が行われていた。従事した現場数は、昭和55年2月から昭和57年12月までで2件、昭和59年10月から昭和61年12月までで1件、平成2年4月から平成4年4月までで1件、平成8年10月から平成9年12月までで1件、平成12年4月から平成15年5月までで1件、平成16年9月から平成17年4月1日までで1件、合計7件であった。（甲D10の1・17頁～20頁、27頁）

（ウ） 主要ばく露建材及び責任企業

被災者（10A）は、三井造船株式会社及び三井造船プラントエンジニアリング株式会社に雇用され、現場1件当たり数箇月から3年弱の間従事し、現場数は合計7件であった。被災者（10A）が使用した建材については特段の証拠がないところ、シェアを用いて建材現場到達事実を推認するには現場数が十分でないというべきである。したがって、被災者（10A）について、建材現場到達事実は認められない。

サ 被災者（11A）（原告（11-1）、原告（11-2））

（ア） 石綿粉じんにはばく露した作業期間

被災者（11A）（昭和30年6月24日生）は、責任期間のうち、昭和53年6月から昭和61年6月までの約8年の間、現場監督等として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D11の1・10頁）

（イ） 石綿粉じんにはばく露した作業の内容

被災者（11A）は、昭和53年6月から昭和59年12月までは金物販売とそれに伴う取付工事を行う会社で、現場監督兼作業員として取付工事に従事した。金物の取付けの際は鉄骨に吹き付けられた石綿を削る工程があった。昭和59年12月からは公団住宅のメンテナンスを行う会社で、給排水管工事の現場監督として、新しい給水管を通す際に建

物の壁や梁に穴を開けたり、水道管を切断加工したりする作業に従事した。(甲D11の1・37頁～38頁)

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

原告(11-1)及び原告(11-2)(以下「原告(11)ら」という。)は、主要ばく露建材は②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、⑲石綿含有けい酸カルシウム板第1種、⑳石綿含有窯業系サイディング、㉑石綿セメント円筒であると主張する。

しかし、金物の販売に伴う取付工事は既存の建物に対して行うものと考えられるところ、吹付け材は当該取付工事の際に使用されたものではなく、建物の新築の際に使用された既存のものと考えられる。また、原告(11ら)は、金物の取付けの際にボード類の切断・加工が行われたと主張するが、前記と同様、既存の建材を切断・加工したのと考えられ、新規のボード類が使用されたこととはうかがわれない。したがって、吹付け材(建材②、③)及びボード類(建材⑮、⑯、⑲)については、被告企業らは警告義務を負わない。

給排水管工事については、被災者の勤務先は公団住宅のメンテナンスを行う会社であったから、従事していた工事は主に既存の公団住宅の改修作業と考えられ、建物に使われていた可能性がある既存の建材(ボード類(建材⑮、⑯、⑲)、外装材(建材㉑)については、被告企業らは警告義務を負わない。

被災者(11A)の聴取書によれば、給排水管工事において新しい給水管を通す作業を行っており、石綿が使用されたダクタイト管を切ってジョイントする作業を行っていたということであるが(甲11の1・38頁)、㉑石綿セメント円筒につき高いシェアを有していた被告A&AMは、ダクタイト管を製造していないと主張しており、被告A&AMが

ダクタイト管を製造販売していたことを認めるに足りる証拠はないから、被告A&AMの製造販売した④石綿セメント円筒について建材現場到達事実を認めることはできない。

シ 被災者（12A）（原告（12-1）、原告（12-2））

5 (ア) 石綿粉じんにはばく露した作業期間

被災者（12A）（昭和28年2月20日生）は、責任期間のうち、昭和51年から昭和54年までの少なくとも2年2か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D12の1）

原告（12-1）及び原告（12-2）は、昭和51年以前もさこう建設において吹付けの後続作業やボードの切断作業からの間接ばく露があったと主張する。しかし、被災者（12A）の聴取書によれば、さこう建設において型枠大工として働いていたときには、石綿を使った材料は使われていないので石綿を吸うようなことはなかった旨述べている（甲D12の1・69頁）。その後の堀工務店における作業については天井の吹付け作業をしているそばで作業をしていたことや、建材を切ったときに粉じんが舞っていたことについて述べていることに照らせば、さこう建設において吹付けの後続作業やボードの切断作業からの間接ばく露があったとは認められない。

15 (イ) 石綿粉じんにはばく露した作業の内容

20 被災者（12A）は、北海道内において、主に木造戸建住宅の新築工事において、大工として、スレートボードや天井材を切断加工する作業に従事した。大工・内装工の現場数の平均値（月0.8件、弁論の全趣旨）から推計される、ばく露作業期間（少なくとも2年2月）中の現場数は20件余りであり、この推計を左右する証拠はない。（甲D12の
25 1）

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

上記作業内容に照らせば、被災者（12A）の主要ばく露建材は、内装材（建材⑮、⑯、㉓）と認められる。原告（12-1）及び原告（12-2）は、吹付け材（建材①～③）、内装材（建材④）も主要ばく露建材であると主張するが、吹付け材を直接取り扱ったことが認められないのは上記（ア）のとおりであって本件立証方法により建材現場到達事実を推認することはできない。また、建材④については、前記のとおりシェアを用いて建材現場到達事実を推認することはできない。

建材③について、被告ニチアスが製造販売した製品は、主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用されており、主に木造住宅の新築工事に多く従事していた被災者（12A）の現場に多数回にわたり到達していたとは認められない。

そうすると、北海道内において就労した被災者（12A）については、建材⑮、⑯、㉓につき高いシェアを有していた被告A&AMが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

ス 原告（13）

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

原告（13）（昭和26年1月13日生）は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から昭和52年9月29日まで、昭和53年1月26日から平成18年8月31日までの合計約31年3か月の間、配管工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D13の1）

（イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

原告（13）は、昭和52年9月までは既存の建物に冷蔵庫を設置する工事に従事していた。昭和53年1月から昭和54年8月までは、主に改修工事において、大型冷蔵庫の設置やメンテナンスのほか、空調設備の設置作業に従事した。月5～6件程度、空調設備の設置に際し配管を一部交換し、交換場所に保温材を巻く作業を行った。

同月以降は主に鉄骨造建物の新築工事において、月5件程度、給排水設備工事及び空調設備工事に従事し、以前と同様の作業を行った。配管の設置の際には、耐火被覆管を高速カッターや電動ベビーサンダーで切断する作業を行った。

5 バブル崩壊後は、新築工事が減少し、改修工事及び木造建物の工事の割合が増加していった。給排水管工事が減少し、空調設備工事が増加した。(甲A569の1・2、甲D13の2・3、原告(13)本人)

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

10 上記の作業内容に照らせば、原告(13)の主要ばく露建材は、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑩石綿保温材、④①石綿セメント円筒と認められる。

15 原告(13)は、吹付け材(建材①～③)も主要ばく露建材であると主張するが、前記のとおり吹付け材についてシェアが認定できる期間は昭和50年1月から昭和50年末までであるところ、原告(13)が同期間に従事したのは改修工事であり(原告(13)本人)、吹付け材にばく露したとしても新築工事の際に使用された建材であると考えられるから、被告企業らは警告義務を負わない。

20 したがって、上記建材のうち、建材⑦、⑩、④①について高いシェアを有していた被告A&AM及び被告ニチアスが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

セ 被災者(14A)(原告(14))

(ア) 石綿粉じんにはく露した作業期間

25 被災者(14A)(昭和29年1月17日生)は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から平成15年9月までの約28年8か月の間、左官工として石綿粉じんばく露作業に従事した。(甲D14の1)

(イ) 石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者（14A）は、年30件程度、主に鉄骨・鉄筋造建物の新築工事に従事し、左官工として、モルタルを練る際に混和材を混ぜ合わせる作業を行った。（甲D14の1・2・4、甲A584の1・4・5、証人（14Ab））

5 (ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、被災者（14A）の主要ばく露建材は、④混和材と認められる。そして、これについては被告ノザワが高いシェアを有していた上、有限会社竹田工業において被災者（14A）の同僚であった（14Ab）の証言によれば、行く先々の現場において被告ノザワの「テーリング」を見ていたということであるから、被告ノザワの「テーリング」が被災者（14A）の現場に相当回数にわたり到達していたと認められる。

したがって、被告ノザワの製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

15 ソ 被災者（15A）（原告（15）（15））

(ア) 石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者（15A）（昭和20年5月1日生）は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から昭和53年12月までの約3年11か月の間、劇団員（俳優兼裏方）として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D15の1）

20 (イ) 石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者（15A）は、学校の体育館や公民館における演劇の上演準備のために、天井裏に上がり、鉄骨に照明を吊り下げるワイヤーを巻き付けたり、天井のボードに穴を開けたりして天井に照明を取り付ける作業を行った。（甲D15の1・2）

25 (ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

原告（15）は、吹付け材（建材①～⑤）が主要ばく露建材であると主張する。しかし、被災者（15A）が上記の作業に従事した際に学校の体育館や公民館の鉄骨に吹き付けられていた吹付け材により石綿粉じんにはく露したとしても、当該吹付け材は既存の建物に使用されたものであり、被災者（15A）の作業の際に新規に使用されたものではないから、改修作業従事者に対する関係と同様、被告企業らは被災者（15A）との関係で警告義務を負わない。

タ 被災者（16A）（原告（16-1）、原告（16-2）、原告（16-3））

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者（16A）（昭和25年4月10日生）は、責任期間のうち、昭和54年4月2日から昭和58年3月21日までの約3年11か月の間、配管工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D16の1）

（イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者（16A）は、北海道大学構内の各学部の建物のボイラーの点検、配管の修理等の業務に従事し、ボイラー本体設備の修理のほか、配管等の設備関係の点検、修理を行った。（甲D16の1）

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

原告（16-1）、原告（16-2）及び原告（16-3）は、被災者（16A）はボイラー設備の修理や配管等の点検・修理作業に従事した際、鉄筋に吹き付けられていた吹付け材や、配水管に使用されていた保温材を剥がしながら作業をしていたために石綿粉じんにはく露したとして、吹付け材（建材①～③）、保温材（建材⑦、⑩）、石綿セメント円筒（建材④）が主要ばく露建材であると主張する。しかし、そのばく露態様からすると、ばく露の原因となった建材はいずれも被災者（16A）の作業の際に新規に使用されたものではなく、既存の建材であると考えられるから、これについて被告企業らは警告義務を負わない。

チ 被災者（17A）（原告（17-1）、原告（17-2）、原告（17-3）、
原告（17-4））

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者（17A）（昭和24年2月26日生）は、責任期間のうち、昭
和55年4月から昭和62年5月まで、同年7月1日から平成5年11
月30日までの約13年5か月の間、塗装工として石綿粉じんばく露作
業に従事した。（甲D17の1）

（イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者（17A）は、塗装工として、塗料を塗る前に下地の段差をな
くすためにモルタルやパテに紙やすりや電動サンダーをかける作業や、
鉄骨にさび止めを付加するために吹付け材を剥がす作業を行った。改修
作業においては、モルタル壁の補修のために新たに塗るモルタルに混和
材を混ぜたり、ボードの壁の補修のためにボードを切断したりする作業
もあった。従事した工事の内訳は、新築工事が2～3割、改修工事が7
～8割であり、年間100～200件程度の現場に従事していた。建物の
種類の内訳は、木造が5割、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造が5割で
あり、戸建住宅が10%、共同住宅が25%、学校・幼稚園等が10%、
店舗・事務所等が10%、劇場・百貨店等が5%、工場が20%、倉庫
が20%であった。（甲A598の1～3、甲D17の1～6、証人（1
7Ab））

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、被災者（17A）の主要ばく露建材は、
⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボー
ド・平板、⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種、㉑混和材と認められ
る。原告（17-1）、原告（17-2）、原告（17-3）及び原告（1
7-4）は、吹付け材（建材①～③）も主要ばく露建材であると主張す

るが、建材①、③についてはシェアを用いて建材現場到達事実を推認することはできず、建材②についても被告太平洋セメントのシェアが認定できる期間は昭和50年末までであるところ、被災者（17A）が石綿粉じんばく露作業に従事したのは昭和55年4月以降であるから、シェアを用いて建材現場到達事実を推認することができない。

建材④については、被災者（17A）の同僚であった（17Ab）が被告ノザワのテーリングを使用していた旨述べており、前記のとおり、被告ノザワのテーリングのシェアが高かったと認められることからすれば、被告ノザワのテーリングについて建材現場到達事実が認められる。また、建材③については、前記のとおり、被告ニチアスの製品は主に中高層ビル等の非住宅の現場において使用されていたところ、被災者（17A）はこれらの建物の工事にも相当程度従事していたことからすれば、被告ニチアスの製品について建材現場到達事実が認められる。

そうすると、建材⑮、⑯、㉓、㉔について高いシェアを有していた被告A&AM、被告MMK、被告ニチアス及び被告ノザワが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

ツ 被災者（18A）（原告（18））

（ア）石綿粉じんにばく露した作業期間

被災者（18A）（昭和23年2月9日生）は、責任期間のうち、昭和60年1月から平成18年8月31日までの約21年7か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D18の1）

（イ）石綿粉じんにばく露した作業の内容

被災者（18A）は、20件を超える多数の現場において、木造建物及び鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の新築・改修工事に従事し、ボードの加工作業を行った。（甲D18の1～4、原告（18）本人）

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、被災者（18A）の主要ばく露建材は、
⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボ
ード・平板、⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種と認められる。この
うち建材㉓について、前記のとおり、被告ニチアスの製品は中高層ビル等
5 の非住宅の現場で使用されていたところ、被災者（18A）の労災記録
の聴取書や本人の手帳、石綿ばく露歴質問票別紙（甲D18の1・6頁
～21頁）によれば、被災者（18A）は住宅メーカーである大和ハウ
スから受注した工事に従事したほか、主に個人宅やアパートなどの住宅
の新築・改築工事に従事していたことがわかるが、中高層ビル等
10 の非住宅の現場に相当回数にわたり従事していたことをうかがわせる
記載はない。そうすると、被告ニチアスの製品が被災者（18A）の現
場に多数回にわたり到達していたとは認められない。

以上によれば、建材⑮、⑯、㉓について高いシェアを有していた被告
A&AM及び被告MMKが製造販売した製品について建材現場到達事
15 実が認められる。

テ 被災者（19A）（原告（19））

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者（19A）（昭和18年11月25日生）は、責任期間のうち、
昭和50年1月1日から平成13年3月までの約26年2か月の間、鉄
20 筋工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D19の1）

（イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者（19A）は、主に鉄骨造及び鉄筋コンクリート造建物の新築
工事において、鉄筋の加工及び取付作業に従事した。従事した建物の種
類は、共同住宅及びオフィスビルが半分以上を占め、そのほかは戸建住
25 宅、学校、工場及び倉庫等が少しずつあった。また、解体工事や増改築
工事に従事することもあった。（甲D19の1・2、証人（19Ab））

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

原告（19）は、被災者（19A）の主要ばく露建材は、吹付け材（建材①～③）、内装材（建材⑮、⑯、㉓、㉔）、④混和材であると主張する。

まず、吹付け材（建材①～③）について、原告（19）は、解体作業時にばく露したほか、被災者（19A）が上の階で鉄筋工事を行っている際に、下の階で吹付工が天井等の吹付作業を行っており、吹付け材にばく露したと主張する。しかし、被災者（19A）が鉄筋工事を行っていたタイミングでは、作業をしている階の壁や天井はできておらず、吹きさらしの状態であったということであるから（証人（19Ab））、屋外における作業であったといえる。そして、解体作業及び屋外作業について被告企業らの警告義務が認められないのは前記のとおりである。

また、原告（19）は、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の建物においては、コンクリートスラブの表面に石綿吹付け材が吹き付けられることがあり、レッカーを使って吊り上げられた鉄筋がスラブの上を下ろされる際に、巻き上がった吹付け材にばく露したとも主張する。しかし、（19Ab）は、鉄筋が下ろされるときに「砂ぼこり」「煙」が出ていたと証言するのみであり、それが吹付け材であったかは明らかでなく、コンクリートスラブの表面に石綿吹付け材が吹き付けられていたことを認めるに足りる証拠はない。

さらに、原告（19）は、壁や天井が既に作られて周囲が囲まれた場所を日常的に通過するなどしていたほか、階段に鉄筋を組む作業をしていたところ、その際に同じ階で吹付け作業が行われていたとも主張する。しかし、（19Ab）は、階段の取付けについては被災者（19A）が一人で行っていたため自らは見ていない旨証言している。加えて、階段の鉄筋を組むのは下の階が大体できた後であり、そのときには天井もあったと証言しているが、これは原告ら代理人の誘導に対し「そうです」「は

い」と述べたにとどまるし、その工程が工事のどの段階でなされたのか、そのとき壁や天井がどの程度できていたのかなど具体的な状況については述べておらず、階段の鉄筋を組むのと同時並行で吹付け作業が行われていたということも明確には証言されていない。また、壁や天井が作
5 られている空間で吹付け作業が行われていた中を通過するなどしていたとの主張を前提としても、単に移動のために吹付け作業を行っている現場付近を通過したのみであれば、吹付け作業と同時並行で自らの作業を行ったり、吹き付けられた吹付け材を剥がすなどの作業を行ったりした場合に比して、吹付け材にばく露した時間や程度は限定的であると考
10 えられる。

以上によれば、吹付け材（建材①～③）について主要ばく露建材とは認められない。

そのほかの建材については、原告（19）の主張するところによれば、いずれも解体作業時にばく露したものであるから、被告企業らは警告義務を負わない。
15

したがって、いずれの建材についても、被告企業らは責任を負わない。

ト 被災者（20A）（原告（20））

（ア）石綿粉じんばく露した作業期間

被災者（20A）（昭和23年3月21日生）は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から平成14年7月までの約27年6か月の間、塗装
20 工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D20の1）

（イ）石綿粉じんばく露した作業の内容

被災者（20A）は、主に学校や高速道路の建設現場において、塗装
25 工事に従事し、塗料に混和材を混ぜて使用していた。また、作業時に、鉄骨や天井に吹き付けられた吹付け材を手で払ったり、除去したりした。学校の現場は屋内作業、高速道路の現場は屋外作業であった。（甲D2

0の1)

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

原告(20)は、被災者(20A)の主要ばく露建材は、吹付け材(建材①～③)、内装材(⑮、⑯、㉓)、④混和材と主張し、経験現場数は月2件程度と主張する。

経験現場数については、あるビルの実施工程表によると、約8か月間の工事において、塗装工事が行われるのは計8日間であり、建物の規模等により多少変動があるとしても平均して月2件程度の現場を経験すると考えられること、本件と同種の訴訟における塗装工の生存原告の供述によると、経験現場数が平均月2件程度であると推定されることから、弁論の全趣旨により、塗装工の平均経験現場数は月2件程度と認められ、塗装工である被災者(20A)の経験現場数も月2件程度と推認される。そうすると、前記就労期間全体において経験する現場数は合計660件程度、内装材(建材⑮、⑯、㉓)及び④混和材についてシェアが認定できる企業のうち製造販売終了時期が最も早いもの(被告ニチアスが建材㉓の製造販売を終了した平成4年)までの期間における現場数は合計432件程度であり、相当多数の現場に従事しているから、そのうち少なくとも20件以上は新築工事における屋内作業を経験したものとみるのが相当である。

主要ばく露建材については、前記作業内容(塗装工として清掃や下地調整の際にボード類から生じるアスベスト粉じんにもばく露したと認められる。甲A598の1～3)によれば、内装材(建材⑮、⑯、㉓)、④混和材と認められる。吹付け材(建材①～③)について、建材①、③についてはシェアを用いて建材現場到達事実を推認することはできず、建材②について被告太平洋セメントのシェアが認定できる期間は昭和50年末までであるところ、被災者(20A)が同期間中に経験した現

場は合計24件程度であり、そのうち20件以上が鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の新築工事であったと認めるに足りる証拠はないから、シェアを用いて被告太平洋セメントの製品の建材現場到達事実を推認することはできない。

5 建材⑳については、前記のとおり、被告ニチアスの製品は主に中高層ビル等の非住宅の現場において使用されていたところ、被災者(20A)は学校の工事に従事していたから、被告ニチアスの製品が到達していたことが推認される。

10 以上によれば、建材⑮、⑯、㉓、㉔につき高いシェアを有していた被告A&AM、被告MMK、被告ニチアス及び被告ノザワが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

ナ 原告(21)

(ア) 石綿粉じんにはく露した作業期間

15 原告(21)(昭和25年1月14日生)は、責任期間のうち、昭和55年5月から同年6月まで、昭和63年6月から平成元年5月まで、平成3年2月から同年5月まで、同年11月から平成18年8月31日までの期間は大工・内装工として、昭和63年6月から平成元年5月まで、同年6月から平成3年1月まで、同年2月から同年5月まで、同年11月から平成15年までの期間は吹付工として、合計約15年9か月の間、
20 石綿粉じんばく露作業に従事した。(甲D21の1～3)

(イ) 石綿粉じんにはく露した作業の内容

25 原告(21)は、昭和55年5月から同年6月までの間に牛舎の解体作業1件に従事した。昭和63年6月以降は、工場での吹付け作業やボードの加工作業のほか、新築ビルの建設現場において、鉄骨や天井にロックウール吹付け材を吹き付ける作業や、内壁や天井のボードを電動丸のこで切断し、電動ドリルでビス止めする作業を行った。鉄骨や天井に

ロックウール吹付け材を吹き付ける作業は、改修工事の現場でも行った。平成3年11月以降は、主に牛舎の改修作業に従事し、古い吹付け材やボードを剥がす作業を行ったほか、新たに設置するボードを電動丸のこで切断したり、電動ドリルでビス止めしたりする作業を行った。(甲D 21の1・2)

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、原告(21)の主要ばく露建材は、内装材(建材⑮、⑯、㉓)と認められる。原告(21)は、吹付け材(建材①～③)も主要ばく露建材であると主張するが、吹付け材を扱った期間は昭和63年6月以降であるから、前記のとおり、シェアを用いて建材現場到達事実を推認することはできない。また、建材㉓については、被告ニチアスが製造販売した製品は、主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用されていたところ、原告(21)はビル等の現場に20件を大きく超える件数従事したと認められるから、被告ニチアスの製品について建材現場到達事実が認められる。

被告MMKは、原告(21)については北海道における就労が全体のうち相当期間にわたっているから、北海道のシェアを用いるべきであると主張する。原告(21)は、主に北海道内において就労していたが、一部本州においても就労しているところ、責任期間中に本州において内装材(建材⑮、⑯、㉓)を取り扱った現場数は、昭和63年6月から平成元年5月までが24～36件、平成3年2月から同年5月までが6～9件、平成15年から平成18年8月31日までが少なくとも3～4件(平成15年から平成21年までの間に、冬季に本州に3回程度行っており、本州に行く年には3～4か月行ったきりで、ワンシーズンに3～4件の現場に行っていたことから(甲D21の2)、平成18年8月までの間に少なくとも1回は本州に行く年があったとすると、3～4件の

現場数が認められる。)であるから、本州において20件を超える現場数が認められ、北海道ではなく全国のシェアによるべきである。

以上によれば、建材⑮、⑯、㉓につき高いシェアを有していた被告A & AM、被告ニチアス及び被告MMKが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

ニ 被災者(22A)(原告(22-1)、原告(22-2)、原告(22-3))

(ア) 石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者(22A)(昭和17年8月14日生)は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から昭和58年まで、平成2年7月20日から平成10年までの約15年7か月の間、左官工として石綿粉じんばく露作業に従事した。(甲D22の1)

(イ) 石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者(22A)は、新築工事及び改修工事において、壁に塗るモルタルを練る際に、混和材を混ぜ合わせる作業を行った。(甲D22の1)

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、被災者(22A)の主要ばく露建材は、⑭混和材と認められる。そして、これについては被告ノザワが高いシェアを有していた上、被災者(22A)が建材を卸していた業者に壁材の商品名を確認したところ「テーリング」であったことから(甲D22の1・30頁)、被告ノザワの製品について建材現場到達事実が認められる。

ヌ 被災者(23A)(原告(23))

(ア) 石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者(23A)(昭和9年3月30日生)は、責任期間のうち、昭和57年6月から平成8年12月までの約14年5か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事した。(甲D23の1)

(イ) 石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者（２３Ａ）は、北海道内において、主に木造建物の工事に従事し、ロール状の石綿シートの切断、取付け等を行っていたほか、ボードの切断加工も行っていた。（甲D 2 3 の 1 ・ 2、原告（２３）本人）

5 (ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、被災者（２３Ａ）の主要ばく露建材は、内装材（建材⑮、⑯、㉓）と認められる。原告（２３）は、吹付け材（①～③）、㉒石綿含有押出成形セメント板及び㉕石綿含有窯業系サイディングも主要ばく露建材であると主張するが、原告（２３）の供述によれば、被災者（２３Ａ）が従事した建物は木造が多かったところ、労災記録（甲D 2 3 の 1）を見ても、吹付け材が使用される鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建物の現場の件数や割合は記載がなく、吹付け材を扱う作業については昭和 2 8 年頃のことについてしか触れられていないから、責任期間において相当回数にわたり吹付け材を取り扱う作業に従事したとは認められない。また、建材㉒については、前記のとおりシェアを用いて建材現場到達事実を推認することはできない。建材㉕は外装材であるから、被告企業らは警告義務を負わない。

10

15

建材㉓については、前記のとおり、被告ニチアスの製品は中高層ビル等の非住宅の現場において使用されていたところ、平均的な大工の現場数（年 1 0 件程度）にかんがみて被災者（２３Ａ）がそのような建物に相当程度従事していたと認めるに足りる証拠はないから、被告ニチアスの製品が被災者（２３Ａ）の現場に多数回にわたり到達していたとは認められない。

20

以上によれば、北海道内において就労した被災者（２３Ａ）については、建材⑮、⑯、㉓につき高いシェアを有していた被告 A & AM が製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

25

ネ 原告（２４）

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

原告（２４）（昭和２２年３月２０日生）は、責任期間のうち、昭和５
０年１月１日から平成３年９月までの約１６年８か月の間、現場監督と
して石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲Ｄ２４の１）

（イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

原告（２４）は、東京電力福島第一・第二原子力発電所の建設工事にお
ける保温工事の現場監督として作業に従事した。保温工事においては、
配管やタービンに保温材を取り付ける作業や、保温材を加工する作業を
行った。昭和５５年３月までの間は上記発電所の建設工事が９割以上、
定期検査や改造工事が１割以下であったが、昭和６３年４月以降は定期
検査や改造工事のみに従事した。（甲Ｄ２４の１～３、原告（２４）本人）

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、原告（２４）の主要ばく露建材は保温材
（建材⑦、⑩）と認められる。そして、原告（２４）は、現場で使用し
ていた建材として被告ニチアスの製品であるシリカライトカバー、シリ
カライトボード、シリカライト水練り材、耐熱コンパウンド、クイック
ラグ、カポサイトカバー、アスベストクロス、アスベストペーパーを挙
げているところ、被告ニチアスの製品であることを知った理由として、
勤務先の資材担当に問い合わせた際の会話や、建材が現場に納品される
際の伝票に被告ニチアスの袋井工場、王寺工場、羽島工場との記載があ
ったこと、東京電力に提出する仕様書に被告ニチアスの製品を使用する
旨記載し、承認を受けていたことなどを挙げており、いずれも具体的で
不自然な点は見当たらない。なお、被告ニチアスは、「アスベストクロ
ス」「アスベストペーパー」「シリカライト水練り材」という名称の製品
を販売していないと主張するが、仮に一部の製品名につき正確でない点

があったとしても、被告ニチアスの製品を相当回数にわたり使用したことについての原告（24）の供述の信用性を揺るがすものとはいえない。

したがって、被告ニチアスの製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

5 ノ 被災者（25A）（原告（25））

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者（25A）（昭和9年2月25日生）は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から少なくとも平成9年12月までの約22年11か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D25の1）

10 （イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者（25A）は、昭和63年頃までの間は、主に鉄骨造戸建住宅の新築工事に年5件程度従事し、昭和62年頃からは主に木造戸建住宅の新築工事に年10件程度従事していた。鉄骨造建物の工事においては、鉄骨に天井とつなぐ吊り木を取り付けるため、取付箇所を剥がす作業を行ったほか、ボードを切断加工する作業も行った。木造建物の工事においては、ボードを切断加工する作業を行った。（甲D25の1～3、証人（25Ab））

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

原告（25）は、被災者（25A）の主要ばく露建材は吹付け材（建材①～③）、内装材（建材⑮、⑯、㉓、㉔）、外装材（建材⑳、㉑）であると主張する。

このうち建材①、③、④については、前記のとおりシェアを用いた建材現場到達事実の推認はできない。外装材については、屋外建材であるから被告企業らは警告義務を負わない。

25 建材②については、被告太平洋セメントのシェアが認定できる昭和50年1月1日から同年末までに被災者（25A）が従事した現場数は5

件程度であるから、シェアを用いて建材現場到達事実の推認をするには現場数が十分でないというべきである。

建材⑳については、被告ニチアスの製品は、主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用されていたところ、被災者（25A）は主に戸建住宅の現場に従事しており、その作業期間や年間の現場数にかんがみて、被告ニチアスの製品が多数回にわたり到達していたとは認められない。

以上によれば、建材⑮、⑯、㉑につき高いシェアを有していた被告A&AM及び被告MMKが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

ハ 被災者（26A）（原告（26））

（ア）石綿粉じんにはばく露した作業期間

被災者（26A）（昭和26年6月20日生）は、責任期間のうち、昭和50年4月から昭和51年11月まで、昭和52年4月から昭和58年12月まで、昭和59年5月から同年12月まで、昭和60年5月から昭和62年12月まで、昭和63年4月から平成13年3月まで、平成14年3月から平成18年8月31日までの合計約28年4か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D26の1）

（イ）石綿粉じんにはばく露した作業の内容

被災者（26A）は、北海道内において、主に木造住宅の工事に年5件程度従事し、そのうち新築工事が90%、改修工事が10%であった。新築工事では、ボードを切断加工する作業を行った。（甲D26の1・2）

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、被災者（26A）の主要ばく露建材は、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯石綿含有スレートボード・平板、㉑石綿含有けい酸カルシウム板第1種と認められる。このう

ち建材⑳については、被告ニチアスの製品は主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用されていたところ、被災者（26A）は住宅の工事にのみ従事していたから、その作業期間や年間の現場数にかんがみて、被告ニチアスの製品について建材現場到達事実は認められない。

5 以上によれば、北海道内において就労した被災者（26A）については、建材⑮、⑯、㉓につき高いシェアを有していた被告A&AMが製造販売した製品について、建材現場到達事实在が認められる。

ヒ 原告（27）

（ア）石綿粉じんにはばく露した作業期間

10 原告（27）（昭和24年9月24日生）は、責任期間のうち、昭和50年5月から同年11月まで（季節雇用7か月）、昭和51年4月から昭和56年6月まで（季節雇用45か月）、同年7月から同年12月まで（季節雇用6か月）、昭和57年4月から平成2年12月まで（季節雇用72か月）、平成3年7月から平成12年12月まで（季節雇用74
15 か月）、平成13年5月から平成14年12月まで（季節雇用14か月）の約18年2か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事した。

（甲D27の1～3）

（イ）石綿粉じんにはばく露した作業の内容

20 原告（27）は、北海道内において、主に木造戸建住宅の新築工事に従事し、ボード（スレートボード、けい酸カルシウム板、吸音板、石膏ボード）の切断加工作業を行った。従事した現場数は、平成12年12月までは1年度当たり平均13～14件程度、平成13年5月からは1年度当たり平均5～6件程度であった。（甲D27の1～3、原告（27）本人）

25 （ウ）主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、原告（27）の主要ばく露建材は、⑮石

綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑩石綿含有スレートボード・平板、⑬石綿含有けい酸カルシウム板第1種と認められる。

このうち建材⑬については、被告ニチアスの製品は主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用されていたところ、原告（27）が従事した現場のうち、10%は非住宅建物であり（甲D27の2・3）、従事した現場数にかんがみれば、非住宅建物の現場に20件を超える件数従事したと認められるから、被告ニチアスの製品につき建材現場到達事実が認められる。

建材⑭について、原告（27）は、本人尋問において、ロックウールは1軒で一部屋、二部屋は使っていた、大工をしている間ずっと頻繁に使用していたと供述しているものの、「事務所の天井みたいなどころにはしょっちゅう使っていました」とも述べており、原告（27）が従事した現場が主に戸建住宅であったことや、ロックウール吸音天井板以外の天井材も使用していた旨述べていることからすると、天井材全体のシェアに照らし、⑭石綿含有ロックウール吸音天井板を頻繁に使用していたとまでは認められない。

以上によれば、北海道内において就労した原告（27）については、建材⑩、⑪、⑬につき高いシェアを有していた被告A&AM及び被告ニチアスが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

フ 被災者（28A）（原告（28））

（ア）石綿粉じんにはばく露した作業期間

被災者（28A）（昭和18年1月2日生）は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から平成18年3月31日までの約31年3か月の間、配管資材の卸売業者として、石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D28の1）

（イ）石綿粉じんにはばく露した作業の内容

被災者（28A）は、週に2、3日程度の頻度で配管保温材等の納品のため取引先の会社や建設現場まで建材を運搬する作業に従事していたところ、納品準備のために梱包を解いた建材を再梱包したり、再梱包せずにそのまま運搬したりした際に、建材が擦れて飛散し、生じた石綿粉じんを吸い込むことがあった。また、建設現場に納品する際、吹付け作業が行われている現場に入ることがあった。（甲D28の1）

（ウ） 主要ばく露建材及び責任企業

原告（28）は、被災者（28A）の主要ばく露建材は、吹付け材（建材①～③）、保温材（建材⑥～⑩）、耐火被覆材（建材⑪、⑫）、断熱材（建材⑬、⑭）と主張する。

吹付け材（建材①～③）について、被災者（28A）は建設現場への納品の際に吹付け作業が行われて石綿が舞っている現場に入ることがあった旨述べているが（甲D28の1・78頁）、一つの現場に何回も行くこともあり（原告（28）本人）、被災者（28A）が入った吹付け作業現場の種類や数は不明といわざるを得ない。そうすると、シェアに基づいて建材現場到達事実を推認することはできない。

保温材（建材⑥～⑩）については、被災者（28A）が直接取り扱うことにより、石綿粉じんにばく露したと認められる。被災者（28A）の労災の聴取書には、保温材は昭和コーポレーションから買い入れていた旨の記載があり（甲D28の1・78頁）、同社の昭和52年におけるけい酸カルシウム保温材の扱いメーカー名としては「日本アスベスト」（被告ニチアス）との記載しかないが（乙シ302、303）、そのほかの年のデータは不明であり、昭和52年のデータのみをもって上記（ア）の期間中、被告ニチアスの製品のみを取り扱っていたとはいえない。そのほか被災者（28A）が取り扱った建材のメーカーや製品名に関する証拠はない。

そのほかの建材については、納品のために取り扱ったこと及び建設現場において当該建材により粉じんにはく露したことのいずれについても認めるに足りる証拠がないから、主要ばく露建材とは認められない。

以上によれば、保温材（建材⑥～⑩）のうち、シェアが認定できる建材⑦、⑩につき高いシェアを有していた被告A&AM及び被告ニチアスが製造販売した製品について、建材現場到達事実が認められる。

へ 被災者（29A）（原告（29））

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者（29A）（昭和27年1月15日生）は、責任期間のうち、昭和51年1月から平成17年10月31日までの約29年9か月の間、計装工及び空調メンテナンス工として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D29の1）

（イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者（29A）は、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建物において、計装工事（空調設備が適切に稼働するよう、計測器、制御装置、指示調節器などの機器を据え付けたり、調整したりする工事）に従事し、オフィスビル等の機械室で計測器や空調設備の点検及び修繕を行った。定期的に工事に行く現場及び単発で行く現場はそれぞれ年10件程度あり、新築工事は3割、改修工事は7割程度であった。新築工事の現場では、内装材の切断加工や吹付け作業などが行われている中で計測器や空調設備の調整を行った。改修工事の現場では、天井裏での作業で、天井裏に吹き付けられた石綿が舞う中で作業を行ったほか、バルブの保守点検のため、バルブを分解する際に、配管に付着した保温材の一部を外したり削ったりした。（甲D29の1～3）

（ウ）主要ばく露建材及び責任企業

原告（29）は、吹付け材（建材①～③）及び保温材（建材⑥～⑩）

が主要ばく露建材であると主張する。しかし、建材①、③は、前記のとおりシエアを用いて建材現場到達事実を推認することはできない。また、建材②については、昭和50年1月1日から同年末までの間は被告太平洋セメントが高いシエアを有していたことが認められるが、被災者（29A）の作業期間は昭和51年1月以降であり、重なり合いが認められないから、シエアを用いて建材現場到達事実を推認することはできない。保温材（建材⑥～⑩）については、被災者（29A）は、労災の調査時において保温材に関する作業については何ら述べておらず、同人の同僚であった（29Ab）も、バルブの保守点検の際、既設の保温材を外したり削ったりしたことや、配管業者が行う保温材の加工作業を隣で見たことについては述べているが、被災者（29A）が直接新規の保温材を加工したことについては特段述べていない（甲D29の1・3）。そうすると、被災者（29A）が新規の保温材を相当回数にわたり取り扱っていたかについては不明であるといわざるを得ないから、主要ばく露建材とは認められない。以上によれば、いずれの建材についても、建材現場到達事実は認められない。

ホ 被災者（30A）（原告（30））

（ア）石綿粉じんにはく露した作業期間

被災者（30A）（昭和24年6月5日生）は、責任期間のうち、昭和50年12月1日から平成15年4月15日までの約27年4か月の間、産業用機械の設計者として石綿粉じんばく露作業に従事した。（甲D30の1）

（イ）石綿粉じんにはく露した作業の内容

被災者（30A）は、昭和47年4月1日に株式会社小林製作所に入社し、上記（ア）の期間において加工機設計部に配属され、コーター（紙やフィルムの表面に塗材を塗布する産業用機械）の設計を担当した。被

工の上、現場に持ち込み、再度現場において加工した上、電動ドリルで穴を開け、ビスを使って家屋に取り付ける作業を行った。年間120件程度の現場に従事し、従事した建物の種類は、木造が8割、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造が各1割であった。屋根工事や外壁工事のほか、壁や間仕切りについてもフレキシブルボード等の切断・取付けを行っていた。(甲D31の1～3)

5 (ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、原告(31)の主要ばく露建材は、内装材(建材⑮、⑯、㉓)と認められる。原告(31)は、建材⑳、㉔、㉕、㉖も主要ばく露建材であると主張するが、建材⑳については天井材全体のシェアに照らすと、建材現場到達事実は認められない。建材㉕、㉖はいずれも外装材であるから、被告企業らは警告義務を負わない。

10 建材㉓について、被告ニチアスの製品は主に中高層ビル等の非住宅の現場で使用されていたところ、原告(31)は、主に住宅の新築・改修工事に従事していたから、被告ニチアスの製品が多数回にわたり到達していたとは認められない。

15 以上によれば、建材⑮、⑯、㉓につき高いシェアを有していた被告A&AM及び被告MMKが製造販売した製品について、建材現場到達事实在が認められる。

20 ミ 被災者(32A)(原告(32))

(ア) 石綿粉じんにはばく露した作業期間

被災者(32A)(昭和29年4月16日生)は、責任期間のうち、昭和50年1月1日から平成9年までの約22年間、ボード工、内装工として石綿粉じんばく露作業に従事した。(甲D32の1～3)

25 (イ) 石綿粉じんにはばく露した作業の内容

被災者(32A)は、高島屋工作所株式会社横浜工場において、高島

屋工作所が施工する現場で使用する内装材の加工作業を行ったほか、月
1～2回の頻度で、デパート、ホテル、官公庁等の店舗・事務所の新築・
改修工事現場において、主に内装材の加工・取付け作業を行った。工事
の種類の内訳は、新築工事が4割、改修工事が6割程度であった。(甲D
32の1～3、原告(32A)本人)

(ウ) 主要ばく露建材及び責任企業

上記の作業内容に照らせば、被災者(32A)の主要ばく露建材は、
内装材(建材⑮、⑯、㉓)と認められる。

原告(32)は、㉔ロックウール吸音天井板も主要ばく露建材であると主張する。しかし、被災者(32A)は、本人尋問において、ロックウール吸音天井板は工場ではほとんど使用しておらず、主に建設現場で使用していた、高島屋工作所で勤務していた当時、ロックウール吸音天井板などの建材の名前や種類は知らなかった旨述べており、天井材全体におけるシェアに照らすと、ロックウール吸音天井板が多数回にわたり到達していたとは認められない。

㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種について、被災者(32A)は主にデパート、ホテル、官公庁等の非住宅の現場に従事していたから、被告ニチアスの製品も到達していたと推認される。

以上によれば、建材⑮、⑯、㉓につき高いシェアを有していた被告A & AM、被告MMK及び被告ニチアスが製造販売した製品について建材現場到達事実が認められる。

4 責任企業が責任を負う範囲(寄与度)

(1) 総論

ア 前記のとおり、本件被災者らは、従事した建設現場において、責任企業が製造販売した石綿含有建材を自ら取り扱った際等に発生した石綿粉じんにはばく露したものであるが、そのほかにも、建材現場到達事実の認定に

5 至らなかった石綿含有建材から生じた石綿粉じんにもばく露することなどもあったものと考えられる。このように、責任企業の製品を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体の一部にとどまるという事情があるから、責任企業は、このような事情等を考慮して定まるその行為の損害の発生に対する寄与度に応じた範囲で損害賠償責任を負うというべきである。

イ 基本的な寄与度

10 被災者の就労状況は、同一職種においては大きく異なるものではなく、本件立証方法の考え方を踏まえると、主要ばく露建材が本件被災者らの石綿関連疾患のり患に寄与した基本的な割合は、特段の事情のない限り大きく異なるものではないと考えられる。各職種の就労状況、主要ばく露建材による石綿粉じんばく露状況等を踏まえると、各職種の基本的な寄与度は、以下のとおりと認めるのが相当である。

(ア) 左官、ガラスブロック工、タイル工 50%

15 (イ) 大工、家具取付け工、空調設備工、配管工、ダクト工、電気、塗装工、ボード工 45%

(ウ) 現場監督、建材卸売業者 40%

ウ 解体作業従事による減責

20 解体作業は、その性質上、大量の石綿粉じんを発生させるものであるから、各職種の基本的な建設作業に加え、解体作業に従事した被災者は、解体作業から生じる一定量の石綿粉じんにもばく露しており、それが石綿関連疾患の発症に一定の影響を与えているものと認められる。そこで、解体作業に従事した被災者との関係では、寄与度を10%減ずるのが相当である。

エ 責任期間による減責

25 石綿関連疾患の発症と石綿粉じんばく露期間との関係性に関する医学

的知見を踏まえると、被告企業らの建材製造販売期間と被災者の建設作業
従事期間とが重複する期間が、肺がん又は石綿肺については10年を、び
まん性胸膜肥厚については3年を、中皮腫については1年をそれぞれ下回
る場合には、寄与度を10%減ずるのが相当である。

5 このほか、被告企業らには、責任期間前の石綿粉じんばく露期間の長さ
に基づく寄与割合の修正をすべきであると主張する者もいるが、石綿粉じ
んばく露の開始から石綿関連疾患の発症まで長期間に及ぶことが少なく
なく、石綿粉じんの累積ばく露量が多いほど石綿関連疾患の発症リスクが
高まる点で、責任期間開始前後の石綿粉じんばく露が不可分一体となって
10 石綿関連疾患を生じさせたということができ、責任期間前の石綿粉じんば
く露期間の長さに基づき別途減責をするのが相当であるとはいえない。

(2) 各被災者についての個別検討

ア 被災者（1A）（原告（1））

被災者（1A）は、約28年2か月の間、タイル工及び配管工として石
綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。
15 被災者（1A）は肺がんになり患しているところ（甲D1の1）、被告企業ら
の製造販売期間と就労期間との重複期間は10年を超えているから、責任
期間による減責はしない。

イ 被災者（2A）（原告（2））

20 被災者（2A）は、約18年9か月の間、大工として石綿粉じんばく露
作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。被災者（2A）
は、解体作業に従事していたことが認められるから（甲D2の1）、寄与度
を10%減ずる。被災者（2A）は胸膜中皮腫になり患しているところ（甲
D2の1）、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を
25 超えているから、責任期間による減責はしない。

ウ 被災者（3A）（原告（3））

被災者（3 A）は、約1年3か月の間、ガラスブロック工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は50%と認める。被災者（3 A）は悪性胸膜中皮腫にり患しているところ（甲D3の1）、被告ノザワの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

エ 原告（4）

原告（4）は、約12年5か月の間、家具取付け工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。原告（4）は石綿肺（じん肺管理区分2）、続発性気管支炎にり患しているところ（甲D4の1）、被告A&AMの製造販売期間と就労期間との重複期間は10年を超えているから、責任期間による減責はしない。

オ 原告（6）

原告（6）は、約14年10か月の間、空調設備工、ダクト工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。原告（6）は、解体作業に従事していたことが認められるから（甲D6の2）、寄与度を10%減ずる。原告（6）はびまん性胸膜肥厚にり患しているところ（甲D6の1）、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は3年を超えているから、責任期間による減責はしない。

カ 原告（7）

原告（7）は、約24年10か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。原告（7）は、解体作業に従事していたことが認められるから（甲D7の1・2）、寄与度を10%減ずる。原告（7）は肺がんにり患しているところ（甲D7の1）、被告ニチアスの製造販売期間と就労期間との重複期間は10年を超えているから、責任期間による減責はしない。

キ 被災者（9 A）（原告（9））

被災者（9 A）は、約12年6か月の間、電工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。被災者（9 A）は悪性胸膜中皮腫にり患しているところ（甲D9の1）、被告A&AMの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間
5 による減責はしない。

ク 被災者（12 A）（原告（12-1）、原告（12-2））

被災者（12 A）は、約2年2か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。被災者（12 A）は胸膜中皮腫にり患しているところ（甲D12の1）、被告A&AMの製
10 造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

ケ 原告（13）

原告（13）は、約31年3か月の間、配管工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。原告（13）は
15 肺がんにり患しているところ（甲D13の1）、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は10年を下回るから、寄与度を10%減ずる。

コ 被災者（14 A）（原告（14））

被災者（14 A）は、約28年8か月の間、左官工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は50%と認める。被災者（1
20 4 A）は悪性胸膜中皮腫にり患しているところ（甲D14の1）、被告ノザワの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

サ 被災者（17 A）（原告（17-1）、原告（17-2）、原告（17-3）、原告（17-4））

被災者（17 A）は、約13年5か月の間、塗装工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。被災者（1
25

7 A) は胸膜中皮腫にり患しているところ(甲D 17の1)、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

シ 被災者(18 A)(原告(18))

5 被災者(18 A)は、約21年7か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。被災者(18 A)は悪性胸膜中皮腫にり患しているところ(甲D 18の1)、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

10 ス 被災者(20 A)(原告(20))

被災者(20 A)は、約27年6か月の間、塗装工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。被災者(20 A)は悪性胸膜中皮腫にり患しているところ(甲D 20の1)、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

15 セ 原告(21)

原告(21)は、約15年9か月の間、大工・内装工・吹付工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。原告(21)は解体作業に従事したことが認められるから(甲D 21の1・
20 2)、寄与度を10%減ずる。原告(21)は肺腺がんにり患しているところ(甲D 21の1)、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は10年を超えているから、責任期間による減責はしない。

ソ 被災者(22 A)(原告(22-1)、原告(22-2)、原告(22-3))

25 被災者(22 A)は、約15年7か月の間、左官工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は50%と認める。被災者(22 A)は肺がんにり患しているところ(甲D 22の1)、被告ノザワの製造

販売期間と就労期間との重複期間は10年を超えているから、責任期間による減責はしない。

タ 被災者（23A）（原告（23））

被災者（23A）は、約14年5か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。被災者（23A）は縦隔悪性中皮腫にり患しているところ（甲D23の1）、被告A&AMの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

チ 原告（24）

原告（24）は、約16年8か月の間、現場監督として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は40%と認める。原告（24）は悪性胸膜中皮腫にり患しているところ（甲D24の1）、被告ニチアスの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

ツ 被災者（25A）（原告（25））

被災者（25A）は、約22年11か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。被災者（25A）は悪性胸膜中皮腫にり患しているところ（甲D25の1）、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

テ 被災者（26A）（原告（26））

被災者（26A）は、約28年4か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は45%と認める。被災者（26A）は右悪性胸膜中皮腫にり患しているところ（甲D26の1）、被告A&AMの製造販売期間と就労期間との重複期間は1年を超えているから、責任期間による減責はしない。

ト 原告（２７）

原告（２７）は、約１８年２か月の間、大工として石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は４５％と認める。原告（２７）は解体作業に従事したことが認められるから（甲Ｄ２７の１・２）、寄与度を
5 １０％減ずる。原告（２７）は右上葉肺がんにかかっているところ（甲Ｄ２
７の１）、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は１０年を
超えているから、責任期間による減責はしない。

ナ 被災者（２８Ａ）（原告（２８））

被災者（２８Ａ）は、約３１年３か月の間、配管資材の卸売業者として、
10 石綿粉じんばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は４０％と認める。
被災者（２８Ａ）は悪性胸膜中皮腫にかかっているところ（甲Ｄ２８の１）、
被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は１年を超えている
から、責任期間による減責はしない。

ニ 原告（３１）

原告（３１）は、約３１年８か月の間、ボード工として石綿粉じんばく
15 露作業に従事したから、基本的な寄与度は４５％と認める。原告（３１）
は解体作業に従事したことが認められるから（甲Ｄ３１の１～３）、寄与
度を１０％減ずる。原告（３１）は悪性胸膜中皮腫にかかっているところ
（甲Ｄ３１の１）、被告企業らの製造販売期間と就労期間との重複期間は
20 １年を超えているから、責任期間による減責はしない。

ヌ 被災者（３２Ａ）（原告（３２））

被災者（３２Ａ）は、約２２年間、ボード工、内装工として石綿粉じん
25 ばく露作業に従事したから、基本的な寄与度は４５％と認める。被災者（３
２Ａ）は悪性腹膜中皮腫にかかっているところ（甲Ｄ３２の１）、被告企業
らの製造販売期間と就労期間との重複期間は１年を超えているから、責任
期間による減責はしない。

5 消滅時効

以上によれば、原告（19）の被告A&AMに対する請求及び原告らの被告日鉄ケミカルに対する請求はいずれも認められないから、消滅時効の成否につき判断を要しない。

5 第4 損害

1 基本慰謝料額

本件に顕れた一切の事情を考慮すると、本件被災者一人当たりの基本となる慰謝料額は、石綿肺（管理区分2、じん肺法所定の合併症あり）については1400万円、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に
10 り患した者は2300万円、上記各疾患にり患し死亡した者は2600万円とするのが相当である。

2 喫煙歴による損害賠償額の修正

喫煙歴も石綿ばく露歴もない人の発がんリスクを1とすると、喫煙歴があつて石綿ばく露歴がない人では10.85倍、喫煙歴がなく石綿ばく露歴がある
15 人では5.17倍、喫煙歴も石綿ばく露歴もある人は53.24倍になると報告されており（前提事実3(2)イ）、喫煙が石綿を原因とする肺がんのり患リスクを相乗的に高めていることは明らかである。他方で、個々の喫煙量や喫煙期間がどの程度肺がんの発症に影響を与えるかは不明瞭であることも考慮すると、肺がんにり患した被災者に喫煙歴がある場合には、損害の公平な分担の見
20 地に照らし、民法722条2項を類推適用し、慰謝料額を10%減額するのが相当である。

3 弁護士費用及び遅延損害金

本件事案の内容等、本件に顕れた一切の事情を考慮すると、被告企業らの責任と相当因果関係のある弁護士費用としては、各慰謝料額の1割に相当する金額が相当である。また、遅延損害金の起算日は、被災者らの石綿関連疾患の発
25 症日であり、遅延損害金の利率は、同起算日当時の法定利率による。

4 各原告の認容額

以上によれば、各原告の認容額は、以下のとおりである（別紙2 認容額等一覧参照）。

(1) 原告（1）

5 ア 石綿関連疾患の発症

被災者（1 A）は、平成26年1月6日、肺がんを発症した。（甲D1の1）

イ 相続関係

被災者（1 A）は、同年3月10日に死亡した。相続人は、原告（1）、
10 （1 A）及び（1 A b）であったが、（1 A a）が同年8月15日に死亡したため、その相続人である原告（1）及び（1 A b）の間の令和3年5月7日付け遺産分割協議により、被災者（1 A）の被告企業らに対する損害賠償請求権について、（1 A a）が相続した分も含めて全て原告（1）が相続した。（甲D1の4～19）

15 ウ 認容額

（ア）基本慰謝料額 2600万円

（イ）寄与度 45%

（ウ）喫煙減額（甲D1の1～3、原告（1）本人） 90%

（エ）上記修正後の慰謝料額 1053万円

20 （オ）弁護士費用 105万3000円

（カ）合計

1158万3000円及びこれに対する平成26年1月6日（発症日）から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(2) 原告（2）

25 ア 石綿関連疾患の発症

被災者（2 A）は、平成25年10月16日、悪性胸膜中皮腫を発症し

た。(甲D2の1)

イ 相続関係

被災者(2A)は、平成29年4月24日に死亡した。相続人は、原告(2)ほか1名であったが、相続人らの間の令和3年7月19日付け遺産分割協議により、原告(2)が、被災者(2A)の被告企業らに対する損害賠償請求権を全て相続した。(甲D2の5~15)

ウ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 2600万円

(イ) 寄与度 45%

(ウ) 解体作業減責 90%

(エ) 上記修正後の慰謝料額 1053万円

(オ) 弁護士費用 105万3000円

(カ) 合計

1158万3000円及びこれに対する平成25年10月16日(発症日)から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(3) 原告(3)

ア 石綿関連疾患の発症

被災者(3A)は、平成19年5月23日、悪性胸膜中皮腫を発症した。

(甲D3の1)

イ 相続関係

被災者(3A)は、平成20年8月15日に死亡した。相続人は、原告(3)ほか3名であったが、このうち原告(3)を除く3名はいずれも相続放棄したため、原告(3)が被災者(3A)を単独で相続した。(甲D3の3~9)

ウ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 2600万円

(イ) 寄与度 50%

(ウ) 上記修正後の慰謝料額 1300万円

(エ) 弁護士費用 130万円

(オ) 合計

5 1430万円及びこれに対する平成19年5月23日（発症日）から
支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(4) 原告（4）

ア 石綿関連疾患の発症

10 原告（4）は、平成29年9月22日、石綿肺（じん肺管理区分2）、続
発性気管支炎を発症した。（甲D4の1）

イ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 1400万円

(イ) 寄与度 45%

(ウ) 上記修正後の慰謝料額 630万円

15 (エ) 弁護士費用 63万円

(オ) 合計

693万円及びこれに対する平成29年9月22日（発症日）から支
払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(5) 原告（6）

20 ア 石綿関連疾患の発症

原告（6）は、平成29年1月20日、びまん性胸膜肥厚を発症した。
(甲D6の1)

イ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 2300万円

25 (イ) 寄与度 45%

(ウ) 解体作業減責 90%

(エ) 上記修正後の慰謝料額 931万5000円

(オ) 弁護士費用 93万1500円

(カ) 合計

1024万6500円及びこれに対する平成29年1月20日(発症

5 日)から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(6) 原告(7)

ア 石綿関連疾患の発症

原告(7)は、平成26年4月30日、肺がんを発症した。(甲D7の1)

イ 認容額

10 (ア) 基本慰謝料額 2300万円

(イ) 寄与度 45%

(ウ) 解体作業減責 90%

(エ) 喫煙減額 なし

(オ) 上記修正後の慰謝料額 931万5000円

15 (カ) 弁護士費用 93万1500円

(キ) 合計

1024万6500円及びこれに対する平成26年4月30日(発症

日)から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(7) 原告(9)

20 ア 石綿関連疾患の発症

被災者(9A)は、平成30年11月15日、悪性胸膜中皮腫を発症した。(甲D9の1)

イ 相続関係

被災者(9A)は、令和4年7月13日に死亡した。相続人は、原告(9)

25 ほかに2名であったが、被災者(9A)の遺言により、原告館山裕美が、被告企業らに対する損害賠償請求権を含む一切の財産を単独で相続した。

(甲D9の9～甲D9の10の2)

ウ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 2600万円

(イ) 寄与度 45%

5 (ウ) 上記修正後の慰謝料額 1170万円

(エ) 損害の填補

原告館山裕美は、令和5年4月7日、被告国から建設アスベスト給付金として1300万円の支払を受けた(甲D9の5・6)。また、原告館山裕美は、同年6月13日、被災者(9A)の勤務先であった株式会社
10 オーツカから和解金1200万円の支払を受けた(甲9の7・8)。これらを上記(ア)の基本慰謝料額及びこれに対する遅延損害金に充当すると、残元金は688万4624円となり(充当関係は別紙7原告(9)充当関係のとおり)、これは上記(ウ)の修正後の慰謝料額を下回るから、被告企業らに請求できる慰謝料額は688万4624円となる。

15 (オ) 弁護士費用 68万8462万円

(カ) 合計

757万3086円及びこれに対する令和5年6月14日(元勤務先から和解金の支払を受けた日の翌日)から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

20 (8) 原告(12-1)、原告(12-2)

ア 石綿関連疾患の発症

被災者(12A)は、平成27年8月20日、胸膜中皮腫を発症した。

(甲D12の1)

イ 相続関係

25 被災者(12A)は、平成30年3月19日に死亡した。相続人は、原告(12-1)、原告(12-2)ほか3名であり、原告(12-1)の法

定相続分は2分の1、原告（12-2）の法定相続分は8分の1である。

（甲D12の3～14）

ウ 認容額

（ア）基本慰謝料額 2600万円

5 相続分に応じた額 原告（12-1）分 1300万円
原告（12-2）分 325万円

（イ）寄与度 45%

（ウ）上記修正後の慰謝料額 1170万円

10 相続分に応じた額 原告（12-1）分 585万円
原告（12-2）分 146万2500円

（エ）弁護士費用

原告（12-1）分 58万5000円

原告（12-2）分 14万6250円

（オ）合計

15 原告（12-1）分 643万5000円及びこれに対する平成27年8月20日（発症日）から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金
原告（12-2）分 160万8750円及びこれに対する上記と同様の遅延損害金

20 (9) 原告（13）

ア 石綿関連疾患の発症

原告（13）は、平成24年11月13日、肺がんを発症した。（甲D13の1）

イ 認容額

25 （ア）基本慰謝料額 2300万円

（イ）寄与度 45%

(ウ) 責任期間減責 90%

(エ) 喫煙減額 (甲D13の1) 90%

(オ) 上記修正後の慰謝料額 838万3500円

(カ) 弁護士費用 83万8350円

5

(キ) 合計

922万1850円及びこれに対する平成24年11月13日(発症日)から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(10) 原告(14)

ア 石綿関連疾患の発症

10

被災者(14A)は、令和2年9月10日、悪性胸膜中皮腫を発症した。

(甲D14の1)

イ 相続関係

15

被災者(14A)は、令和2年12月1日に死亡した。相続人は、原告(14)ほか3名であったが、相続人らの間の令和3年8月28日付け遺産分割協議により、原告(14)が、被災者(14A)の被告企業らに対する損害賠償請求権全てを相続した。(甲D14の5~15)

ウ 認容額

(ア) 基本慰謝料 2600万円

(イ) 寄与度 50%

20

(ウ) 上記修正後の慰謝料額 1300万円

(エ) 弁護士費用 130万円

(オ) 合計

1430万円及びこれに対する令和2年9月10日(発症日)から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金

25

(11) 原告(17-1)、原告(17-2)、原告(17-3)、原告(17-4)

ア 石綿関連疾患の発症

被災者（17A）は、令和2年5月18日、悪性胸膜中皮腫を発症した。

（甲D17の1）

イ 相続関係

被災者（17A）は、令和2年12月23日に死亡した。相続人は、原告（17-1）、原告（17-2）、原告（17-3）、原告（17-4）ほか2名であり、それぞれの法定相続分は、原告（17-1）が2分の1、原告（17-2）、原告（17-3）及び原告（17-4）が各10分の1である。（甲D17の10～21）

ウ 認容額

（ア）基本慰謝料 2600万円

相続分に応じた額

原告（17-1）分 1300万円

原告（17-2）、原告（17-3）、原告（17-4）分 各260万円

（イ）寄与度 45%

（ウ）上記修正後の慰謝料額

相続分に応じた額

原告（17-1）分 585万円

原告（17-2）、原告（17-3）、原告（17-4）分 各117万円

（エ）弁護士費用

原告（17-1）分 58万5000円

原告（17-2）、原告（17-3）、原告（17-4）分 各11万7000円

（オ）合計

原告（17-1）分 643万5000円及びこれに対する令和2年

5月18日(発症日)から支払済みまで民法所定の
年3%の割合による遅延損害金

原告(17-2)、原告(17-3)、原告(17-4)分

各128万7000円及びこれに対する上記と同
様の遅延損害金

5

(12) 原告(18)

ア 石綿関連疾患の発症

被災者(18A)は、平成26年12月26日、悪性胸膜中皮腫を発症
した。(甲D18の1)

10

イ 相続関係

被災者(18A)は、令和2年10月5日に死亡した。相続人は、原告
(18)ほか2名であったが、相続人らの間の令和3年10月15日付け
遺産分割協議により、原告(18)が被災者(18A)の被告企業らに対
する損害賠償請求権を全て相続した。(甲D18の5~13)

15

ウ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 2600万円

(イ) 寄与度 45%

(ウ) 上記修正後の慰謝料額 1170万円

(エ) 弁護士費用 117万円

20

(オ) 合計

1287万円及びこれに対する平成26年12月26日(発症日)か
ら支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(13) 原告(20)

ア 石綿関連疾患の発症

25

被災者(20A)は、平成14年3月27日、悪性胸膜中皮腫を発症し
た。(甲D20の1)

イ 相続関係

被災者（20A）は、平成14年7月16日に死亡した。相続人は、竹村由美子ほか1名であり、竹村由美子の法定相続分は3分の2であったが、竹村由美子は令和5年7月26日に死亡したため、その相続人である原告（20）が竹村由美子の相続分を単独で相続した。（甲D20の2～15、
5 弁論の全趣旨）

ウ 認容額

（ア）基本慰謝料額 2600万円

相続分に応じた額 1733万3333円

10 （イ）寄与度 45%

（ウ）上記修正後の慰謝料額 780万円

（エ）弁護士費用 78万円

（オ）合計

858万円及びこれに対する平成14年3月27日から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金
15

(14) 原告（21）

ア 石綿関連疾患の発症

原告（21）は、平成28年2月8日、肺腺がんを発症した。（甲D21の1）

20 イ 認容額

（ア）基本慰謝料額 2300万円

（イ）寄与度 45%

（ウ）解体作業減責 90%

（エ）喫煙減額（甲D21の1） 90%

25 （オ）上記修正後の慰謝料額 838万3500円

（カ）弁護士費用 83万8350円

(キ) 合計

922万1850円及びこれに対する平成28年2月8日（発症日）
から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(15) 原告（22-1）、原告（22-2）、原告（22-3）

5 ア 石綿関連疾患の発症

被災者（22A）は、平成31年4月1日、肺がんを発症した。（甲D2
2の1）

イ 相続関係

10 被災者（22A）は、令和2年4月15日に死亡した。相続人は、原告
（22-1）、原告（22-2）、原告（22-3）ほか1名であり、法定
相続分は原告（22-1）が2分の1、原告（22-2）及び原告（22
-3）が各6分の1である。（甲D22の3～14）

ウ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 2600万円

15 相続分に応じた額

原告（22-1）分 1300万円

原告（22-2）、原告（22-3）分 各433万3333円

(イ) 寄与度 50%

(ウ) 喫煙減額（甲D22の1） 90%

20 (エ) 上記修正後の慰謝料額

相続分に応じた額

原告（22-1）分 585万円

原告（22-2）、原告（22-3）分 各195万円

(オ) 弁護士費用

25 原告（22-1）分 58万5000円

原告（22-2）、原告（22-3）分 各19万5000円

(カ) 合計

原告（２２－１）分 ６４３万５０００円及びこれに対する平成３１年４月１日（発症日）から支払済みまで旧民法所定の年５％の割合による遅延損害金

5

原告（２２－２）、原告（２２－３）分

各２１４万５０００円及びこれに対する上記と同様の遅延損害金

(16) 原告（２３）

ア 石綿関連疾患の発症

10

被災者（２３Ａ）は、平成３１年３月１８日、縦隔悪性中皮腫を発症した。（甲D２３の１）

イ 相続関係

15

被災者（２３Ａ）は、令和元年１２月２２日に死亡した。原告（２３）は、被災者（２３Ａ）の公正証書遺言（旭川公証人合同役場令和元年第５５８号）により、被災者（２３Ａ）の遺産の全部を単独で相続した。（甲D２３の３）

ウ 認容額

（ア）基本慰謝料額 ２６００万円

（イ）寄与度 ４５％

20

（ウ）上記修正後の慰謝料額 １１７０万円

（エ）弁護士費用 １１７万円

（オ）合計

１２８７万円及びこれに対する平成３１年３月１８日（発症日）から支払済みまで旧民法所定の年５％の割合による遅延損害金

25

(17) 原告（２４）

ア 原告（２４）は、令和元年１１月２８日、悪性胸膜中皮腫を発症した。

(甲D24の1)

イ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 2300万円

(イ) 寄与度 40%

5 (ウ) 上記修正後の慰謝料額 920万円

(エ) 弁護士費用 92万円

(オ) 合計

1012万円及びこれに対する令和元年11月28日(発症日)から
支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

10 (18) 原告(25)

ア 石綿関連疾患の発症

被災者(25A)は、平成26年3月31日、悪性胸膜中皮腫を発症した。(甲D25の1)

イ 相続関係

15 被災者(25A)は、平成27年4月17日に死亡した。相続人は、原告(25)ほか3名であったが、相続人らの間の同年5月10日付け遺産分割協議により、原告(25)が被災者(25A)の被告企業らに対する損害賠償請求権を全て相続した。(甲D25の4~9)

ウ 認容額

20 (ア) 基本慰謝料額 2600万円

(イ) 寄与度 45%

(ウ) 上記修正後の慰謝料額 1170万円

(エ) 弁護士費用 117万円

(オ) 合計

25 1287万円及びこれに対する平成26年3月31日(発症日)から
支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(19) 原告（26）

ア 石綿関連疾患の発症

被災者（26A）は、令和元年12月19日、右悪性胸膜中皮腫を発症した。（甲D26の1）

5 イ 相続関係

被災者（26A）は、令和7年2月1日に死亡した。相続人は、原告（26）ほか2名であったが、相続人らの間の同年3月21日付け遺産分割協議により、原告（26）が被災者（26A）の被告企業らに対する損害賠償請求権を全て相続した。（甲D26の3～8）

10 ウ 認容額

（ア）基本慰謝料額 2600万円

（イ）寄与度 45%

（ウ）上記修正後の慰謝料額 1170万円

（エ）弁護士費用 117万円

15 （オ）合計

1287万円及びこれに対する令和2年2月5日（発症日後の日）から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(20) 原告（27）

ア 石綿関連疾患の発症

20 原告（27）は、平成28年4月22日、右上葉肺がんを発症した。（甲D27の1）

イ 認容額

（ア）基本慰謝料額 2300万円

（イ）寄与度 45%

25 （ウ）解体作業減責 90%

（エ）喫煙減額（甲D27の1） 90%

(オ) 上記修正後の慰謝料額 838万3500円

(カ) 弁護士費用 83万8350円

(キ) 合計

922万1850円及びこれに対する平成28年4月22日(発症日)

から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(21) 原告(28)

ア 石綿関連疾患の発症

被災者(28A)は、平成30年1月23日、悪性胸膜中皮腫を発症した。(甲D28の1)

イ 相続関係

被災者(28A)は、令和元年8月19日に死亡した。相続人は、原告(28)ほか2名であったが、相続人らの間の令和3年9月10日付け遺産分割協議により、原告(28)が被災者(28A)の被告企業らに対する損害賠償請求権を全て相続した。(甲D28の3~9)

ウ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 2600万円

(イ) 寄与度 40%

(ウ) 上記修正後の慰謝料額 1040万円

(エ) 弁護士費用 104万円

(オ) 合計

1144万円及びこれに対する平成30年1月23日(発症日)か

ら支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

(22) 原告(31)

ア 石綿関連疾患の発症

原告(31)は、令和2年11月25日、悪性胸膜中皮腫を発症した。

(甲D31の1)

イ 認容額

(ア) 基本慰謝料額 2300万円

(イ) 寄与度 45%

(ウ) 解体作業減責 90%

5 (エ) 上記修正後の慰謝料額 931万5000円

(オ) 弁護士費用 93万1500円

(カ) 合計

1024万6500円及びこれに対する令和2年11月25日(発症日)から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金

10 (23) 原告(32)

ア 石綿関連疾患の発症

被災者(32A)は、平成30年12月6日、悪性腹膜中皮腫を発症した。(甲D32の1)

イ 相続関係

15 被災者(32A)は、令和7年1月9日に死亡した。相続人は、原告(32)ほか2名であったが、相続人らの間の同年5月24日付け遺産分割協議により、原告(32)が被災者(32A)の被告企業らに対する損害賠償請求権を全て相続した。(甲D32の5~15)

ウ 認容額

20 (ア) 基本慰謝料額 2600万円

(イ) 寄与度 45%

(ウ) 上記修正後の慰謝料額 1170万円

(エ) 損害の填補

25 被災者(32A)と被告国との間で、令和6年3月15日、被告国が損害の填補として1150万円を支払う旨の訴訟上の和解が成立した。これを上記(ア)から控除しても上記(ウ)を上回るから、被告国

からの和解金の受領は被告企業らが支払うべき慰謝料額に影響しない。

(エ) 弁護士費用 117万円

(オ) 合計

5 1287万円及びこれに対する平成30年12月6日から支払済みまで旧民法所定の年5%の割合による遅延損害金

第4章 結論

10 以上によれば、原告らの被告らに対する請求は、別紙2認容額等一覧の「原告」欄記載の各原告につき、同「被告」欄記載の各被告に対して同「認容額」欄記載の金額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第8民事部

15 裁判長裁判官 中山 雅 之

裁判官 清 野 英 之

20

裁判官宮内初音は差支えのため署名押印することができない。

25 裁判長裁判官 中山 雅 之

認容額等一覧

(別紙2)

原告番号	原告	被告	石綿関連疾患名	発症日	死亡日	基本慰謝料	基本寄与度	解体作業減責	責任期間減責	喫煙修正	小計	弁護士費用	認容額	遅延損害金起算日	遅延損害金の割合	担保額
1	(1)	A & AM、ノザワ、MMK	肺癌	平成26年1月6日	平成26年3月10日	¥26,000,000	45%	100%	100%	90%	¥10,530,000	¥1,053,000	¥11,583,000	平成26年1月6日	年5%	¥9,300,000
2	(2)	A & AM、MMK	悪性胸膜中皮腫	平成25年10月16日	平成29年4月24日	¥26,000,000	45%	90%	100%	100%	¥10,530,000	¥1,053,000	¥11,583,000	平成25年10月16日	年5%	¥9,300,000
3	(3)	ノザワ	悪性胸膜中皮腫	平成19年5月23日	平成20年8月15日	¥26,000,000	50%	100%	100%	100%	¥13,000,000	¥1,300,000	¥14,300,000	平成19年5月23日	年5%	¥11,500,000
4	(4)	A & AM	石綿肺（管理区分2）、 続発性気管支炎	平成29年9月22日	—	¥14,000,000	45%	100%	100%	100%	¥6,300,000	¥630,000	¥6,930,000	平成29年9月22日	年5%	¥5,600,000
6	(6)	A & AM、ニチアス	びまん性胸膜肥厚	平成29年1月20日	—	¥23,000,000	45%	90%	100%	100%	¥9,315,000	¥931,500	¥10,246,500	平成29年1月20日	年5%	¥8,200,000
7	(7)	ニチアス	肺癌	平成26年4月30日	—	¥23,000,000	45%	90%	100%	100%	¥9,315,000	¥931,500	¥10,246,500	平成26年4月30日	年5%	¥8,200,000
9	(9)	A & AM	悪性胸膜中皮腫	平成30年11月15日	令和4年7月13日	¥26,000,000	45%	100%	100%	100%	¥6,884,624	¥688,462	¥7,573,086	令和5年6月14日	年5%	¥6,100,000
12-1	(12-1)	A & AM	胸膜中皮腫	平成27年8月20日	平成30年3月19日	¥13,000,000	45%	100%	100%	100%	¥5,850,000	¥585,000	¥6,435,000	平成27年8月20日	年5%	¥5,200,000
12-2	(12-2)	A & AM	胸膜中皮腫	平成27年8月20日	平成30年3月19日	¥3,250,000	45%	100%	100%	100%	¥1,462,500	¥146,250	¥1,608,750	平成27年8月20日	年5%	¥1,300,000
13	(13)	A & AM、ニチアス	肺癌	平成24年11月13日	—	¥23,000,000	45%	100%	90%	90%	¥8,383,500	¥838,350	¥9,221,850	平成24年11月13日	年5%	¥7,400,000
14	(14)	ノザワ	悪性胸膜中皮腫	令和2年9月10日	令和2年12月1日	¥26,000,000	50%	100%	100%	100%	¥13,000,000	¥1,300,000	¥14,300,000	令和2年9月10日	年3%	¥11,500,000
17-1	(17-1)	A & AM、ニチアス、ノザワ、 MMK	悪性胸膜中皮腫	令和2年5月18日	令和2年12月23日	¥13,000,000	45%	100%	100%	100%	¥5,850,000	¥585,000	¥6,435,000	令和2年5月18日	年3%	¥5,200,000
17-2	(17-2)	A & AM、ニチアス、ノザワ、 MMK	悪性胸膜中皮腫	令和2年5月18日	令和2年12月23日	¥2,600,000	45%	100%	100%	100%	¥1,170,000	¥117,000	¥1,287,000	令和2年5月18日	年3%	¥1,100,000
17-3	(17-3)	A & AM、ニチアス、ノザワ、 MMK	悪性胸膜中皮腫	令和2年5月18日	令和2年12月23日	¥2,600,000	45%	100%	100%	100%	¥1,170,000	¥117,000	¥1,287,000	令和2年5月18日	年3%	¥1,100,000
17-4	(17-4)	A & AM、ニチアス、ノザワ、 MMK	悪性胸膜中皮腫	令和2年5月18日	令和2年12月23日	¥2,600,000	45%	100%	100%	100%	¥1,170,000	¥117,000	¥1,287,000	令和2年5月18日	年3%	¥1,100,000
18	(18)	A & AM、MMK	悪性胸膜中皮腫	平成26年12月26日	令和2年10月5日	¥26,000,000	45%	100%	100%	100%	¥11,700,000	¥1,170,000	¥12,870,000	平成26年12月26日	年5%	¥10,300,000
20	(20)	A & AM、ニチアス、ノザワ、 MMK	悪性胸膜中皮腫	平成14年3月27日	平成14年7月16日	¥17,333,333	45%	100%	100%	100%	¥7,800,000	¥780,000	¥8,580,000	平成14年3月27日	年5%	¥6,900,000
21	(21)	A & AM、ニチアス、MMK	肺腺がん	平成28年2月8日	—	¥23,000,000	45%	90%	100%	90%	¥8,383,500	¥838,350	¥9,221,850	平成28年2月8日	年5%	¥7,400,000
22-1	(22-1)	ノザワ	肺癌	平成31年4月5日	令和2年4月15日	¥13,000,000	50%	100%	100%	90%	¥5,850,000	¥585,000	¥6,435,000	平成31年4月5日	年5%	¥5,200,000
22-2	(22-2)	ノザワ	肺癌	平成31年4月5日	令和2年4月15日	¥4,333,333	50%	100%	100%	90%	¥1,950,000	¥195,000	¥2,145,000	平成31年4月5日	年5%	¥1,800,000
22-3	(22-3)	ノザワ	肺癌	平成31年4月5日	令和2年4月15日	¥4,333,333	50%	100%	100%	90%	¥1,950,000	¥195,000	¥2,145,000	平成31年4月5日	年5%	¥1,800,000
23	(23)	A & AM	胸膜中皮腫	平成31年3月18日	令和1年12月22日	¥26,000,000	45%	100%	100%	100%	¥11,700,000	¥1,170,000	¥12,870,000	平成31年3月18日	年5%	¥10,300,000
24	(24)	ニチアス	悪性（胸膜）中皮腫	令和元年11月28日	—	¥23,000,000	40%	100%	100%	100%	¥9,200,000	¥920,000	¥10,120,000	令和元年11月28日	年5%	¥8,100,000
25	(25)	A & AM、MMK	悪性胸膜中皮腫	平成26年3月31日	平成27年4月17日	¥26,000,000	45%	100%	100%	100%	¥11,700,000	¥1,170,000	¥12,870,000	平成26年3月31日	年5%	¥10,300,000
26	(26)	A & AM	右悪性胸膜中皮腫	令和元年12月19日	令和7年2月1日	¥26,000,000	45%	100%	100%	100%	¥11,700,000	¥1,170,000	¥12,870,000	令和2年2月5日	年5%	¥10,300,000
27	(27)	A & AM、ニチアス	右上葉肺がん（石綿肺）	平成28年4月22日	—	¥23,000,000	45%	90%	100%	90%	¥8,383,500	¥838,350	¥9,221,850	平成28年4月22日	年5%	¥7,400,000
28	(28)	A & AM、ニチアス	悪性胸膜中皮腫	平成30年1月23日	令和1年8月19日	¥26,000,000	40%	100%	100%	100%	¥10,400,000	¥1,040,000	¥11,440,000	平成30年1月23日	年5%	¥9,200,000
31	(31)	A & AM、MMK	悪性胸膜中皮腫	令和2年11月25日	—	¥23,000,000	45%	90%	100%	100%	¥9,315,000	¥931,500	¥10,246,500	令和2年11月25日	年3%	¥8,200,000
32	(32)	A & AM、ニチアス、MMK	悪性腹膜中皮腫	平成30年12月6日	令和7年1月9日	¥26,000,000	45%	100%	100%	100%	¥11,700,000	¥1,170,000	¥12,870,000	平成30年12月6日	年5%	¥10,300,000

訴訟費用一覧

- 1 原告(1)に生じた費用はこれを5分し、その2を原告(1)の負担とし、その余を被告A&AM、被告ノザワ及び被告MMKの負担とする。
- 5 2 原告(2)に生じた費用はこれを5分し、その2を原告(2)の負担とし、その余を被告A&AM及び被告MMKの負担とする。
- 3 原告(3)に生じた費用はこれを4分し、その1を原告(3)の負担とし、その余を被告ノザワの負担とする。
- 4 原告(4)に生じた費用はこれを20分し、その13を原告(4)の負担とし、
10 その余を被告A&AMの負担とする。
- 5 原告(5)に生じた費用は、原告(5)の負担とする。
- 6 原告(6)に生じた費用はこれを20分し、その9を原告(6)の負担とし、その余を被告A&AM及び被告ニチアスの負担とする。
- 7 原告(7)に生じた費用はこれを20分し、その9を原告(7)の負担とし、
15 その余を被告ニチアスの負担とする。
- 8 原告(8)に生じた費用は、原告(8)の負担とする。
- 9 原告(9)に生じた費用はこれを5分し、その3を原告(9)の負担とし、その余を被告A&AMの負担とする。
- 10 原告(10)に生じた費用は、原告(10)の負担とする。
- 20 11 原告(11-1)及び原告(11-2)に生じた費用は、原告(11-1)及び原告(11-2)の負担とする。
- 12 原告(12-1)及び原告(12-2)に生じた費用はこれを3分し、その1を原告(12-1)及び原告(12-2)の負担とし、その余を被告A&AMの負担とする。
- 25 13 原告(13)に生じた費用はこれを2分し、その1を原告(13)の負担とし、その余を被告A&AM及び被告ニチアスの負担とする。

- 1 4 原告（1 4）に生じた費用はこれを4分し、その1を原告（1 4）の負担とし、
その余を被告ノザワの負担とする。
- 1 5 原告（1 5）に生じた費用は、原告（1 5）の負担とする。
- 1 6 原告（1 6－1）、原告（1 6－2）及び原告（1 6－3）に生じた費用は、原
告（1 6－1）、原告（1 6－2）及び原告（1 6－3）の負担とする。
- 1 7 原告（1 7－1）、原告（1 7－2）、原告（1 7－3）及び原告（1 7－4）
に生じた費用はこれを3分し、その1を原告（1 7－1）、原告（1 7－2）、原
告（1 7－3）及び原告（1 7－4）の負担とし、その余を被告A&AM、被告
ニチアス、被告ノザワ及び被告MMKの負担とする。
- 1 8 原告（1 8）に生じた費用はこれを3分し、その1を原告（1 8）の負担とし、
その余を被告A&AM及び被告MMKの負担とする。
- 1 9 原告（1 9）に生じた費用は、原告（1 9）の負担とする。
- 2 0 原告（2 0）に生じた費用はこれを3分し、その1を原告（2 0）の負担とし、
その余を被告A&AM、被告ニチアス、被告ノザワ及び被告MMKの負担とする。
- 2 1 原告（2 1）に生じた費用はこれを3分し、その2を原告（2 1）の負担とし、
その余を被告A&AM、被告ニチアス及び被告MMKの負担とする。
- 2 2 原告（2 2－1）、原告（2 2－2）及び原告（2 2－3）に生じた費用はこれ
を2 0分し、その1 1を原告（2 2－1）、原告（2 2－2）及び原告（2 2－3）
の負担とし、その余を被告ノザワの負担とする。
- 2 3 原告（2 3）に生じた費用はこれを2 0分し、その1 1を原告（2 3）の負担
とし、その余を被告A&AMの負担とする。
- 2 4 原告（2 4）に生じた費用はこれを2 0分し、その1 3を原告（2 4）の負担
とし、その余を被告ニチアスの負担とする。
- 2 5 原告（2 5）に生じた費用はこれを2 0分し、その1 1を原告（2 5）の負担
とし、その余を被告A&AM及び被告MMKの負担とする。
- 2 6 原告（2 6）に生じた費用はこれを2 0分し、その1 1を原告（2 6）の負担

とし、その余を被告A&AMの負担とする。

27 原告(27)に生じた費用はこれを3分し、その2を原告(27)の負担とし、その余を被告A&AM及び被告ニチアスの負担とする。

28 原告(28)に生じた費用はこれを5分し、その1を原告(28)の負担とし、
5 その余を被告A&AM及び被告ニチアスの負担とする。

29 原告(29)に生じた費用は、原告(29)の負担とする。

30 原告(30)に生じた費用は、原告(30)の負担とする。

31 原告(31)に生じた費用はこれを10分し、その3を原告(31)の負担とし、その余を被告A&AM及び被告MMKの負担とする。

10 32 原告(32)に生じた費用はこれを10分し、その1を原告(32)の負担とし、その余を被告A&AM、被告ニチアス及び被告MMKの負担とする。

33 被告国に生じた費用は、原告(15)及び原告(19)の負担とする。

34 被告AGC、被告クボタ、被告ケイミュー株式会社、被告神島化学、被告DAIKEN株式会社、被告日鉄ケミカル、被告太平洋セメント、被告ニチハ、被告
15 日東紡績、被告日本インシュレーション、被告バルカー及び被告パナソニックに生じた費用は、それぞれ別紙4(原告被告企業対照表)の対応する被告企業の列に○印が記載された原告らの負担とする。

35 被告A&AMに生じた費用はこれを1620分し、その24を原告(1)の、その24を原告(2)の、その39を原告(4)の、その60を原告(5)の、
20 その27を原告(6)の、その60を原告(8)の、その36を原告(9)の、その60を原告(10)の、その60を原告(11-1)及び原告(11-2)の、その20を原告(12-1)及び原告(12-2)の、その30を原告(13)の、その60を原告(15)の、その60を原告(16-1)、原告(16-2)及び原告(16-3)の、その20を原告(17-1)、原告(17-2)、
25 原告(17-3)及び原告(17-4)の、その20を原告(18)の、その60を原告(19)の、その20を原告(20)の、その40を原告(21)の、

その33を原告(23)の、その33を原告(25)の、その33を原告(26)の、その40を原告(27)の、その12を原告(28)の、その60を原告(29)の、その60を原告(30)の、その18を原告(31)の、その6を原告(32)の各負担とし、その余を被告A&AMの負担とする。

5 36 被告ニチアスに生じた費用はこれを1740分し、その60を原告(1)の、その60を原告(2)の、その60を原告(4)の、その60を原告(5)の、その27を原告(6)の、その27を原告(7)の、その60を原告(8)の、その60を原告(9)の、その60を原告(10)の、その60を原告(11-1)及び原告(11-2)の、その60を原告(12-1)及び原告(12-2)の、その30を原告(13)の、その60を原告(15)の、その60を原告(16-1)、原告(16-2)及び原告(16-3)の、その20を原告(17-1)、原告(17-2)、原告(17-3)及び原告(17-4)の、その60を原告(18)の、その60を原告(19)の、その20を原告(20)の、その40を原告(21)の、その60を原告(23)の、その39を原告(24)の、その60を原告(25)の、その60を原告(26)の、その40を原告(27)の、その12を原告(28)の、その60を原告(29)の、その60を原告(30)の、その60を原告(31)の、その6を原告(32)の各負担とし、その余を被告ニチアスの負担とする。

20 37 被告ノザワに生じた費用はこれを1740分し、その24を原告(1)の、その60を原告(2)の、その15を原告(3)の、その60を原告(4)の、その60を原告(5)の、その60を原告(6)の、その60を原告(8)の、その60を原告(9)の、その60を原告(10)の、その60を原告(11-1)及び原告(11-2)の、その60を原告(12-1)及び原告(12-2)の、その60を原告(13)の、その15を原告(14)の、その60を原告(15)の、その60を原告(16-1)、原告(16-2)及び原告(16-3)の、その20を原告(17-1)、原告(17-2)、原告(17-3)及び原告(17

5 -4) の、その60を原告(18) の、その60を原告(19) の、その20を原告(20) の、その60を原告(21) の、その33を原告(22-1)、原告(22-2) 及び原告(22-3) の、その60を原告(23) の、その60を原告(25) の、その60を原告(26) の、その60を原告(27) の、その60を原告(28) の、その60を原告(29) の、その60を原告(31) の、その60を原告(32) の各負担とし、その余を被告ノザワの負担とする。

10 38 被告MMKに生じた費用はこれを1200分し、その24を原告(1) の、その24を原告(2) の、その60を原告(4) の、その60を原告(5) の、その60を原告(6) の、その60を原告(9) の、その60を原告(10) の、その60を原告(11-1) 及び原告(11-2) の、その60を原告(12-1) 及び原告(12-2) の、その20を原告(17-1)、原告(17-2)、原告(17-3) 及び原告(17-4) の、その20を原告(18) の、その60を原告(19) の、その20を原告(20) の、その40を原告(21) の、その60を原告(23) の、その33を原告(25) の、その60を原告(26) の、その60を原告(27) の、その18を原告(31) の、その6を原告(32) の各負担とし、その余を被告MMKの負担とする。

以上

原告被告企業対照表

番号	被告企業名 原告名	被災者	原告の被災者との関係	職種	乙イ	乙キ	乙ク	乙ケ	乙シ	乙チ	乙ト	乙ニ	乙マ	乙ミ	乙ム	乙メ	乙ユ	乙ラ	乙ワ	乙ガ
					AGC株式会社	株式会社エーアンドエーマテリアル	株式会社クボタ	ケイミュー株式会社	神島化学工業株式会社	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社【旧：新日鉄住金化学】	大建工業株式会社	太平洋セメント株式会社	ニチアス株式会社	ニチハ株式会社	日東紡績株式会社	日本インシュレーション株式会社	株式会社【旧：日本バルカー工業】	株式会社ノザワ	株式会社エム・エム・ケイ	株式会社
1	(1)	(1A)	子	タイル工		○					○		○					○	○	
2	(2)	(2A)	妻	大工	○	○	○				○		○	○				○	○	
3	(3)	(3A)	妻	ガラスブ ロック工														○		
4	(4)		本人	家電取付工 事、倉庫作 業員		○				○	○	○	○		○		○	○	○	
5	(5)	(5A)	妻	現場監督等		○			○		○		○			○		○	○	
6	(6)		本人	空調設備工		○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
7	(7)		本人	大工							○		○							
8	(8)	(8A)	妻	足場工		○				○	○	○	○		○		○	○		
9	(9)	(9A)	妻	電工		○				○	○	○	○		○		○	○	○	
10	(10)	(10A)	妻	現場監督等		○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
11-1	(11-1)	(11A)	妻、子	現場監督等	○	○	○			○	○		○	○	○		○	○	○	
11-2	(11-2)																			
12-1	(12-1)	(12A)	妻、子	大工		○				○	○	○	○		○		○	○	○	
12-2	(12-2)																			
13	(13)		本人	配管工		○			○	○		○	○		○	○	○	○		
14	(14)	(14A)	妻	左官														○		
15	(15)	(15A)	妻	劇団員		○				○		○	○		○		○	○		
16-1	(16-1)	(16A)	妻、子	配管工		○						○	○		○		○	○	○	
16-2	(16-2)																			
16-3	(16-3)																			
17-1	(17-1)	(17A)	妻、子	塗装工		○					○	○	○		○		○	○	○	
17-2	(17-2)																			
17-3	(17-3)																			
17-4	(17-4)																			
18	(18)	(18A)	妻	大工		○					○		○					○	○	

原告被告企業対照表

番号	被告企業名 原告名	被災者	原告の被災者との関係	職種	乙イ	乙キ	乙ク	乙ケ	乙シ	乙チ	乙ト	乙ニ	乙マ	乙ミ	乙ム	乙メ	乙ユ	乙ラ	乙ワ	乙ガ
					AGC株式会社	株式会社エーアンドエーマテリアル	株式会社クボタ	ケイミュー株式会社	神島化学工業株式会社	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社【旧：新日鉄住金化学】	大建工業株式会社	太平洋セメント株式会社	ニチアス株式会社	ニチハ株式会社	日東紡績株式会社	日本インシュレーション株式会社	株式会社【旧：日本バルカー工業】	株式会社ノザワ	株式会社エム・エム・ケイ	株式会社
19	(19)	(19A)	子	鉄筋工		○				○	○	○	○		○		○	○	○	
20	(20)	(20A)	義父	塗装工		○				○	○	○	○		○		○	○	○	
21	(21)		本人	大工、内装工、吹付工		○			○	○	○	○	○		○		○	○	○	
22-1 22-2 22-3	(22-1) (22-2) (22-3)	(22A)	妻、子	左官														○		
23	(23)	(23A)	子	大工	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	
24	(24)		本人	現場監督									○							
25	(25)	(25A)	妻	大工	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
26	(26)	(26A)	妻	大工		○			○		○		○					○	○	
27	(27)		本人	大工		○			○		○		○		○			○	○	○
28	(28)	(28A)	妻	建材運搬		○			○	○		○	○		○	○	○	○		
29	(29)	(29A)	妻	計装工、空調メンテナンス工		○			○	○		○	○		○	○	○	○		
30	(30)	(30A)	妻	産業用機械設計		○			○				○			○				
31	(31)		本人	ボード工	○	○	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○
32	(32)	(32A)	本人	工場作業員(ボード工、内装工)		○			○		○		○		○			○	○	○

請求一覧

(別紙5)

原告番号	原告	被災者名	主な職種	石綿関連疾患名	国	企業ら	発症日
1	(1)	(1A)	タイル工、 給配管工	肺がん		¥19,250,000	2014/1/6
2	(2)	(2A)	大工	胸膜中皮腫		¥19,250,000	2013/10/16
3	(3)	(3A)	ガラスブロック 工	胸膜中皮腫		¥19,250,000	2007/5/23
4	(4)	(本人)	家電取り付け等	石綿肺、 続発性気管支炎		¥19,250,000	2017/9/22
5	(5)	(5A)	現場監督	右肺がん		¥19,250,000	2015/8/10
6	(6)	(本人)	空調設備工	びまん性胸膜肥厚		¥19,250,000	2017/1/20
7	(7)	(本人)	大工	肺がん		¥19,250,000	2014/4/30
8	(8)	(8A)	とび	胸膜中皮腫		¥19,250,000	2013/3/5
9	(9)	(9A)	電工	胸膜中皮腫		¥19,250,000	2019/8/7
10	(10)	(10A)	現場監督	肺がん		¥19,250,000	2017/5/9
11-1	(11-1)	(11A)	現場監督	悪性胸膜中皮腫		¥9,625,000	2017/7/3
11-2	(11-2)	(11A)	現場監督	悪性胸膜中皮腫		¥9,625,000	2017/7/3
12-1	(12-1)	(12A)	大工、 型枠解体工	胸膜中皮腫		¥9,625,000	2015/8/20
12-2	(12-2)	(12A)	大工、 型枠解体工	胸膜中皮腫		¥2,406,250	2015/8/20
13	(13)	(本人)	配管工	肺がん		¥19,250,000	2012/11/13
14	(14)	(14A)	左官工	悪性胸膜中皮腫		¥19,250,000	2017/7/3
15	(15)	(15A)	劇団員	胸膜中皮腫	¥19,250,000	¥19,250,000	2014/12/3
16-1	(16-1)	(16A)	空調設備工	悪性胸膜中皮腫		¥9,625,000	2006/3/6
16-2	(16-2)	(16A)	空調設備工	悪性胸膜中皮腫		¥4,812,500	2006/3/6
16-3	(16-3)	(16A)	空調設備工	悪性胸膜中皮腫		¥4,812,500	2006/3/6
17-1	(17-1)	(17A)	塗装工	悪性胸膜中皮腫		¥9,625,000	2020/5/18
17-2	(17-2)	(17A)	塗装工	悪性胸膜中皮腫		¥1,925,000	2020/5/18
17-3	(17-3)	(17A)	塗装工	悪性胸膜中皮腫		¥1,925,000	2020/5/18
17-4	(17-4)	(17A)	塗装工	悪性胸膜中皮腫		¥1,925,000	2020/5/18
18	(18)	(18A)	大工	悪性胸膜中皮腫		¥19,250,000	2014/12/26
19	(19)	(19A)	鉄筋工	悪性胸膜中皮腫	¥16,041,667	¥16,041,667	2001/3/13
20	(20)	(20A)	塗装工	悪性胸膜中皮腫		¥12,833,333	2002/3/27
21	(21)	(本人)	吹付工、大工、 内装工	肺腺癌		¥28,600,000	2016/2/8
22-1	(22-1)	(22A)	左官	肺がん(石綿肺、 胸膜肥厚斑)		¥14,300,000	2019/4/5
22-2	(22-2)	(22A)	左官	肺がん(石綿肺、 胸膜肥厚斑)		¥7,150,000	2019/4/5
22-3	(22-3)	(22A)	左官	肺がん(石綿肺、 胸膜肥厚斑)		¥7,150,000	2019/4/5

23	(23)	(23A)	大工	胸膜中皮腫		¥28,600,000	2019/3/18
24	(24)	(本人)	現場監督	悪性(胸膜)中皮種		¥28,600,000	2019/11/28
25	(25)	(25A)	大工	悪性胸膜中皮腫		¥28,600,000	2002/3月頃
26	(26)	(26A)	大工	右悪性胸膜中皮腫		¥28,600,000	2020/2/5
27	(27)	(本人)	大工	右上葉肺がん(石綿肺)		¥28,600,000	2016/4/22
28	(28)	(28A)	建材運搬	悪性胸膜中皮腫		¥14,300,000	2018/1/23
29	(29)	(29A)	計装工、空調メンテナンス工	悪性胸膜中皮腫		¥28,600,000	2018/11月頃
30	(30)	(30A)	産業用機械設計	右悪性胸膜中皮腫		¥14,300,000	2020/7/30
31	(31)	(本人)	サイディングボードの加工・取付業	胸膜中皮種		¥14,300,000	2020/11/25
32	(32)	(32A)	工場作業員	腹膜中皮種		¥14,300,000	2018/12/6